

沿岸漁業の就業構造と漁家の継承関係

に関する研究

加瀬和俊

目 次

序	問題の所在と分析視角	1
	注釈	1 3
	[第一編] 沿岸漁業における労働特性と操業タイプ	1 5
第一章	沿岸漁業における労働特性	1 5
	第一節 海上労働と陸上労働の比重と関連	1 5
	第二節 漁家漁業の労働編成の特質	2 3
	注釈	4 0
第二章	漁家の操業タイプとその経済的性格	4 2
	第一節 各種の操業タイプの併存状況	4 2
	第二節 漁家のライフ・サイクルと操業タイプ移行の論理	5 8
	第三節 操業タイプ別漁家の量的構成	6 6
	注釈	7 8
	[第二編] 沿岸自営漁業の就業者と世帯	8 0
第三章	自営漁業就業者の構成	8 0
	第一節 歴史的概観	8 0
	第二節 世代別の流出・流入傾向とその地域差	1 0 8
	第三節 就業者の世代的更新状況	1 1 9
	注釈	1 2 5
第四章	漁家世帯の構成	1 2 7
	第一節 漁家世帯員の構成	1 2 7
	第二節 世帯の就業関係とその担い手	1 4 2
	注釈	1 6 3
第五章	漁家の階層性と経営状況	1 6 5
	第一節 漁業経営体の階層性	1 6 5
	第二節 適正階層選択の客観的要因	1 7 7
	注釈	1 8 7

〔第三編〕	後継者参入の論理と条件	188
第六章	後継者参入の経済的条件	188
第一節	後継者参入の諸ルート——事例検討——	188
第二節	後継者参入の原理的条件	208
第三節	労働市場の構造と後継者の経済計算	215
第四節	必要追加所得水準の修正事情	226
	注釈	232
第七章	後継者確保のための水揚金額増加方策——その特徴と帰結——	234
第一節	漁家投資の二類型と過剰投資メカニズム	234
第二節	漁獲努力量増投にともなう操業内容の変容	240
第三節	漁業制度＝漁場利用方式と漁家の継承関係	249
	注釈	264
	まとめと展望	267

## 序 問題の所在と分析視角

### (一) 問題の所在と本論文の課題

本論文の課題は、沿岸家族自営漁業の就業構造の現状を、漁家の世代的な継承関係の実証的・理論的解明を軸として、把握することである。はじめに、こうした課題を設定することの意味を明らかにしておこう。

今日、沿岸漁業においては、農業においてと同様に、就業者の高齢化が進行し、後継者の確保が順調になされていない。今後十年前後の内に今日の中心的な就業者世代（昭和一桁生まれ世代）が引退年齢を迎えた後、就業者の大幅な減少が予測され、産業としての沿岸漁業の内実が大きく再編成されることが予想されている。その変化の方向を明確に展望することは困難であるが、男子の基幹的な海上作業従事者を不可欠とする漁業労働の特質からして、それが農業とは大きく異なった方向をたどることは疑いない。この場合、今後の見通しを確定するためのポイントは、自営漁家の男子子弟がどのような経済計算によって後継者化を選択しており、またその際の判断を規定する客観的および主体的制約はいかなる事情であるのかという点について論理的に解明することと、今日までの漁業就業者の推移（特に漁業後継者の参入および流出）をめぐる因果連関を、その論理にそって実証的に把握することである。そうした現状把握に立脚してのみ、今後の見通しをつけることも可能となるであろうし、あるべき誘導方向に向けて沿岸漁業をめぐる諸条件のうち何をどのように改変すればよいのかについて語ることも許されるであろう。

このような問題意識に立って、本論文は戦後における自営漁業就業者の推移の実態とその根拠を論理的・実証的に解明し、特に農業とは決定的に異なる漁業労働の特質とそれに



規定される後継者の参入実態の検討を中心として、沿岸漁家の世代的再生産の現段階的特質を確定することをめざしている。ただし、本論文は、沿岸漁業の労働過程の特質と就業者構成の関連を重視するという視点の結果として、沿岸漁家のうちの採捕漁業＝漁船漁業を営む漁家を主たる検討対象としており、労働過程が農業と漁業の中間的性格を持つ養殖業については必要に応じて言及するに留まる。

## (二) 分析視角

上記の課題を解明するために本論文が意識的に採用している分析視角は、海上作業者の構成によって沿岸漁家の操業タイプを設定し、漁家のライフ・サイクルの推移にともなう海上作業労働力構成の増減過程の一環として、後継者の参入ないし流出という事実を分析するという視角である。

この場合、設定される漁家の操業タイプは、現実の漁家の多様な就業タイプを論理的に抽象化・単純化したものであって、各々が独自性を有する個別地域漁業の分析の際に最も有効なタイプというわけではない。意図しているところは、漁家の一時点における操業者構成を静態的に分類したタイプとしてではなく、世帯のライフ・サイクル＝漁業就業者の世代的な交替関係の論理を把握するための動態的なタイプとして、操業タイプを設定するという点である。

### (三) 研究史との関連

われわれの設定した課題と分析視角の意義を明確にするために必要な限りで、既存の研究史の特徴ないし限界について述べておけば、以下の諸点が留意される。

第一に、旧来の研究においては、沿岸漁業の一時点の就業実態の評価については分析が少なくないが、世帯の継承関係についての動態的な分析はほとんどなされていない。時系列的な推移についての分析もちろん存在しているが、それは時間を異にする複数時点の状況を対比したものであったり、<sup>1)</sup>統計的な階層区分の年次別の推移を追ったものに過ぎない。<sup>2)</sup>これに対して本論文は、沿岸自営漁業就業者数の推移を個人としての就業者の増減や経営体数の階層別変動としてのみでなく、漁家における世帯と経営の継承関係の担い手の推移としてライフ・サイクル論的に把握することをめざしている。<sup>3)</sup>その意味で、本論文はいわゆる家族経済論の沿岸漁家への適用という一面を持っている。

第二に、就業構造分析に際しての素材の取扱方に関する問題がある。本論文はこの点では、官庁統計の項目間の相関関係と因果関係とを安易に結合しないことと、地域実態調査の結果と全国的な統計分析の成果とを意識的に結合することの二点を重視している。その趣旨をやや説明的に述べれば以下の如くである。

① 就業実態の把握のために官庁統計の分析が必要であることは当然であるが、既存の諸研究においては官庁統計のいくつかの項目間の相関関係の析出が重視され過ぎ、確認された相関関係をそのまま因果関係と取り違える傾向が強かったように思われる。この点は、官庁統計における経営体の区分指標である「使用漁船の総トン数による階層区分」についての誤解に集中的に示されている。

漁船漁家（養殖業と小型定置網以外の沿岸漁家）の階層を、使用する漁船の合計トン数によって区分するのは、農業における耕作規模別の階層区分に類推した統計処理方式であり、一時点においては、より大型の漁船を使用する漁家の方が水揚金額が高いという相関関係がある以上、漁家経済の量的・質的比較のための有効な区分方法であることは確かである。しかしながら、既存の諸研究においては、「使用漁船の総トン数」と「耕地規模」との指標としての相違が全く意識されておらず、時系列的な推移を分析する際にもトン数区分による階層性をそのまま用いているという点で共通しており、これが就業実態の把握を著しく平板にする傾向をもたらしている。

漁船も耕地も、形式的には購入可能な商品として共通しているが、前者が人間労働による生産物であるのに対して、後者は中期的時間の範囲内においては自然によって供給総量が事前に決定されている。したがって、素材的にのみ見れば、漁家の漁船規模拡大志向に対しては漁船商品の供給増加があれば足りるのに対して、農家の耕地規模拡大志向に対しては同一地域内における他の農家の耕地規模の縮小が必要である。このことは、耕地規模を指標とする農家の階層区分が農民層分化の進展度合を明示する区分であるのに対して、トン数規模を指標とする漁家階層区分はそのような意味を持っていないことを意味している。

この点の問題性は、漁業統計の基準にならって農家の階層区分を改めてみれば容易に理解できよう。たとえば、所有農機具の総馬力数を指標として農家の階層区分を行えば、戦後の日本農業は急速な階層上向を続けたかのごとき外観を呈するであろうが、それが農家経済の規模拡大を意味しないことは明らかであろう。耕地規模の拡張が相対的な意味にお

いて——他の農家との比較において——当該農家の農家としての経済規模の上向の指標であるのに対して、漁船トン数の増加は相対的な意味においても絶対的な意味においても漁家経済規模の拡張の指標ではないのである。一時点における漁家間の比較としてはトン数階層区分が漁家経済規模の指標たり得るという事実と、時系列的な変化においてはトン数階層の上向が経済規模の拡大を意味しないという関係に留意しなければならないのである。

この関係は、個別漁家の経営戦略・規模選択方式を内在的に理解するために重要である。耕地規模の拡大は、農家にとって現実的にはかなり困難であるから、農家は自らの所有農地の質と量を前提として、その範囲で可能な経営方式を選択せざるを得ないであろう。すなわち、[与えられた耕地の質と量→農業経営方式・農業規模]という規定関係が存在しているとみなすことができよう。

これに対して、漁家の使用漁船規模はこのような意味での経営規模の規定者ではない。なぜなら漁家は、漁船規模の拡大によって所得が増加する見通しがあれば、他の条件にして可能な限り、漁船規模の拡大を当然に選択するからである。かくて、トン数規模は漁家の経営方式を決定する独立的な条件ではなく、選択された経営方式の結果として定められる従属変数であるに過ぎない。規定関係は[漁船規模→漁業経営方式]ではなく、[漁業経営方式→漁船規模]となるわけである（では、漁業経営方式は何が規定するのかについては本論の中で展開される）。今日まで急速に進行している漁船トン数規模、したがって経営体階層規模の急速な上昇が何よりもこの関係を雄弁に語っているであろう。

そうであるとすれば、ある同一のトン数階層の経営体の経営・就業関係の数値を時系列的に比較して漁家の経営内容の変化を論ずるという手法は、基本的に誤っているといわな

ければならない。もちろん、官庁統計が経営体トン数階層区分によってしか集計されていない現状においては、時系列的な比較においても限定的な意味でそれを利用せざるを得ないこともあるし、われわれも本論文中でそうした手法を部分的に採ることになるが、その場合にはこの種の限界に十分に留意して、不当に結論を拡張してはならないはずである。

しかるに、現実には「1～3トン階層では、第一種兼業経営体割合が・・減少傾向にあり、第二種兼業経営体割合を高めている。これに対して、3～5トン階層では専業経営体割合が・・増加している」<sup>4)</sup>とか、「各階層とも操業日数の短期化が明瞭で、下位階層では『89日以下』の割合が高まっており、上位の『3～5トン』、『5～10トン』では、200日以上操業する漁家の割合が低下している」<sup>5)</sup>といった評価が、時系列的に比較される両時点で同一の漁家集団の経営内容が変化した事実を示すものとして提示されているのである。

私見によれば、旧来の官庁統計の利用には、ここに見たように、農業統計との相違を十分に考慮することなく利用している場合が一般的であり、そのことが漁船規模の拡張を含む漁家の投資動向と就業構造の把握において、静態的なイメージを強めているように思われる。本論文はこの点で、官庁統計の利用方法に必要な限定を加え、地域実態調査の結果との対比を絶えず念頭に置きながら、検討を進めていくこととしたい。

② 沿岸漁業についての地域実態調査の成果はすでに相当に存在している。<sup>6)</sup>こうした成果を就業構造分析に際して十分に活用する必要があることは言うまでもないが、ここで方法的に留意しておくべき点は、個別調査と全国的統計との関連に関する問題である。

個別地域・個別漁業における就業実態の把握に際しては、沿岸漁業種類の多様性に応じた漁業労働の特質、漁獲対象資源の分布状況、漁場利用方式のあり方、さらには漁家の世帯としての性格等が必要に応じて検討されている。<sup>7)</sup>それは沿岸漁家の漁業就業のあり方に影響するこうした諸事情について分析しなければ、実態調査報告としては意味を持ちえないことからして当然の手法である。

しかしながら、こうした諸事情は、それが個別具体的で地域的に多様であるだけに、また数量化になじまないものであるという事情もあって、統計的把握の対象とはなりにくい。このため、官庁統計の検討を中心とした旧来の分析に際しては、実態調査の際に重視された諸事情はほとんど検討されることなく、統計項目として把握された事項の相互間でのみ因果関係を付けようとする傾向が強かった。その結果、実態調査の成果と全国的統計検討の結果とが論理的に充分にかみあわない状況が見られるように思われる。すなわち、地域実態調査においては、世帯内の自営漁業就業者の構成や後継者の確保事情が重視され、その根拠が地域漁家の個別具体的な事情に求められて、全国的な沿岸漁業全体の動向との関連が十分に意識されず、したがって対象地域の全国的位置付け自体が充分にはなし得ないことになりやすい。逆に、全国的分析においては、日本資本主義全体の労働市場の展開度の推移や魚価水準の動向といった概括的事務から、いきなり沿岸漁業の就業構造の変動が説明されるといった傾向も見られる。実態調査に際しては沿岸漁業における就業のあり

方を規定する要因として重視された諸事情が、全国的検討に際しては漁家の経営内容・就業動向をめぐる因果連関の中にほとんど意識されなくなってしまうといった問題が見られるわけである。

沿岸漁業における就業のあり方は地域的に多様であり、発展的漁業を有し後継者を確保している漁村もあれば、後継者がほとんど定着せずに衰退過程にある地域も存在している。そうした地域差が、全国的な就業構造の動向との関連において分析されるためには、個別地域の実態調査分析と全国的検討とが方法的に相互補完的關係に立つことが必要である。本論文もそのために十分な容易があるわけではないが、漁場利用方式と後継者の参入のあり方の関連や、直系世帯の性格とあととりの定着度との関連、あるいは後継者のユーターンをめぐる諸事情等について一定の定性的分析を試み、この方向に接近することとした。

第三の点は、分析視角として提起した漁家の操業タイプの意味に関してである。漁家世帯の海上作業者の構成については、これまでににおいても意識されていなかったわけではない。まず、官庁統計の中心的位置にある漁業センサスにおいては、1968年に実施された第四次の統計において、海上作業者の世帯員構成についての統計がはじめて集計されている。<sup>8)</sup>しかるに、第五次センサス以降は再びこの項目はなくなってしまう、一度だけの試行として終わってしまっている。このことは、海上作業者の世帯員構成が漁家の性格を強く規定する最大の要因であるという事実について十分な自覚が統計担当部門に存在していなかったし、現に存在していないことを示唆していると思われる。

これに対して、地域実態調査等の報告においては、多様な調査対象漁家の性格を整理し

て把握するために、いくつかの漁家タイプを設定して分析を進めている事例が少なくない。  
これらのタイプ設定の基準は以下のように区分することができる。

#### ①世帯員構成によるタイプ設定

これは陣内義人等による『のり養殖業の経済分析』のタイプ設定をその例とする<sup>9)</sup>この報告書は、のり養殖漁家にとっては「いかなる量と質の家族労働力を確保するかということとは経営展開に決定的な影響を及ぼす」という観点に立ち、かつ「家族形態と労働力の構成は密接に結合している」という判断に立って、佐賀県東部漁村ののり養殖漁家の「家族形態」（のり養殖業への従事者基準ではなく世帯員基準で）として、「単婚夫婦型」、「片親＋夫婦型」、「夫婦＋後継者型」、「二世代夫婦型」、「複合家族型」という諸タイプに区分している。このタイプ区分は、陸上作業量が多く、世帯員中の陸上作業者の構成が経営のあり方に大きな影響を持つというのり養殖業の特質と、宮城県等の副業的で衰退型ののり養殖地帯に比較して、主業的で世帯員総働きの的なのり養殖漁家の多い有明海ののり養殖業の実態を反映した区分であり、そのことがこのタイプ設定の地域分析にとっての有効性を保証していると同時に、全国的検討や他地域・他漁業種類には適用できないタイプともしているのである。

#### ②海上作業員構成によるタイプ設定<sup>10)</sup>

このタイプ設定の事例は、志村賢男の福岡市の沿岸漁家の実態分析の中に見られる<sup>11)</sup>志村は世帯員の構成や漁業陸上作業員の構成については無視し、海上作業員の構成のみを基準として、1)「限界層」としての「夫婦漁業」、2)「長男か次三男のいずれかを自営漁業に追加する経営」、3)「長男・次男両方を自営漁業に投入」している漁家、4)



最上層としての「雇用漁夫」を使用している漁家、の4タイプを設定している。これは、海上作業を担当する者が誰であるのかによって経営の性格が強い影響を受ける漁船漁業に適合的な区分であろう。

#### ③漁業種類による漁家タイプ設定

実態調査報告の中ではこのタイプ設定が最も常識的で一般的である。<sup>12)</sup>これは、特定地域においては、ある漁業種類にはある一定の漁船規模と一定の乗組員数が対応し、水揚金額もおよその分布の幅が漁業種類ごとに決まっているという実態を反映したものである。これは、資源変動の影響や年間の繁忙期・閑散期といった操業の実態と対応させた分析をするためにも便宜である。

#### ④漁船トン数階層による漁家タイプ設定

このタイプ設定もよく用いられる方法であるが、これは地域実態調査のためのタイプ設定というよりも官庁統計の利用の便宜を重視したものと思われる。<sup>13)</sup>

#### ⑤水揚金額によるタイプ設定

これは水揚金額によって地域内漁家のうちの上層・中層・下層といった区分を行うものであるが、<sup>14)</sup>他のタイプ設定の場合とは異なって、経営の結果としての水揚金額を整理したものに過ぎないから、調査結果の記述の便宜のためのタイプ設定という域を出ておらず、操業・経営のあり方を規定する要因を基準にしてタイプ設定をしているわけではない。

以上のように、これまでも地域漁業の実態分析のために、各種の漁家タイプの設定が試みられて来た。もちろん以上に例示した主要なタイプ以外にも、たとえば①と②の中間的なものとして陸上作業者を含む漁業従事者全体を基準にしたタイプ設定もあり得るであ

ろうし、地域特性に応じて多様なタイプ設定が可能であろう。地域漁業の分析を最も内在的に行うためには、地域特性に応じた各種のタイプ設定が試みられて然るべきである。

とはいえ、方法的な問題としては、こうした地域的なタイプ設定しかなされていないこと自体が、全国的動向と切り離して地域漁業の実態を把握しようとする姿勢を反映していると言える。われわれが採用する漁家タイプは、結果的には上記の②と同様に海上作業者構成を基準とした単純なものであるが、それは2つの点においてこれまでの諸々のタイプ設定と異なった意味を有している。

① われわれの提起する漁家タイプは個々の地域分析のためのタイプではなく、全国的な漁家経済の分析の基準となるタイプとして設定している。したがってそれは、各地域に可能な漁家タイプを論理的に抽象化・単純化したものである。しかしそれは、個々の地域漁業の分析の際にも、個別具体的な亜タイプをその下位区分として設定することによって応用可能なものとする。すなわち、沿岸漁家・沿岸漁業就業構造の検討における全国的分析と個別地域的分析を結合できるタイプとして漁家タイプを生かす必要があるのである。

② われわれの漁家タイプの意図している今一つの点は、漁家の世代的な交替＝世帯のライフ・サイクルの論理を把握するための動態論的なタイプとして意味付けている点である。旧来の種々のタイプ設定が、調査時点の漁家の分類・説明のための無時間的なタイプであったのに対して、タイプ間の移行関係を論理的に含み得るタイプが設定されなければならない。この際、最もポイントとしている点は、後継者の参入の論理を把握できるようなタイプでなければならないという点である。

このように、われわれの提起する漁家の操業タイプは、旧来のタイプ設定を参考としな

がらも、全国的一般化と時間的動態化が可能なものとして設定しており、それを基準として漁家の後継者確保をめぐる経営的判断の内容に接近することが意図されているのである

注釈 (序)

1) たとえば、堀口健治・服部昭「海面漁業の就業構造」，長谷川彰監修『日本漁業の構造』農林統計協会，1981年，所収。

2) たとえば，増田洋「沿岸漁業の再編成と経営構造」『漁業経済研究』第24巻第3・4合併号，1979年，所収。

3) 農家について類似の視点から検討した業績としては，中安定子編著『農家の世代交替と農業——家族周期と農業就業構造——』全国農業会議所，1984年，がある。

4) 増田洋「沿岸漁家層」，前掲『日本漁業の構造』所収，p50。ここは動態論的に見れば，「全体的な漁船規模の拡張の中で，第二種兼業漁家は1～3トン規模の漁船を持つようになったが，専業漁家は3～5トン規模へ漁船を大型化する傾向を示した」と読むこともできるのである。

5) 小松昭介・井元康裕「第5次漁業センサスにみる漁業の生産構造とその推移」『漁業経済研究』第22巻第2号，1976年，所収，p46。ここも動態論的に見れば，「200日以上操業する漁家は3トン以上規模へ漁船を拡張した」と読むこともできるはずである。

6) 沿岸漁業の実態調査は無数に存在しているし，毎年多数の調査が積上げられている。ただし，それらの調査は行政的目的や系統団体のイニシアティブにもとづいて委託調査方式でなされるものが多いという事情もあって，特定の項目についての調査であったり，当該地域の全国的な位置付けをはじめから意図していないものが多い。

7) たとえば，大津昭一郎・酒井俊二『現代漁村民の変貌過程』御茶の水書房，1981年。宮沢晴彦「沿岸漁業における技術展開と漁場利用」『漁業経済研究』第29巻第4号，1985年，所収，等。

8) 第四次漁業センサスにおいては，「自営漁業海上作業就業者の構成別」に沿岸漁船漁業の個人経営体数が区分されている。その項目は，「世帯主のみ」，「世帯主と妻」，「世帯主と子供（男子）」，「その他」であり，われわれの分析にとっては極めて貴重なものである。しかるに，1973年の第五次漁業センサス以降はこの項目は集計されていない（最盛期の海上作業者の人数だけが示され，世帯内のその位置についての情報が無くなったのである）。また，センサスの調査個表においても世帯員の続柄に関する項目が存在しないので，集計することもできない。なお，1963年の第三次漁業センサスにおいては，「漁業就業者数別個人経営世帯数」が集計されており，その内訳項目は「1人」，「家計中心者とその妻」，「家計中心者と長男」，「家計中心者とその妻，長男」，「その他」となっている。これは他の諸項目の数値と比較してみると，陸上作業者数も含んだ就業者数であるのか否かが特定しにくく，統計的には不備な集計になっていると思われるが，これが第四次の海上作業者構成別の統計につながっていったと思われる。

9) 佐賀大学農業経営経済研究室『のり養殖業の経済分析』1979年。ここでの引用は，同書のp151，p154より。

10) 中楯興・吉木武一『明日の日本水産業』海文堂，1978年，には個別地域分析としてではなく，高度経済成長期における沿岸漁業の全国的な変化について以下のような記述をしている箇所がある。「漁船漁業の場合，雇用労働力に依存する経営は，ごく少数の上層漁家を除いて皆無の状態となったし，自家労働力も可能な限り脱漁化させ，世帯主による単身操業，それに主婦や老人を加えた夫婦操業，親子操業が一般的となった。」(p93) これは，事実上，海上作業者構成による漁家タイプの設定であり，われわれが提起する単純な操業タイプと形式的にはほとんど同一である。ただし，このタイプを操作概念として論理を展開しているわけではなく，直感的な整理に留まっている。

11) 志村賢男『日本漁業の資本蓄積』東京大学出版会，1965年刊，pp289～292。

12) たとえば就業構造を直接の分析課題とする作業の中で，この種のタイプ設定を行っているものとして，伊東<sup>六</sup>吉・青沼吉松『漁業における就業構造に関する研究——千葉県漁業を事例とする——』水産庁・研究資料第208号，1961年刊。

13) たとえば，島秀典「沿岸漁業における老人漁家の形成と脱漁民化のパターン」『漁業経済研究』第26巻第4号，1981年，所収。

14) たとえば，宮崎隆志「漁協経営と漁民層分解」『漁業経済研究』第29巻第3号，1984年，所収。

## [第一編] 沿岸漁業における労働特性と操業タイプ

### 第一章 沿岸漁業における労働特性

#### 第一節 海上労働と陸上労働の比重と関連

沿岸漁業における労働が、今日の漁業生産力のあり方と技術水準に対応して、どのような特性を有しているのかを明らかにすることは、家族労作経営としての沿岸漁業における就業と経営の性格を把握するための不可欠の前提である。そこで、本章では、次章以下における分析の前提作業として、漁業労働の特質について検討しておこう<sup>1)</sup>。

さて、沿岸漁業における労働の特質として最も明瞭かつ重要な点は、量的にも質的にも海上労働が基本であり、陸上労働は海上労働によって規定されるという点である。この点は、戦前期から同様であり、今日の技術段階においても、未だ大きな変化は生じていない。

まず、両者の質的な関係について検討してみよう。漁船漁業＝採捕漁業の陸上作業には、①海上作業に時間的に直接先行する準備作業（漁具・餌等の出漁直前の準備等）及び後続する後始末的作業（水揚・選別作業、漁具整理、加工作業など）と、②海上作業時間以外の適当な時間に行えばよい付帯的作業（日常的な漁具修理等）とがあるが、前者は海上作業の開始・終了時刻に直接規定されて海上作業自身ないしその他の世帯員によってなされなければならないし、後者は、海上作業に出られない手余り・待機時間に、通常海上作業自身によって行われる。いずれの場合も、海上作業の人数・時刻・継続時間が、陸上作業の必要人数・時刻・継続時間を決定するという規定関係が存在している。

加えて、漁業種類ごとの相違はもちろん大きいとはいえ、海上労働は熟練労働でなけれ

ばならないのに対して、陸上労働の多くの部分は労働工程の分割・細分化が可能な単純作業であり、不熟練労働であるという差異が存在する。漁船の運行自体、各種の免許類を取得していなければ許可されないから、臨時的な雇用労働力に依存することは困難であり、広い意味での熟練労働の部類に入る。また、たとえば、操業すべき漁場の選択は、機器類のデータを参考にしつつなされるとはいえ、潮流の判断、魚群の行動予測、競合関係にある他の漁船の漁具の所在、魚価水準等も考慮に入れてなされる漁獲対象魚種の選択、過去における漁獲実績等々の多様な要因を検討して選択されているし、網入れの方向、曳網時刻と曳網継続時間の長さの決定、使用する網の種類を選択などの作業内容自体もその時々での臨機応変の対応を必要とし、熟練の度合によって水揚金額には大きな格差が生じてしまう。陸上作業にも熟練が強く要請される部分がないわけではなく、陸上作業の質的・量的内容が、海上作業のあり方を規定する関係も見られるが、<sup>2)</sup>全体として見れば、陸上作業は不熟練簡易労働として世帯内の女子・高齢者や臨時的雇用者によって容易に担当され得るのに対して、海上作業にはそうした条件はないのである。この点からしても、世帯内の基幹的労働力によって担われなければならない海上作業が、縁起的労働力によっても担当可能な陸上作業に比べて規定的な意味を持っていることは明らかであろう。

さらに、両者の量的な比重としては、海上作業時間の方が陸上作業時間よりも多いという関係が見られる。表1-1で漁船漁業の階層別の労働時間を見ると、この関係が一応確認できる。両者の作業時間の差は経営体規模が小さいほど少ないが、これは漁船が小さいほど漁場が近く、航行時間が少ないために陸上作業の比率が相対的に上昇するためである。しかも、陸上作業には海上作業者とともに世帯内の婦人や高齢者も助力して多人数で行

表1-1

表1-1 漁船漁業階層別・養殖業種類別の1経営体当たり従事者数と労働時間（1985年）

	漁 船 漁 業				養 殖 業			
	-1ト	1-3	3-5	5-10	のり	かき	ぶり	わかめ
最盛期の従事者数								
海上作業員数	人 1.6	1.7	2.1	2.8	-	-	-	-
海上陸上作業員数計	人 -	-	-	-	4.3	8.2	5.4	5.1
平均海上作業員数	b/a 人 1.29	1.35	1.62	2.14	2.04	2.02	2.43	1.73
出漁日数	a 日 138	159	148	156	184	226	283	145
延べ労働人員								
海上作業員	b 人 178	215	240	334	375	456	689	251
陸上作業員	c 人 207	252	293	362	415	1,315	456	492
延べ労働時間								
海上作業	d 時間 814	1,296	2,078	2,996	1,890	1,984	3,689	996
陸上作業	e 時間 711	923	1,067	1,222	2,485	9,642	1,577	2,649
労働時間（1人日当たり）								
海上作業	d/b 時間 4.6	6.0	8.7	9.0	5.0	4.4	5.4	4.0
陸上作業	e/c 時間 3.4	3.7	3.6	3.4	6.0	7.3	3.5	5.5

注1) 農林水産省統計情報部『漁業経済調査報告』より。

2) 漁船漁業（動力船使用）経営体の階層区分は、使用漁船の総トン数による。以下同じ。



うことが可能であるから、世帯員の協業によって作業時間を短縮することも困難ではない。加えて、海上作業のための待機時間になされる陸上労働は、細切れの<sup>(空き)</sup>時間の寄せ集めであり、一定の継続時間を持った労働ではない場合が多い。このように、漁船漁業においては量的にも質的にも海上作業が規定的な意味を持っているから、海上作業の性格が陸上作業を含めた漁業就労のあり方を基本的に規定し、ひいては経営の基本的性格を決定付ける要因になると言えるわけである。

これに対して養殖業の場合には、漁船漁業とはかなり異なっている面も見られる。同じ表1-1によって養殖業の海上・陸上作業時間の構成を見ると、加工＝製品化工程を個別漁家が担当する海藻類の養殖（のり・わかめ）等の場合には、延べ労働時間についても1人日当たり労働時間についても、陸上作業時間の方が長いことがわかる。特に、むき身作業に時間を要するかき養殖業においては、陸上作業の延べ労働時間は海上作業のその5倍に及んでいる。これに対して、同じ養殖業でも加工工程のない魚類養殖業では陸上作業時間が少ないことが、ぶり養殖業について同表で確認できる。

したがって、海上作業が規定的であるという関係は、養殖業においては漁船漁業ほど明確ではない。養殖業における陸上作業は、女子労働を中心に編成されることが多く、男子による海上での摘採・取り上げ作業と女子を中心とする陸上での簡易加工＝出荷前処理作業とが、相互に作業量のバランスを取りあいながら、雇用労働も部分的に含む家族協業として維持されているのである。とはいえ、今日の技術段階においては、養殖業においても海上作業には男子労働力が必要とされているから、農業と同質的とは言えず、漁業部門の中の農業的性格の強い領域と考えるべきであろう。漁船漁業と養殖業との経済的性格の相

違から考えても、自然界に存在する所有権の対象でない生物を採捕する漁船漁業においては、漁労作業（所有権の対象とするための作業）が最も基軸的な意味を持つのに対して、すでに漁業者の所有権の対象となっている生物を商品化するための養殖業では、相対的には陸上作業＝加工・商品化作業の比重が高くなるのは当然であろう。ともあれ、ここでは、漁業労働の特質を明確にするために、漁船漁業の場合を中心に検討を進めることにする

もちろん、漁業種類ごとの差異は大きいから、具体的に分析を進めるためにはその点についての留意も必要である。たとえば、同じ漁船漁業の中でも、漁船トン数で示した経営体規模や漁業種類が異なれば、海上作業の規定性の重みも異なってくる。前掲の表1-1によっても、トン数規模が上昇するほど海上作業時間が長くなるのに対して、陸上作業についてはトン数規模に関わらずほとんど等しいことが確認できるから、海上作業の規定性は経営体のトン数階層が上位であるほど強いと見ることができる。また、表1-2によると、漁業種類別にかなり大きな相違が見られることも判明する。たとえば、同じ3～5トン階層について比較すると、地先漁場で操業し、海上作業継続時間が5時間程度しかない採貝・採藻漁業の場合には、陸上作業時間（選別・簡易加工作業のため）の比重が高くなっているのに対して、選別作業も網処理作業もそれほど必要とされない（ないし、航行中にその作業を終えてしまう）小型底びき網漁業の場合には、海上作業の比重が最も高いことがわかる。各地域漁業の就労実態の検討に際しては、こうした漁業種類ごとの差についても考慮しなければならないのは当然である。

表1-2

次に、漁船漁業における海上労働の性格について検討すると、農業労働等に比較して、

表1-2 漁船漁業種類別の一経営体当たり海上作業従事者数と一人一日当たり労働時間(1985年)

	経営体階層	小型底びき網	その他の網漁業	釣り・はえなわ	採貝・採藻	
海従 上事	~1トン	a	1.7	1.5	1.7	
		b	-	1.31	1.19	1.33
作者	1~3	a	1.9	1.7	1.4	2.1
		b	1.45	1.47	1.19	1.47
業数	3~5	a	1.9	2.4	2.0	2.6
		b	1.61	1.77	1.48	1.87
	5~10	a	2.5	3.9	2.2	2.3
		b	2.28	2.85	1.72	2.00
海労 上働 作時 業間	~1トン	時間	4.3	6.5	4.1	
		1~3	7.3	5.1	7.5	4.0
		3~5	11.1	7.1	8.9	4.9
		5~10	10.8	7.7	8.8	6.4
陸労 上働 作時 業間	~1トン	時間	3.7	3.8	3.3	
		1~3	3.0	4.3	3.0	4.6
		3~5	3.0	3.8	3.4	5.5
		5~10	2.9	3.6	3.4	3.2

- 注1) 農林水産省統計情報部『漁業経済調査報告』より算出。  
 2) 海上作業従事者数のaは「最盛期」の、bは平均の人数を示す。  
 なお、bは〔海上労働延べ人員÷出漁日数〕として算出した。  
 3) 海上作業労働時間、陸上作業労働時間はそれぞれ、〔延べ労働時間÷延べ労働人員〕として算出した。

その①不分割性，②他律性，という特徴点が指摘できる。

すなわち第一に，海上労働は労働の不分割性＝時間的連続性，したがって作業時間内における労働人員の固定性によって陸上労働と異質である。出港から入港までの全時間は，漁労作業時間ではなくとも場所的に隔離・拘束された時間であり，家事労働やその他の兼業労働とは完全に分離されている。また，その日の漁獲状況によって作業人員の増加が必要とされたり，逆に手余り状況になったとしても，出漁中にはその人数の調整は不可能である。

第二に，海上作業は操業者側の事情によって，その時刻・労働継続時間・操業場所などを選択できないという他律的な性格が強い。漁獲作業は，漁獲可能な状態に魚群が形成される特定の時期・時刻・場所においてなされなければならないから，魚種によっては索餌時間である明け方や夜間等に操業時刻が特定されたり，火光利用漁業は満月前後の数日間を除く夜間にしか操業できないとか，個々の漁場の潮流の関係——大潮・小潮，満潮・干潮によって各地域ごとに独自の変化が生じる——で操業時期・時刻が日ごとに変化する，といった変動が避けられない。また，時化の時には出漁できないから，風のおさまるのを待って出漁するなど，他の労働に投入しにくい待機時間が解消できないといった制約も強い<sup>3)</sup>

もちろんこうした自然的条件による制約は，技術水準の現状における制約であり，養殖業においてはその制約は間接化されている。すなわち養殖業の海上作業は，漁船漁業に比較して漁場が近いこと——通常，漁場までの航行時間は20～30分以内であり，長くても1時間を越えることは稀である——，内湾性の漁場で海洋条件が穏やかで労働しやすい

こと、海上作業時間を漁業者側の都合に合わせて選択しやすいこと等の点で、自然界で移動している生物を、その移動に合わせて採捕する漁船漁業に比べればはるかに農業的ではある。とはいえ、海上作業が規定的意味を持つという漁業の性格は、より緩和された程度ではあれ、養殖業においても共通していることは、農業のような女子中心の経営が養殖業においては成立していないことからしても確認できるところである。

## 第二節 漁家漁業の労働編成の特質

前節で検討したように、漁業労働の規定的部分は海上作業の側にあり、しかも海上作業者は一定の体力を有する熟練労働者でなければならず、その労働の内容は、農業と比較して拘束時間の不分割性、他律性という特徴を持っている。漁業労働のこうした特性に規定されて、沿岸漁家世帯の漁業労働力の編成は、①世帯内の男子労働力が不可欠であること、②海上作業者の漁業專業度が高いこと、といった特徴を有することになる。以下、この点について検討してみよう。

第一の特徴は、海上作業者は基本的に男子であり、女子が海上作業に従事する場合は夫婦で操業する場合にほぼ限定され、女子だけで操業する事例は例外的であるという事実である。<sup>4)</sup> もちろん、海女漁業のように女子のみによって操業される漁業種類が無いわけではないが、全体的に見れば男子が他産業に従事して女子のみが漁業を操業しているという漁家はほとんど存在していない。<sup>5)</sup>

もちろん、海上作業に従事する女子は少なくないし、戦後においては沿岸漁業からの後継者の流出傾向の下で、戦前にはかなり広範に存在していた女子の海上作業を忌む風習も薄れ、女子の海上作業者はかなり顕著に増加した。表1-3によって男女別の自営漁業就業者（海上作業に年間30日以上従事した者）の人数を見ると、女子は男子のほぼ3分の1の比重を占めていることがわかる。とはいえ、こうした女子の就業者は既に述べたようにその大半は基幹的漁業従事者ではないから、男子が基幹的従事者として操業している漁業に非基幹的な共同作業者として従事していることになる（のちに検討するように、その

表1-3

表 1-3

男女別・漁業種類別の自営漁業就業者数（1983年）

	男	女	計
	人	人	人
採貝・採藻	30,734	17,790	48,524
その他の刺網	32,312	9,508	41,820
その他の釣り	36,325	2,995	39,320
その他のはえ縄	8,176	1,387	9,563
小型底びき網	15,928	4,171	20,099
小型定置網	6,955	2,329	9,284
養殖業	53,764	30,072	83,836
うち { のり	23,558	15,320	38,878
{ わかめ	6,972	3,333	10,305
以上小計	184,194	68,252	252,446
その他とも合計	226,802	74,118	300,920

注1) 農林水産省統計情報部『漁業センサス』（第七次）による。

2) 海上作業に年間30日以上操業した自営漁業就業者について。

3) 主として操業した漁業種類について。ただし、「その他の刺網」=さけ・ます流し網以外の刺網、「その他の釣り」=かつお・さば・いか釣り以外の釣り、「その他のはえ縄」=まぐろ・さけ・ます以外のはえ縄、である。

年齢構成から見ると結婚以前の女子の海上作業者はほとんど存在しないので、夫婦操業のタイプにはほぼ限定される)。

この場合、現在の社会的・経済的条件と漁業技術水準の下においては、女子の海上作業労働力は男子のそれに比べて付加的・補助的・追加的労働力となっており、その操業内容も男子の場合とはかなり異なっている。たとえば、同じく表1-3によって、女子就業者の比率の高い漁業種類を見ると、養殖業や採貝・採藻漁業が代表的である。これらが、漁場が海岸線から近く、海上作業時間の短い、したがって家事労働や兼業的農業労働などとの両立が可能な部門であることは明らかである。漁場探索的で長時間の海上作業を必要とする釣り・はえ縄などでは女子の就業は少ない<sup>6)</sup>。また、表1-4で、海上作業従事日数別の就業者の構成比を見ても、全就業者に占める女子の比重は従事日数の少ないものほど多いことがわかる。このことは、男子が周年操業的であるのに対して、女子の場合には特定漁業種類における季節的操業が多いこと——すなわち男子だけでは手不足になる盛漁期に女子労働力が付加的に海上作業を担当しているという関係——を示唆している。このため、女子の就業に適した漁業種類の存在する地域以外においては女子の就業者は少ない。具体的には、太平洋北区・中区・東シナ海区・瀬戸内海区など養殖業や採貝・採藻漁業の盛んな地域においては全就業者の4分の1以上を女子が占めているのに対して、見るべき養殖業がない日本海北区・西区においては1割台に留まっているのである。

表1-4

このように、女子の自営漁業就業者の比率は地域別・漁業種類別に大きく異なっているとはいえ、その比重の高い部分においても、世帯内の男子労働力が不可欠であり、女子労働力は男子の補完的な位置に留まっていることは否定できない。



表1-4

自営漁業就業者中の女子の比重 (1983年)

		男子 a	女子 b	女子比率 b/(a+b)	女子構成比
		人	人	%	%
全国		226,802	74,118	24.6	100.0
海 区 別	北海道区	26,715	5,550	17.2	7.5
	太平洋北区	28,527	10,476	26.9	14.1
	太平洋中区	30,368	12,437	29.1	16.8
	太平洋南区	19,560	4,388	18.3	5.9
	日本海北区	12,337	1,504	10.9	2.0
	日本海西区	13,416	2,192	14.0	3.0
	東シナ海区	56,984	22,036	27.9	29.7
	瀬戸内海区	38,895	15,535	28.5	21.0
海事	30日-	40,358	24,287	37.6	32.8
	上日90-	50,111	19,528	28.0	26.3
作数	150-	47,947	12,647	20.9	17.1
業別	200-	46,274	10,279	18.2	13.9
従	250-	42,112	7,377	14.9	10.0

注：『漁業センサス』より。

沿岸漁家の漁業労働力編成の第二の特徴は、海上作業者の自営漁業專業度が高いという点である。表1-5によって、自営漁家世帯の「世帯の経済的中心者」の自営漁業との関わりを見ると、1983年において、「自営漁業のみ」就業が全漁家世帯の47.6%、「自営漁業が主」であるものが24.5%で、あわせて72.2%の漁家世帯の「経済的中心者」が自営漁業中心に就業しており、「自営漁業が従」は22.0%、「自営漁業に従事しない」は5.8%に過ぎない。「世帯の経済的中心者」は通常、ほぼ30~60才程度の男子であろうから、この傾向は農家の場合とは質的に全く異なっていると言える。地域的に見れば日本海北区・西区に相対的には他産業従事の比重の高い「経済的中心者」が多いといえるが、それでも過半数は自営漁業に中心を置いて就業しているのであって、農業とは大きく異なっていることは否定できない。

表1-5

海洋条件・気象条件・魚群の習性などによって労働内容を他律的に規制される海上労働にあっては、ある程度の漁獲高を揚げるためには、出漁可能な時点では何時でも操業できなければならないから、たとえ手余り時間があっても、それは兼業部門、特に雇われ兼業には従事できない自営漁業の待機時間=出漁待ち時間である。農業の場合のように、恒常的な賃労働に従事しながら漁業を営むことは不可能であり、せいぜい、漁業専門的な時期と賃労働従事専門的な時期とを季節的に区分して兼業化をはかることができるに留まる傾向が強い。したがって、兼業労働に従事している男子自営漁業就業者の場合には、農業・遊漁案内業・水産加工業などの自営業兼業——その場合には漁業操業の都合に合わせて兼業部門の労働時間を調整できる——か、閑漁期における季節的な賃労働兼業かに限定されていると見られる。これに対して、周年的に賃労働就業を主体にしている場合には

態勢に

表1-5 自営漁家世帯の「世帯の経済的中心者」の自営漁業従事度合別経営体構成比

	1 9 7 3 年				1 9 8 3 年			
	漁業のみ	漁業が主	小計	同比率	漁業のみ	漁業が主	小計	同比率
全国	91,194	66,627	157,821	70.2	94,868	48,861	143,729	72.7
北海道区	10,633	8,173	18,806	72.3	11,760	6,229	17,989	78.2
太平洋北区	9,200	9,710	18,910	68.3	8,449	7,458	15,907	66.7
太平洋中区	12,985	12,759	25,744	72.0	12,542	7,733	20,275	73.7
太平洋南区	9,669	3,873	13,542	77.0	11,082	2,586	13,668	80.4
日本海北区	2,754	2,316	5,070	48.6	3,261	2,482	5,743	50.8
日本海西区	4,869	3,754	8,623	61.9	5,337	2,867	8,204	61.7
東シナ海区	21,733	16,171	37,904	69.0	23,038	12,623	35,661	73.9
瀬戸内海区	19,351	9,871	29,222	75.7	19,399	6,883	26,282	75.2

注1) 『漁業センサス』より算出。

2) 「同比率」は「小計」の全個人経営体数に対する比率を示す。

、休祭日の趣味的漁業の域を越えることは困難である。なお、のちに詳細に検討するように、漁業を操業するための漁業許可・漁業権行使権は操業実績にもとづいて更新されるから、他産業に比重をかけている兼業的漁業者はそれを確保しにくく、加速度的に兼業主体に傾斜せざるを得なくなるという漁業制度上の事情も、自営漁業者の専門的性格を増幅させる実際的な要因である。

さて、以上のように、漁家においては専門的な男子海上作業者が必要であるという特性が確認されたが、このことは、漁家の世代的な継承が保証されるためには、専門的な父親から専門的な息子へと海上作業担当者の継承がなされなければならないことを示唆している。そこで、漁業操業者の人数との関係で、この点を検討してみなければならない。

今日では、沿岸漁業の多くが技術的には海上作業員一人で操業可能になっており、現実にも一人ないし二人操業の漁業が基本的比重を占めている。これに対して、戦前期はもちろん戦後の経済復興期においても、沿岸漁業の多くにおいては多人数の協業が必要であり、したがって世帯を超えた親族間の協業や地域内の多数の漁業者の協業がなされていた。それは、魚群を追っての操業が動力化・機械化の不完全な当時においては、単一の船では困難であり、多数の漁船の協業による操業が必要であったという事情——地びき網や沿岸まき網・いわし刺し網等の隆盛が典型——や、単船での操業においても漁船を操る者、魚群を追い漁場を捜す者等の一定の分業が必要であったという事情や、網揚げ作業などに筋肉労働の集合が不可欠であったという事情によっていた。もちろん当時であっても、世帯労働力の範囲において操業される家族自営漁業が沿岸漁業の大きな部分を占めていたが、半農半漁的漁家が漁業に重点を置くためには、生産性の高い多人数協業的な漁業に季節的には従事することが多く、一貫して世帯内労働力の枠内で漁業を営む場合には農業を主とし零細漁業を従とする兼業的漁業者となる傾向が強かったと想定される。

その後、高度経済成長期に進行した沿岸漁船の本格的な動力化・大型化・機器類の導入等が技術的基礎となり、家計費の上昇にもとづく世帯内所得の最大化＝世帯間の操業競争の激化という経済的要請と、沿岸いわし資源の壊滅という自然的条件に強いられた部落協業的漁業種類の経営的破綻といった事情も加わって、沿岸漁業経営は、個別世帯内で完結する方向で単純化されたと言える。したがって、沿岸漁業の操業が基本的に世帯内労働力で担われるようになったこと、特に、世帯内男子1～2名を基本とする操業形態が主業的漁家において支配的になったことは、高度経済成長期以降の歴史的特質である。しかも、

機械化以前における多人数協業的漁業種類のあり方は、裸の人間労働が各地の海洋条件の特質に対して受動的に対応せざるを得なかったという低位生産力段階の制約を反映して、地域ごとに種々雑多であり、協業的漁業がほとんど発展しなかった地域もあると同時に、限られた沿岸域での操業から協業的漁業が次第に離脱して沖合・遠洋漁業化し、その乗組員が協業的漁業以外の自営漁業部分を放棄することを余儀なくされて漁業労働者へと純化する傾向を持った地域も見られるなど多様であった。

これに対して、沿岸漁船の機械化・動力化は、高度経済成長期における量産型技術の普及として全国的にほぼ一律に進行したから、それによる沿岸漁業の世帯内完結化への編成変えは全国一律に進行したと言える。今日においても、定置網漁業地帯などでは、協業的漁業の支えなくしては個々の漁家漁業の存立も困難であるという傾向が見られなくはないが、そうした地域別の偏差を含みながらも基本的には、沿岸漁業経営の世帯別分離化、世帯内労働力による自己完結化は不可逆的な変化であった。

この点を沿岸漁業経営体ごとの海上作業従事者数を示している表1-6によって確認し 表1-6 てみよう。すでに1953年時点にも一定の普及を見ていた動力船1～3トン階層の経営体の海上作業従事者数の推移を見ると、1953年から10年ごとに、2.94人→2.07人→1.62人→1.45人と着実に減少していることがわかるし、沿岸漁業内の最上階層として分類される5～10トン階層では8.98人から2.59人へと一層顕著に減少していることがわかる。この結果、雇用労働や相乗形態などが多かった沿岸漁業が基本的に雇用労働を排除して、世帯内労働力によって操業されることになったと言える。<sup>7)</sup>

また、最盛期の海上作業従事者数別の経営体数を示した表1-7によると、1953年 表1-7

表1-6

## 経営体階層別の最盛期海上作業従事者数の推移

		漁船非使用 ・無動力船	動力船使用				小型 定置網	養殖業	計
			～1	1～3	3～5	5～10			
1953年	経営体数	113,777	13,848	46,327	6,905	5,117	6,784	33,141	225,899
	構成比	% 50.4	6.1	20.5	3.1	2.3	3.0	14.7	100.0
	一経営当たり計	人 1.97	2.08	2.94	5.49	8.98	4.03	2.66	-
	従事者数 うち家族	人 1.71	1.81	2.08	2.16	2.15	1.96	2.35	-
1963年	経営体数	79,754	26,696	58,082	14,216	6,416	5,999	64,838	256,001
	構成比	% 31.2	10.4	22.7	5.6	2.5	2.3	25.3	100.0
	一経営当たり計	人 1.54	1.57	2.07	3.10	5.50	3.58	2.61	-
	従事者数 うち家族	人 1.46	1.49	1.72	1.86	1.82	1.62	1.93	-
1973年	経営体数	22,479	45,892	51,078	25,933	8,250	5,755	61,347	220,734
	構成比	% 10.2	20.8	23.1	11.7	3.7	2.6	27.8	100.0
	一経営当たり計	人 1.37	1.49	1.62	2.14	3.41	3.42	2.58	-
	従事者数 うち家族	人 1.34	1.49	1.52	1.71	2.01	2.13	2.08	-
1983年	経営体数	9,491	43,945	42,032	36,477	12,186	6,231	44,089	194,451
	構成比	% 4.9	22.6	21.6	18.8	6.3	3.2	22.7	100.0
	一経営当たり計	人 1.48	1.50	1.45	1.80	2.59	3.71	2.86	-
	従事者数 うち家族	人 1.44	1.44	1.39	1.56	1.83	2.10	2.11	-

注1) 『漁業センサス』より算出。

2) 1953年は個人経営体のみについて。他は全経営体について。

3) 1953年には漁船非使用階層は含まれていない。

表1-7 動力船使用経営体の最盛期海上作業従事者数別の経営体数・構成比

海上作業従事者数	経営体実数				経営体構成比				階層別構成比			
	1人	2~3人	4人~	計	1人	2~3人	4人~	計	1人	2~3人	4人~	計
一~1トン	4,621	8,000	1,227	13,848	6.4%	11.1%	1.7%	19.2%	33.4%	57.8%	8.8%	100.0
九1~3	7,258	27,669	11,400	46,327	10.1	38.3	15.8	64.2	15.7	59.7	24.7	100.0
五3~5	178	2,560	4,167	6,905	0.2	3.5	5.8	9.6	2.6	37.1	60.4	100.0
三5~10	13	843	4,261	5,117	0.0	1.2	5.9	7.1	0.3	16.5	83.2	100.0
年計	12,070	39,072	21,055	72,197	16.7	54.1	29.2	100.0	16.7	54.1	29.2	100.0
一~1トン	15,660	10,216	820	26,696	14.9	9.7	0.8	25.3	58.7	38.3	3.1	100.0
九1~3	21,022	32,095	4,965	58,082	19.9	30.4	4.7	55.1	36.2	55.3	8.5	100.0
六3~5	1,994	8,512	3,710	14,216	1.9	8.1	3.5	13.5	14.0	59.9	26.1	100.0
三5~10	386	2,355	3,675	6,416	0.4	2.2	3.5	6.1	6.0	36.7	57.3	100.0
年計	39,062	53,178	13,170	105,410	37.1	50.4	12.5	100.0	37.1	50.4	12.5	100.0
	1人	2人	3人~	計	1人	2人	3人~	計	1人	2人	3人~	計
一~1トン	29,009	13,179	3,704	45,892	22.1	10.0	2.8	35.0	63.2	28.7	8.1	100.0
九1~3	27,536	18,108	5,434	51,078	21.0	13.8	4.1	38.9	53.9	35.5	10.6	100.0
七3~5	8,630	10,395	6,918	25,933	6.6	7.9	5.3	19.8	33.2	40.1	26.6	100.0
三5~10	1,199	2,507	4,544	8,250	0.9	1.9	3.5	6.3	14.5	30.4	55.1	100.0
年計	66,364	44,189	20,600	131,153	50.6	33.7	15.7	100.0	50.6	33.7	15.7	100.0
一~1トン	27,578	12,659	3,708	43,945	20.5	9.4	2.8	32.6	62.8	28.8	8.4	100.0
九1~3	26,966	12,395	2,671	42,032	20.0	9.2	2.0	31.2	64.2	29.5	6.4	100.0
八3~5	16,282	14,431	5,764	36,477	12.1	10.7	4.3	27.1	44.6	39.6	15.8	100.0
三5~10	2,745	4,753	4,688	12,186	2.0	3.5	3.5	9.1	22.5	39.0	38.5	100.0
年計	73,571	44,238	16,831	134,640	54.6	32.9	12.5	100.0	54.6	32.9	12.5	100.0

注：『漁業センサス』より算出。



時点では2～3人操業が最も多く、4人以上操業がこれに次いでいたのに対して、今日では1人操業が過半数を占め、2人操業がこれに次いで、3人以上操業は沿岸漁船漁業経営体の12%に過ぎなくなっていることがわかる。10トン未満階層においては、1人操業と2人操業の両者が基本的タイプであり、中でも1人操業が最も多いことが確認できる。

このように、今日の漁船漁業は最盛期においても、その過半数は世帯内操業者1名のみによって操業されていると言えるのである。最盛期ではない平均的な操業状態の場合については、前掲表1-1、1-2によって見ると、3トン未満階層においては1.5人を下回り、5トン以上階層においても釣りや採貝漁業においては2人ないしそれ以下であって、人手を要する船びき網などにおいて3人平均に近くなっている。また、養殖業の海上作業業者も表1-1によれば2名前後であることが知られる。

以上の点から見て、沿岸漁業においてはその大半が技術的には1名で操業可能となっており、現実に同一漁業種類、同一漁船規模で1名操業の漁家と2名操業の漁家とが併存している状況であると判断できる。

このことは、漁家側にとっては、その操業漁業種類、漁船規模の選択の幅が広がり、自らの世帯の主体的な条件に適合的なようにそれらを選択する可能性が拡大したことを意味している。たとえば、父子2人が操業している漁業者の場合には、制度面で可能であれば、10トン未満のどのランクの漁船で操業することも可能であるし、親子が別々の漁船で操業することも可能である。また1人だけで操業している漁家の場合も、5トン未満ならどの規模でも操業可能であり、5トン以上の漁船を用いることも技術的には不可能ではない。もちろん、こうした技術的な操業可能性が直に経営的に見た適正規模である保証はない。

いし、具体的には漁業制度による規模・漁業種類の規制と自然条件としての漁場条件の制約も存在していることは当然であるから、各漁家はそうした各種の制約事情を勘案した上で、自らに最も適切な漁船規模を選択することになるわけである。

これまでの検討によって、沿岸漁家の海上作業者は、専門的な男子を少なくとも1名は含むことが通例であること、海上作業者は男子1名のみ、またはそれに他の1名を加えた構成が一般的であることが判明した。

そこで、漁家の世代的な継承関係を解明するという本論文の意図からすると、漁業専門的な父親から漁業専門的な息子へと海上作業者が継承される関係の解明が重点となるが、その場合、父親1名操業（あるいは父親の妻ないし兄弟がこれに加わっている場合もある）→父子2名協業→息子1名操業という海上作業者の継承関係が基本となると言える。もちろん、漁家世帯以外からの自営漁業者の参入と、父子2名協業期間を経ることのない後継者の参入も形式的にはあり得るが、現実問題としてはその比重はわずかであり、自営漁家の基本的な継承関係は、数年間ないし十数年間の父子協業期間を間にはさんで父親1名操業から息子1名操業へと移行していくというパターンである。その根拠としては、少なくとも以下の三様の事情が留意されなければなるまい。

第一に、沿岸漁家世帯員以外からの自営漁業就業者への参入は、①漁業操業のための各種の既得権益の必要性、②熟練形成の世帯内閉鎖性、③生産手段入手の経済的負担等の理由によって、一般的には不可能である。すなわち、①漁業操業のための制度的条件としての漁協組合員資格と漁業権行使権ないし漁業許可を相続以外の方法で取得することは一般的には困難であること、②各地の海洋条件に則した熟練は父から息子へと伝達されること

が最も自然で確実であり、それ以外の方法は限定されていること、③沿岸漁業操業のための生産手段一式（漁船・漁具・陸上施設等）の取得のための初期投資は3トン規模でも1000万円近く、5トン規模では2000万円程度は必要であるから父からの相続によってそれを取得することが最も自然であるし、仮に参入希望者がそれらの取得を意図した場合にも、漁協の組合員資格（ないし数年間の水揚げ実績）がない限り、そのための融資も受けられないから、事実上生産手段の新規取得が困難になってしまう。

第二に、息子が父子協業期間を持たずに、父親の死亡ないし引退後に高齢で自営漁業に参入することは事例的には見られるし、日本海側の沿岸部においてはその比重が高いことについては本論の中でも触れるが、その場合には、熟練の伝達の必要でない簡易な技術による漁業種類や、組合員資格や漁業権行使権などがそうした中途還流者にも保証されている地域であることが必要であり、地域的に限定されているのが実態である。

第三に、父親が現役として海上作業に従事している時点で息子も自営漁業に従事し、しかも父親とは別個の漁船を入手して父子がそれぞれ別々に操業し、全体としての漁獲高を多くしようとする方式もあり得る。しかしながら、これは、息子が操業するための新規の漁業許可が入手可能であるか否かに強く制約されているとともに、遠からず父親が引退すれば新規の漁船投資は余剰化してしまうこと、息子への熟練の伝達が不十分にしか果たせないこと、などの理由から事例的には限定されている。しばしば見られる事例は、父親の高齢化にともなって、父親がそれまで父子2人で操業していた主船から下りて、ごく小さな漁船を用いてごく近い漁場で一人で趣味的漁業に従事するようになることによって、息子と父親の漁労体が分離するというものであるが、この場合には、父親の営む漁業は

、もはやその地域の正常な生産力を揚げるものではなくなっており、事実上、漁業者からの引退への一過程にあると見られる。

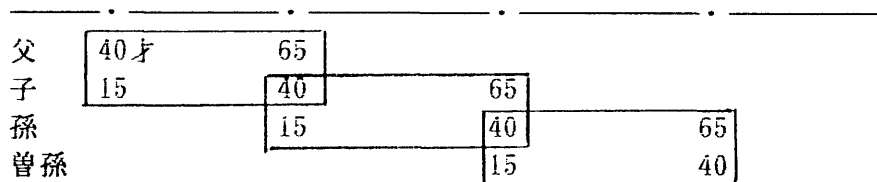
したがって、事例的には漁家世帯の種々の動態的推移のパターンが存在するとはいえ、論理的にも現実的にもその中心部分に位置しているのは、父親から息子への海上作業担当者の継承関係であり、しかも一定期間の父子2人協業をはさんでのその移行である。

そこで、図1-1によって父親から息子への海上作業担当者の継承関係を模式的に検討1-1してみよう。これは、父子の年齢間隔、息子の自営漁業参入年齢、父親の引退年齢の三者についていくつかの仮定を置いて、息子単身（一世代）で操業する期間と父子協業（二世代）で操業する期間とがどのように推移するのかを見たものである。ここで、Aの場合は、中学卒業時点＝15才で後継者となり、65才で引退すると想定し（したがって自営漁業に従事する期間は50年間に達する）、しかも父子の年齢間隔が25才であると仮定している。この場合には、父親が引退して父子協業段階が終了する時点では孫が後継者となるという方式で父子協業が切れ目なしに継続することになる。これに対して、Bの場合は、高卒の息子が20才で後継者となり60才で引退するという想定である（したがって自営漁業に従事する期間は40年間）。父子の年齢間隔を30才とすれば、父親50才、息子20才の時点から父子協業が開始され、10年後に60才に達した父親が引退して息子の単身操業に移行し、その20年後に孫が自営漁業者となることによって新たに二世代協業に復帰する。結果的に、単身操業段階と二世代協業段階とが10年間、20年間の順で繰り返されることになる。Cは、Bを基準として父親の引退年齢だけを65才に遅らせたものであるが、この場合には単身操業段階と二世代協業段階とが15年間ずつ交替するこ

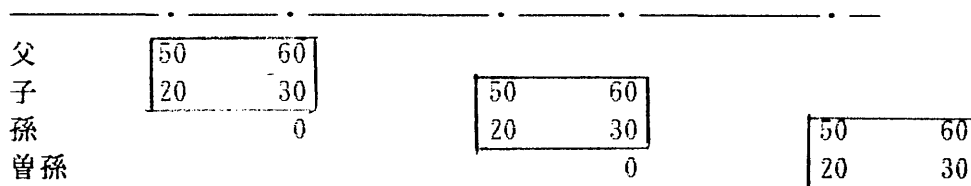
図1-1 父から息子への自営漁業の継承関係（模式図）

(A)

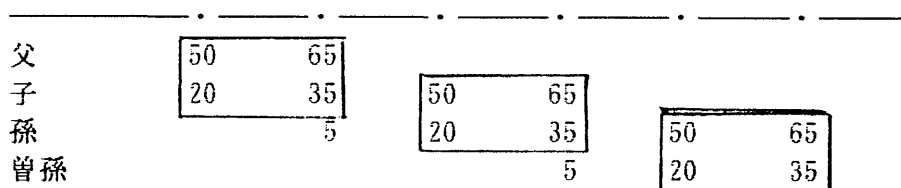
→年齢進行



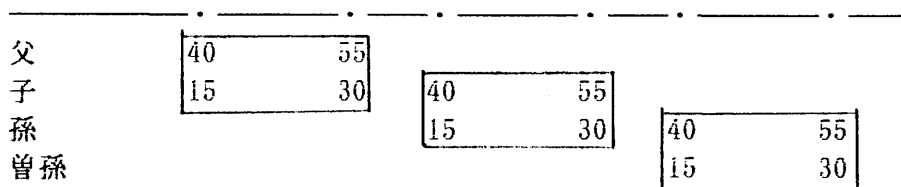
(B)



(C)



(D)



注：四角で囲んだ部分が父子二世代の自営漁業協業期間を示す。

仮定	父子年齢間隔	後継者の自営漁業 参入年齢	高齢者の引退年齢
A	25才	15才	65才
B	30	20	60
C	30	20	65
D	25	15	55

とになる。これらに対して、Dの場合は戦前の実態に近いように引退年齢を55才に引き下げているが、この場合には10年間の単身操業段階と15年間の二世帯協業段階が繰り返されるといふ計算になる。

以上の想定は全く形式的なものに過ぎず、現実に後継者化の年齢等がどうなっているのかについては、次章以下で具体的に検討しなければならないが、ここでの予備的検討によっても、二世帯協業の形を維持しながら経営の継承を図っていくことは、相当に困難であることが推測される。現実にはほとんど例外なしに、二世帯協業段階と一世帯操業段階とが交替しながら世帯の継承がはかられていくはずである。そうであるとすれば、海上作業に従事する世帯内労働力構成の変動に対して、漁業経営のあり方がどのように変化するのが、漁家の操業・経営の推移にとっては大きな問題となるに違いない。

ともあれ、海上作業の特質に由来するこうした自営漁業海上作業者の就業と世代交替のあり方が農家における男子世帯員のそれと全く異質であることは明らかであろう。

さて、海上労働の特質を背景とした、こうした漁家の世代的継承関係のあり方が、現実にはどのように進行しており、その背後にはどのような経済計算が存在しているのかについて、次章以下で検討しなければならない。

## 注釈（第一章）

1) 漁業労働の特質については、各種の指摘がなされている。たとえば、岡本清造『水産経済学』（恒星者厚生閣，1961年刊）は、①困難・危険が多い，②「多数の労働者の協力を必要」としながらも「作業の分担と専門化とが未だ確立」しない，③個人的技能・熟練が重要な役割を持つ，④「労働の適用範囲が地方的ならびに漁業種類的に狭い範囲に限定」される，⑤自然条件によって「作業の進行が不均等，不規則，非連続的」である，⑥漁場までの航行時間が長く，漁労時間が相対的に短い，という特徴を挙げている（pp 172～173）。こうした指摘は、それ自体としては誤りではないが、現象的かつ羅列的指摘に過ぎるように思われる。他産業に比較しての漁業就業者の就業のあり方の特徴を、漁業労働の特質と関連付けて把握しようとする我々の観点からすれば、より基本的で単純な整理が必要である。

2) たとえば、海上作業時間よりも陸上作業時間の方が長いかき養殖業の場合には、かきのむき身作業者＝「打ち子」を十分に確保することが経営的に最も重要なポイントの一つとなっている。「打ち子」の不足する場合には、養殖規模を縮小したり、収穫期に入ったかきを収穫することが出来ずに放置したり、海中のかきをそのまま他の養殖業者に青田売りしたりするというように、海上作業自体の規模を縮小するという選択がしばしばなされる。

3) 海藻類や貝類などの地先資源の利用に際して、漁獲することが許容される日を当日ないし前日に決定するといった形での「口開け」制が一般的に採用されていることなども、漁業者が操業の待機状態にあることを前提にして可能な方式であるとみなすことができる。

4) 高山隆三は1953年になされた第二次漁業センサスについての分析の中で、我々の視点と共通する次のような指摘をすでにおこなっている。「一般に海面漁業においては漁労作業に従事するのは男子であり、特殊な漁業すなわち海藻類、貝類の採取を除けば女子は陸上労働に従事する。・・・漁業における家族労作経営の範囲は二世代型家族構成をとるものを標準とすれば、世帯主と長男或いはそれに準ずるものという二人の男子労働力の範囲になるものといえよう。」（高山「沿岸漁業の構造——『漁民層不透明分解』の根拠について——」，慶応義塾大学経済学会『三田学会雑誌』第51巻第3号，1958年，所収。ただし引用は長谷川彰編『昭和後期農業問題論集24 漁業経済論』pp 157～158より）我々は、この高山の指摘を生かしながら、漁家の継承関係という動態過程に適用できる論理として、漁家の労働編成の特質を整理しなおす必要があると考える。

5) 1983年の第七次漁業センサスによると、全国の個人漁業経営体199,162経営のうち、基幹的漁業従事者が男子である経営体が96.3%，女子である経営体が3.3%，基幹的漁業従事者が世帯内にいない経営体が0.4%となっている（ここで基幹的漁業従事者とは、各漁家の漁業労働の中心となっている者という意味である）。女子のみによる漁業経営体はほとんど例外的存在であるといって大過なからう。

- 6) 例えば、いか釣り漁業の従事者に占める女子の比率は3%にも満たない。
- 7) 漁業は盛漁期・閑漁期によって各経営体の海上作業者が変化することが少なくないので、漁業センサスにおいては、「最盛期」の海上作業者数が採られている。このため、協業者として漁船に乗らなくとも、一時的に小船を用いて採藻作業等を行う世帯内の老人や女子も周年的な操業者と同様にカウントされてしまうという難点がある。したがって漁業センサスによる海上作業者数は、年間平均で見た場合にも、協業規模の点から見た場合にも、実際よりも過大に出ていることに注意しなければならない。



## 第二章 漁家の操業タイプとその経済的性格

### 第一節 各種の操業タイプの併存状況

海上作業者の人数と構成は、個々の漁家世帯の就業のあり方を決定する基本的要因であり、漁家の経営規模・経営内容もそれによって強く規定されている。したがって、漁家の経済的性格を分析し、その世代的な継承関係を把握するためには、海上作業者のあり方の型と動態が解明されなければならない。

こうした観点にたって現実の沿岸漁家世帯の就業実態を検討すると、相互に質的に区別されるいくつかの特徴的な操業タイプが併存していることが判明する。ただし、この点については、既存の官庁統計では把握できないので、ここではまず筆者が行った実態調査の結果を示した操業タイプ別の漁獲高分布を表2-1、2-2によって見てみよう。

表2-1

表2-2

表2-1は、石川県における主要な沿岸漁業の経済的な全体像を捉えるために、海洋条件の大きく異なる主要地域（外洋海域と内湾海域、砂浜地帯と岩礁地帯等）を網羅的に含むように調査地区を選定し、当該地域の主要な漁業種別を営む専業的漁家として平均的な漁獲金額を上げている漁家を調査対象として面接調査した結果を表示したものであり<sup>1)</sup>表2-2は、茨城県北茨城市大津漁協で5トン未満漁船で操業し、漁獲販売額があった全経営体について分類したものである<sup>2)</sup>両表は、縦軸に海上作業従事者の人数とその続柄関係、及び年齢をとり、横軸に漁獲金額をとっている。したがって、操業者の量的・質的構成が操業の成果としての漁獲金額とどのような対応関係にあるのかを示しているといえる。この2つの事例から、操業タイプと漁獲高の対応関係について以下のような大まかな関係

表2-1 操業タイプ別・漁獲金額別の漁家数（その1）

（1980年の漁獲金額についての石川県での事例調査結果）

操業者の構成		年長者 年齢	～ 250万円	250～	500～	750～	1000～	1500～	2000～3000	計
3人	父×兄弟	60～							1	1
		50～							1	1
2人	雇業者追加	40～				1		1		2
		50～				3		1	1	5
	兄弟	40～					1			1
		30～							2	2
		70～			1					1
	親子協業	60～			1		1	1		3
		50～				2	1			3
		70～			1		1			2
	親子分離	60～					1			1
		50～						1		1
夫婦	50～		2		1					3
	40～		1	1	1					3
	30～			1	1					2
1人	单身	50～	1	2		1				4
		40～		1	1	2				4
計			1	6	6	12	5	3	5	38

注1) 石川県漁業振興会『石川県沿岸漁家調査報告』（1983年5月）pp 38～44より集計。

2) 操業者が2人以上の経営体については、年長者の年齢によって区分した。

表2-2 操業タイプ別・漁獲金額別の漁家数(その2)  
(1985年の漁獲金額についての茨城県大津漁協での調査結果)

操業者の構成	年長者 年齢	漁獲金額階層別経営体数								
		万円 -300	300-	500-	1000-	1500-	2000-	2500-	3000-	計
3 人	父+兄弟					1		1	1	3
	兄弟+子								2	2
2 人	兄弟			1	2			2	2	7
				1	2		2	3	1	5
				1	1		1	1		3
	父子					2	1	2		5
						3	2	1		6
1 人	夫婦			2	1	1				4
				1						1
	单身	10								10
1 人		6	2							8
		7	3	5						15
		1		1	2					4
合計		24	5	12	9	6	5	9	4	74

- 注1) 大津漁協資料により集計。  
 2) 5トン未満漁船使用の全経営体76のうち、雇用労働による1経営と、年齢が不明の1経営を除く74経営について表示した。  
 3) 年齢区分は年長者の側による(父子の場合は父の年齢、兄弟の場合は兄の年齢による)。ただし、夫婦操業タイプについては夫の年齢によった。

を読みとることが可能である。

①沿岸漁家の操業者数（海上作業員数）は1名から3名の範囲にあり、操業人数が増えるに連れて当然に漁獲高も増加する傾向にあること。

②2人操業の漁家は、その2人の続柄によって夫婦・父子・兄弟という世帯内ないし親族間の者によって構成される3つのタイプと、経営主と雇用者という他のタイプを含んでいること。

③3人操業の場合は、兄弟と親子の組み合わせである（兄弟とその1人の子供、父親と長男・次男）が、この外に兄弟3人の場合と兄弟ないし親子に雇用者が加わったタイプも想定されること。

④2人操業の中での漁獲高の序列としては、女子を含む夫婦協業タイプが最も低く、高齢者と若年者からなる親子操業タイプがこれに次ぎ、同世代の2名からなる兄弟協業タイプが最も高いという関係にあること。

⑤操業者の年齢との関係では、単身操業タイプにおいては40才代をピークとして——30才代では親子協業タイプとなるため、両表の事例では単身者の最若者は40才代であった——高齢になるに従って漁獲高が減少する傾向がかなり明瞭であるが、2人以上の協業タイプではそれほど明確ではない。一応の傾向としては、夫婦協業タイプ・兄弟協業タイプでは40才代をピークとして他の年齢階層では徐々に低下していると見られる。また、父子協業の場合には、父親60才代（息子が30才代）の方が父親50才代（息子が20才代）の漁家よりも、この事例では漁獲高は高くなっている。こうした関係は、若年者の有する生の体力の強さと、年齢の進行とともに取得する経験・熟練の強化との合成された

結果として、同一世代の就業者の場合には40才代が、世代の異なる父子協業の場合には操業の際の主力となる息子が30才代である時点が——息子が40才代であると父親は70才代であるから、父子協業タイプは採りにくい——最も生産力的に優れていることを示している。

以上のように、海上作業者の人数・構成によって漁獲高水準が一定の幅をもって定まっているということは、一方では漁業者間の操業競争に際して海上作業者のあり方が操業能力＝競争力の強弱を規定して漁獲金額の水準を左右するという関係を示していると同時に、逆に、自然的・制度的制約の下で当該漁家が操業できる漁業の漁獲金額によっては、それに対応的な操業タイプしか選択できないという関係が存在していることを示唆している。たとえば、生産力の高い有力な漁業種類が存在する地域において、その有力漁業種類の操業許可を有している漁家は漁獲高が高くなり得るので父子協業タイプや兄弟協業タイプを選択できるのに対して、その操業許可を持たず生産性の低い漁業しか操業できない漁家は単身操業タイプにならざるを得ないといった関係がそれである。漁家の世代的継承関係の解明にとっては、父子間の継承関係を保証する父子協業タイプの成立条件の解明が重要論点となるから、自然的・制度的制約と漁家側の対応関係の論理的・実証的把握が必要である。

そこで、まず以下において、各操業タイプの性格とその存立条件について論理的に整理してみよう。それは、多様で雑多な構成をなしている現実の漁家をこうした単純な操業タイプに還元することの正当性を吟味する作業でもある。

## A. 単身操業タイプ

男子一人が海上作業に従事する最も単純な漁家であり、沿岸漁船漁業の基準タイプをなす（女子一人が海上作業に従事するという事例も、夫が賃労働者化している海女漁業などでは例外的に認められるが、単純化のためにここでは無視する）。父親も同じ漁船で操業すれば親子協業タイプになるから、単身操業タイプは、通常60才<sup>代</sup>半ば前後に父親が引退した30才以上（両表の事例では40才以上）の男子から老人漁家に及ぶ。20才代の男子の場合には、父親が未だ50才代であるから、通常は親子協業タイプであるし、妻帯後に分家して新規の漁業者となる場合にも、漁協の組合員資格や漁場行使権~~■~~を取得するためには、数年間の実績が必要であることが多いから、独立した漁業経営者となるのは30才を過ぎてからになる傾向が強くと、その点でも20才代の単身操業タイプは存立しにくい（現実の問題としては、さらに、漁村における結婚難という事態が農家以上に深刻であり、20才代で結婚して別世帯化する条件は現時点ではこの点からも大きく制約されている）。

海上作業者の労働だけで陸上作業を含む全労働がまかなえる場合（釣り、はえなわ、底びき網、などはこうした性格が強い）と、陸上作業の量が多く、海上作業者とは別に陸上作業のみを担当する労働力が必要な場合（自家加工を必要とするのり・わかめ・かき等の養殖業や網作業に手間を要する刺し網漁業などがこれに当たる）とでは、世帯の就業のあり方は当然に異なるが、この場合の陸上作業には、婦人や高齢者も加わることができるから、主たる家計支持者に関する限りでは、このタイプは一応の共通的性格を有している。

20才代の男子はほとんどこのタイプになることがないということからも示唆されるよ

うに、このタイプの漁業経営が存立し得るか、漁業世帯員が賃労働者となって流出してしまふのかについては、新卒労働市場との対応はほとんど無く、壮年・高年者の中途採用者市場における賃金水準が、漁家所得の基準として比較されると想定できる。すなわち、単身操業によって同年齢の不熟練中途採用者賃金程度の自営漁業所得が得られなければ、単身操業の漁家自体維持できずに賃労働者化するはずである。ただし、沖合・遠洋漁業の労働力供給地域においては、雇われ漁業労働力市場の賃金水準が比較の基準となるため、単身操業タイプは雇われ漁業の就業機会が狭くなる50才以上まで、成立しにくい傾向が見られるようである。<sup>3)</sup>

このタイプは、主として本人の年齢によって、経営論理を異にする亜タイプに区分できる。すなわち、①壮年単身操業タイプと②高齢単身操業タイプとがそれである。

壮年単身操業タイプの漁業者は、30才代・40才代に属する漁業者であり、子女の養育期に当たっているために家計費水準が高いこと、漁業所得と対比される同年齢の中途採用ないし臨時的就業機会の賃金水準が相対的に高いこと、体力や技術吸収力を備え設備投資の効果を確保する能力があることなどの事情によって、漁業所得が相対的に高くなければならず、またそうなることが可能でもあるので、積極的な経営方針をとる傾向が強い。妻は、育児労働から徐々に解放される世代にあたっており、漁業の陸上作業や農業兼業だけでは手余りとなる場合には、半恒常的な地元のパート的労働市場に関わることが多い。しかし、水揚げ時刻に妻が漁業の陸上作業を担当することが必要である漁業種類にあっては、たとえ漁業陸上作業の継続時間は長くないにしても、一般的なパート労働市場への進出は困難であり、漁業操業にあわせて作業時刻のやりくりを柔軟に行い得る水産加

工業での雇用就業機会などに就業の場が限定される傾向にある。<sup>4)</sup>この場合には配偶者の兼業所得も低く、漁業所得への依存が避けられない。

高齢単身操業タイプの漁業者は、50才代以上の漁業者であり、子女の養育期がほぼ終わり必要家計費水準が下がること、一般産業の労働市場への流出機会がほとんど無く比較される同年齢の臨時的労働者の賃金水準が極端に低いこと、新たな設備投資効果の確保能力が弱いこと、息子世代が他産業に流出して自分一代で漁業経営が終束することがほぼ確定していること（なぜなら50才を超えて後継者がいれば親子協業タイプになっている）などの事情のために、自らの経験に依拠して消極的な経営方針を採る傾向にある。殊に、60才を越えると隠居仕事の的になり、本来的な漁業経営体からは徐々に脱落する。ただし、漁業雇われ乗組員として就業している息子が、父親の引退時点で自営漁業の後継者としてユーターンすることが想定されている場合等には、世帯として漁場利用権を確保しておくことや最新の機器類を備えて地域の漁業者間での操業面での競争関係から脱落しない必要があるため、ユーターンの条件を確保しておく意味も込めて投資態度が積極的になることもある。なお、妻は50才以上となると、パート的労働市場からも次第に退場し、自家農業兼業・漁業陸上作業中心となる。



## B. 夫婦協業タイプ

夫婦2人が同一漁船に乗って海上作業に従事するタイプである。前掲表1-4で見たように、女子の海上作業従事日数は男子よりもかなり少ないから、海上作業量の増大する盛漁期や養殖業の摘採期にのみこのタイプを採る漁家も多い。それゆえ現実には経営主の単身操業タイプとの境界は不分明である場合が少なくない。家事や自営農業との結合度の高い女子が乗り組むので、海上作業時間は他のタイプよりも短い漁業種類が多く、地先の近場漁場における漁船漁業、養殖業、小型定置網漁業などの場合にこのタイプが選択されやすい。年齢的には40才代から50才代前半までに多く、他の世代には少ない。その理由は、30才代の夫婦なら婦人は育児労働による拘束が強いことや賃労働兼業に向かう傾向があるし、逆に、50才代半ばを越えると女子の海上作業が体力的に困難になるという事情である。40才代の女子が、海上作業に操業することによって失う兼業賃金水準は漁業者婦人としての不安定的パート労働賃金であるから、その水準は決して高くない。そのため、夫婦操業タイプの漁獲高水準・漁業所得水準は、同年齢の単身操業タイプの漁業者のそれに比べて必ずしも高くはなく、むしろ労働の軽減<sup>5)</sup>や操業時間の短縮による農業・水産加工業などの自営兼業作業のための時間を確保する意味が大きい。そのため、半農半漁形態の漁家においてこのタイプが多く、農業も漁業も一体として夫婦協業的に経営されることになる。海上における女子の労働は男子のそれと必ずしも同質的なものではなく、漁業の陸上作業を担当する女子が、漁場が近く海上作業時間が短いという条件のある場合に、陸上作業の一部を海上で男子による漁労作業と並行しながら遂行することによって全体としての能率の向上を図っていると解釈することもできる。それゆえ、地域内に女子の就業

機会が豊富で、その賃金水準も高いところでは、このタイプは成立しにくい。ともあれ、年齢的に見て、このタイプは、単身操業タイプや親子協業タイプの漁家が世帯のライフ・サイクルの一定段階で過渡的にとるタイプであると見られるし、単身操業タイプと相互に移行しあうこともしばしばであり、タイプとしての安定性は最も弱い。

### C. 父子協業タイプ

父親と息子の男子2名が海上作業に従事するタイプであり、家族経営の再生産を保証するうえで最も適合的なタイプの漁家である。体力のある若年者と経験・熟練を有する年配者が協業するので、経営方針・投資態度は単身操業タイプ・夫婦協業タイプに比べてはるかに積極的である。通例、父親は50才代から60才代前半、息子は20～30才代である。息子が後継者となる場合に対比される賃金水準は、新規学卒者ないし若年者の恒常的勤務者の賃金や遠洋・沖合漁業の乗組員賃金など相対的にはかなり高い賃金水準（ないしその生涯予想賃金水準）であるから、水揚げが相当に高くなければ息子は一般陸上産業や大型漁船の雇用者として流出してしまい、このタイプとしては存続することができない。特に、漁業雇われ賃金は年功制を採らず若年者賃金としては他のいかなる産業のそれよりも高いので、若年の漁家世帯員に対してそうした就業機会が開かれている東北地方などでは、学卒後の数年間は雇われ漁業に従事するものが多く、父子協業タイプの成立は学卒後数年を経てからになる傾向が見られる。そうした雇用機会を一定年齢時点で放棄して成立している操業タイプであるだけに、1世帯内の労働力によって編成される操業タイプの中では、このタイプは漁獲高水準が最も高い。陸上作業の少ない漁業種類の場合には、母親だけの陸上作業従事でも足り、息子の妻は賃金労働兼業の条件もあるとはいえ、陸上作業が

多い漁業の場合には、2世代の婦人が自営漁業の陸上作業等に拘束されることになり、家族協業の度合いも最も強固である。

このタイプは息子の自営漁業参入から父親の引退までの10余年間存続するが、後継者が新規学卒で直ちに自営漁業の担い手となる場合には約20年間（父親が45才前後から65才前後まで）に及ぶし、逆に、他産業に流出していた若年者が父親の引退間際にユーターンして来る場合には、経験的スキルを伝えるとともに、組合員資格や漁場行使権など漁協内の既得権益を引き継ぐことができる最短期間になる。

なお、このタイプの亜タイプとして父と子が別々の漁船で操業する父子分離操業タイプが存在している。これは、父親が60才代の半ばに達した父子協業タイプの漁家が、父親の体力低下にともなって父子が分離して操業するようになったものである。すなわち、息子はそれまで父子で操業していた5トン前後の漁船で操業したり、養殖業の本来の海上作業を一人で担当する単身操業タイプとなり、父親は1トン前後の小型の漁船でごく地先の隠居的漁業に移るものであり、いわば世帯内に壮年者と高齢者の単身操業タイプが二つ存在する形である。これは、体力のなくなった父親が息子との協業を継続すると、操業時間や労働強度において無理がきかずに地域内の通常の操業条件を満たすことが出来ず、海上での競争的操業について行くことが困難になるので、息子の単身操業に単純化した方がかえって漁獲高が多くなるからである。このタイプの場合、父親の隠居仕事の漁業による所得額は限られているから、漁獲高の実質においては単身操業タイプの亜種とみなすべきであり、世帯のライフ・サイクル上では純粹の単身操業タイプへ純化する直前の状況にあるといえる。とはいえ、漁場利用権などの漁協内での各種の既得権が旧来の実績者本人が組

合員として残存していることによって確実に確保＝継承できること、漁場や魚の回遊に関する知識・経験が日常的に父から息子に伝達可能であること、などの点で通常の同年配の単身操業タイプの漁業者よりも、操業態度はより積極的になる傾向がある。

#### D. 兄弟協業タイプ

2人の海上作業者が兄弟同士である場合がこのタイプである。2人が同一世帯内の兄弟の場合も弟が世帯分離をするまでの一時的にはあり得るが、大部分は別々の世帯を持った者同士の協業である。したがって、2世帯を養い得るだけの漁業所得を得られることがこのタイプの存立条件であり、そうでなければ2つの単身操業タイプに分解してしまうことになる。とはいえ、操業している漁業種類が漁業許可・漁業権の関係や新規の漁船・漁具入手費用等の関係からして、弟の独立＝単身操業タイプへの分解が困難な場合には、2世帯の所得が確保されるだけの水揚高がなくともこのタイプが存続する。その場合には、水揚高を折半する（全水揚高から、漁船等の減価償却費に相当する「<sup>ふなし</sup>船代」を通常は兄である船の所有者が受け取ったあとの残額から経費を差し引いた所得額を折半する）という正常な分配方法は採らず、弟の経済的自律性の弱さを反映して弟が歩合制にもとづいて賃金形態で分配を受けることになり、事実上、雇用者追加タイプに接近することになる。このように、兄弟操業タイプには制度的・経済的事情によって単身操業タイプに分解できないための強いられた場合と、制度的・経済的には分離の可能性を有しながらも協業のメリットを求めて意識的にこのタイプを選択している場合とがあり、前者では弟が雇用者的待遇を甘受することとなるのに対して、後者では対等の共同経営者として経営に参画し、漁船の名義等も共同名義化するケースが多い。いずれの場合も、2人が同一の年齢階層に属する

点が親子協業タイプとは異なる点であり、親子協業タイプより労働力の質が優れている壮年兄弟協業タイプと、それよりも労働力の質が劣る高齢兄弟協業タイプとに分けることができる。

壮年兄弟協業タイプは、単身操業タイプになり得る2人の漁業者が、漁船の大型化・漁場の遠隔化によって、より多額の所得を確保する目的で協業形態を選択している場合や、弟が未だ独立化できないために協業化している場合とがあるが、若壮年者の協業経営として2人で操業する各種の沿岸漁業の中では最も漁獲高の高いタイプである。これに対して、高齢兄弟協業タイプは、高齢の兄弟が操業の安全、労働の軽減を意図して協業形態を採っている場合や、2人の単身操業タイプの兄弟が燃油代や漁船・漁具等の費用を節約する目的で協業形態を採っている場合であり、その意味で、漁獲高が2つの単身操業タイプに分離した場合の合計よりも少なくとも存続が可能である。また、後者のタイプは、兄弟双方の後継者が他産業に流出しており（そうでなければ父子協業タイプへ再編される）、いずれは兄弟両世帯ともに漁家としては消滅するので消極的な経営態度・操業方針となりやすいのに対して、前者は、後継者の参入が予想される場合には、一層経営態度・投資態度が積極的になる。

ただし、兄弟協業タイプの一方が後継者を確保した場合には、3人で操業するに足る沿岸漁業としては最上層に位置する生産性の高い漁業種類がある場合は別として、旧来の2人操業の場合と同一の漁業にいわば過剰操業状態となってしまう。通例、その場合には、漁船と漁業許可の名義人である兄の側が父子操業タイプに移行し、漁業許可も漁船も持たない弟の側が付随的な雇用者的位置に移行するか、漁業制度的に参入自由な自由漁業や生

産性低位の共同漁業権漁業に単身操業者として就業することになる。そうした不利な状況では、弟の側に後継者が確保されることは困難であるので、兄弟のどちらが後継者を確保できるかは、かなり強いトレードオフの関係にあると言える。なお、両世帯の婦人が自営漁業の陸上作業にどの程度関与するかについては、その漁業種類の陸上作業の多寡によって種々となるが、経営主的立場にある側の妻が陸上作業を担当することが通例のようである。<sup>6)</sup>

#### E. 雇用者追加タイプ

単身操業タイプの漁家が1人の雇用者を加えて2人操業形態を採っているものがこれである。支払賃金分だけ漁獲高が多くなければ雇用をやめて単身操業タイプに戻ってしまうから、同年齢の単身操業タイプよりは漁獲高が高くなければならないが、沿岸漁業の雇用者の世帯は通例、雇われ漁業者本人の賃金だけで生計を立てているのではないことが多いから、壮年の兄弟協業タイプのように2世帯を養うに足る所得が得られなければ存続できないというものでもない。というのは、沿岸漁業における雇われ漁業者は、沖合・遠洋漁業の場合とは違って、労働者として純化しているわけでは必ずしもなく、自ら漁業を操業するための技術修得のためや、漁場行使の権利を入手するまでの操業実績を作るために雇われている場合や、農業・季節的自営漁業・その他との兼業条件を確保するために沖合・遠洋漁業での就業を嫌って日帰り操業の沿岸漁業の雇われとなっている場合などが多い。そのため、賃金水準は、労働者として純化している遠洋漁業の乗組員等に比べてずっと少なくてもすむが、そのことは逆に漁業経営主の側としては、安定的に雇用者を確保し続ける見通しが立たないことを意味している。もちろん、相対的に高い賃金を支払い得る生産性

の高い漁業においては、乗組員の確保を想定して経営計画を立てることができるが、そうでない場合には、いつでも経営主のみの単身操業タイプに復帰できるように漁船規模の大  
型化を抑制する傾向がある。また、乗組員を雇用することの意味が後継者参入によって正  
常な父子協業タイプに移行するまでのつなぎである場合も多い。したがって、雇われ乗組  
員の側でも、漁期ごとの乗り組み依頼が何時解除されても対応できるように、自営漁業・  
農業などの兼業部門に比重を置く形で、劣悪な雇われ条件を受け入れるという対応をせざ  
るを得なくなるわけである。

#### F. 3人以上操業の場合

3人操業の諸タイプは基本的には、2人操業の諸タイプの亜タイプとして見ることがで  
きるが、漁家の世代間の継承関係に注目する限りにおいては、父子の協業を含んでいるタ  
イプ（父子プラス雇用者、父子プラス親戚）と、それを含まないタイプ（単身プラス  
雇用者2名、兄弟プラス雇用者）とに区分できる。その経営の存続する論理は、それぞれ  
の核となる2人操業部分の経営論理に規定されていると言える。ともあれ、沿岸漁業にお  
いて3人操業の経営体数は少ないし、現実には世帯内労働力で完結する操業タイプへと純化  
される傾向が依然として進行しているから、<sup>7)</sup>このタイプは沿岸漁業経営体の多数にとって  
は無縁であり、通常は10トン近い漁船規模で操業する沿岸漁業内の最上層規模にのみ限  
定的に存在しているに留まっている。

以上、ごく単純に整理した漁家の操業タイプは現時点における現実の漁村の操業実態か  
ら抽出されたものであり、多様な沿岸漁家も海上作業者に則して分類すれば、上述の諸タ

タイプのいずれかに含まれるはずである。<sup>8)</sup>同時に、これまでの検討でも明らかなように、個々の漁家は同一の操業タイプに留まっていることは出来ず、海上作業者の年齢の進展＝世帯のライフ・サイクルの推移に応じて、異なったタイプを経過することになる。そこで次には、個々の漁家がライフ・サイクルの中で各種の操業タイプをどのように経過するのかという動的な過程を検討しなければならない。



## 第二節 漁家のライフサイクルと操業タイプ移行の論理

沿岸漁家が世代的に継承され正常に再生産されていくためには、父親から息子への世帯と経営の継承がスムーズに進展しなければならない。そこで、すでに見たような操業タイプ別の漁家が世帯のライフ・サイクルとしてはどのような連続的關係にあるのかについて論理的に整理してみよう。これは、特定の操業タイプの漁家には次の操業タイプへ移行するいくつかの可能性と条件があり、タイプ間の任意の移行は不可能であることを明らかにするためである。

すでに触れたように、戦前および戦後当初の沿岸漁業は、漁船動力化・機械化以前（ないし動力化・機械化しても操船と操業の分業関係が必要であったことなど不完全な水準のそれであった）という特質に対応して、世帯内外の協業労働が重要な部分を占めていた。すなわち、世帯内における親子・兄弟の協業と、世帯間における親族の協業、さらには、共同体的な地域内漁家多数の協業が、世帯内の自営漁業と分かち難く結合して地域漁業の骨格を形成していたのである。戦前段階での漁業労働の引退年齢を55才と見なし、父子の年齢間隔を25才と見ると、後継者の参入時点である息子15才＝父親40才前後の時点から父親の引退時点である息子30才＝父親55才までの15年間程度は父子協業タイプでの操業を基軸とし、それをその他の協業的操業が補足する形で漁家経済が成りたっており、息子が30才の時点から孫が成長して後継者となる孫15才＝息子40才までの10年間程は親子二代の協業が中絶して、単身操業や兄弟ないし親族間の協業を主体とし、それを共同体的な協業関係が補完するという形で推移していたと想定される。

これに対して戦後においては、世帯を超えた親族間ないし共同体的な協業的漁業が衰退

し、漁船の動力化・機械化によって経営の個別世帯内的展開の条件が著しく強化された。

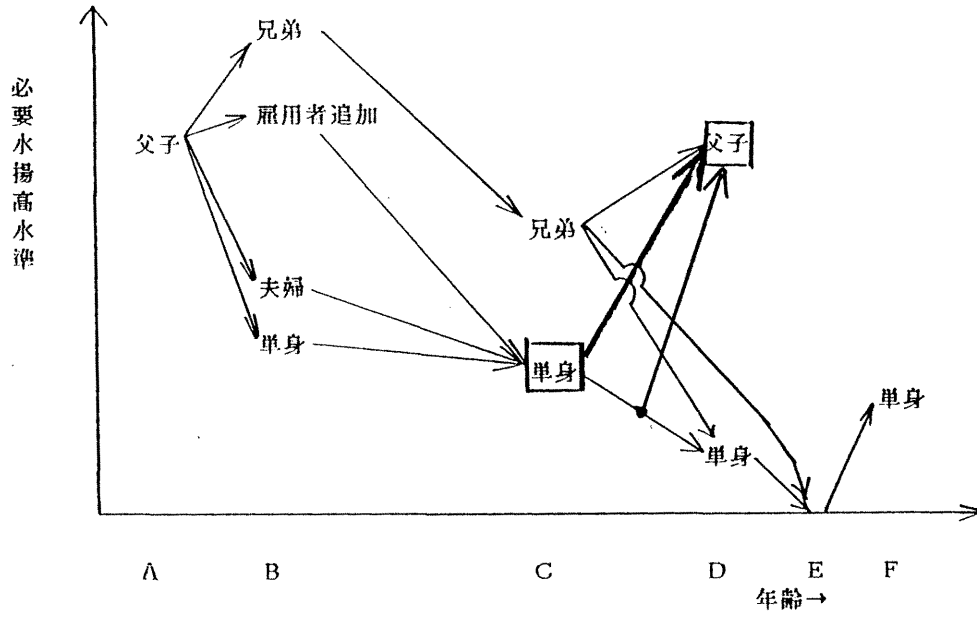
したがって、戦後＝高度経済成長期以降については、世帯内の自営漁業操業者の継承関係が基本となっている。それゆえ、戦前期の漁家の継承関係に関しては世帯内の労働力のあり方の分析のみによっては、その論理を十分に把握することができないのに対して、戦後については、基本的に世帯内の漁業従事者の構成の変化を分析すれば、漁家の継承関係の論理を捉えることが一応は可能となったと見られる。

さて、世帯内の操業者の継承の論理について検討するためには、親子協業を出発点として考察することが適切である。図2-1は、この関係を模式的に示している。この図に従って、操業タイプの移行の論理の主要点を確認すれば以下の諸点が指摘できる。

①出発点としての父子協業タイプ（図のA時点）は、父親の引退年齢（60才ないし65才程度。したがって息子が30才ないし35才程度）への到達によって、単身操業タイプに移行する（B時点）。ただし、経営の継承に際して、父子2人で操業していた際の漁業規模（漁船規模・養殖漁場面積）を縮小することはまれであるから、引き続き2人での操業を有利とする漁業種類の場合には、条件の如何によって、兄弟・雇用者追加・夫婦といった協業タイプが選択される場合があり得る。とはいえ協業関係を維持するためには、それに見合うだけの漁業所得が得られなければならないから、水揚高と漁業所得の見通しによってどの操業タイプを選択するかが決定されることになる。すなわち、2世帯の家計費をまかなう水揚高が必要な兄弟協業タイプ、支払賃金分だけは水揚高が多くなければならない雇用者追加タイプ（ただし、その賃金額は1世帯を扶養するだけの水準である必要は必ずしもないし、まして沖合・遠洋漁業の賃金のような高い水準ではない）、農業兼業な

図 2-1

図 2-1 操業タイプとライフ・サイクル (模式図)



どの所得との合計がめざされ漁業部分での操業時間は一般的には少ない夫婦協業タイプという順に次第に低下する傾向にある（夫婦協業タイプは、家事労働や農業兼業との関係を考慮せずに、漁業本位に操業できる単身操業タイプに比較して水揚高が低いことも少なくない）。もちろん、現実には、父親の引退後はしばらく後継者一人で操業したあとで、そのまま単身操業で推移する場合、家事・育児労働から配偶者の手が離れるに従って夫婦協業タイプに移行する場合、弟の学卒やユーターンを待って兄弟協業タイプに移行する場合、適当な雇用者が見つければ雇用者追加タイプへ移行する場合というような各種の選択が時期的な差異を見せながら適宜行われていくのであって、父の引退時に一挙に各種の操業タイプへの分化が確定してしまうのではないであろうが、論理的な整理のためには、こうした単純化が可能である。

②単身操業タイプとなった漁業者は、年齢の進行とともに壮年から中年へと移行する。この間、体力的には徐々に低下を示すが、熟練は次第に上昇するし、50才代半ば位までであれば、なまの体力が水揚高の多少を左右する部分は今日では多くはないから、年齢の進行によっても水揚高水準は顕著な減少は示さず横這いないし微減傾向を見せる程度である（BからCへ）。この漁業者が後継者を確保する年齢にあたった時に（D時点）、後継者を得て再び父子協業タイプに復帰する場合は、漁家の世代的な継承を最も確実に保証するサイクルをなすが、この時点で後継者を得られなかった者（そもそも後継者となり得る子供がいない世帯、子供が他産業就業者として流出した世帯）は高齢者の単身操業タイプへと推移する。この時点では、すでに体力的低下が顕著であること、後継者の確保のあてがないために投資態度・操業方式が消極化していること、などのために水揚額はかなり低

下気味になる。やがて、65才前後で漁業者として引退するにともなって、このタイプは漁家としては消滅する（E時点）。ただし、あとつぎが学卒時点ではいったん他産業や漁業雇われなどに流出した後でユーターンするという場合もしばしば見られるし、地域によっては、父親が引退したあとで息子がユーターンして、父子協業の期間なしに経営の継承がなされる場合もある（F時点）。これは、沖合・遠洋漁業の乗組員の母村などでよく見られる事例である。この場合には、ユーターンした新規の自営漁業者は、技術・熟練や既得権益の点で、早くから自営漁業の後継者となったものとはかなり大きな格差があるが、かれらは長期の雇われ就業によって船員年金ないし厚生年金等の受給資格を持っていることが多く、低い漁獲金額でもそれなりに家計費を賄うことができる。

③兄弟協業タイプの経営体は、当初は若壮年者同士の協業体として父子協業タイプの場合よりも労働力構成が優れているから水揚高も高い（B時点）が、年齢の進行にともなって高齢者同士の協業体として父子協業タイプより労働力構成が劣ることになるので（C時点）、水揚高は次第に低下する。次いで、後継者を得て漁家としての継承性を確保すべき時期になると、このタイプには単身操業タイプには存在しなかった固有の困難が生じることになる。<sup>9)</sup>たとえば、40才後半から50才ころの兄弟2人が協業していた経営に兄の息子が新規に参加するという場合、漁船規模の大型化や養殖面積の拡張が可能である場合には経営的に意味ある上向となるが、そうした条件がない場合には（その方が通例である）、2人で足りていた漁業に3人が従事するという形で、過剰就業的傾向が顕在化する。この場合、旧来の兄弟同士の関係が対等の共同経営者としての関係であれば、その後10年程度の過剰就業状態を両世帯が甘受して、双方の兄弟の息子同士の協業関係へと継承させて

いくことも論理的には可能であろうが、現実にはそうした関係は起こりにくく、弟の側が協業関係を解消して単身操業タイプとなり、兄の側が父子操業タイプへと上向するという場合が多いようである。この場合には、新たに経営体が独立するのであるから、弟が就業できる漁業種類は漁業制度によって参入障壁が設定されている許可漁業や着業統数制限的な漁業権漁業などの生産力の高い漁業とはなりにくく、参入障壁の低い、したがって漁業所得の低い漁業種類となる傾向が強いから、弟が後継者を確保できる可能性は兄に比べてかなり低くなると思われる。なお、弟の側が後継者を確保して兄が確保できない場合には、兄が体力的に引退する時点まで弟の息子は他産業に従事して待機しているか、過剰就業状態で3人で操業するかして、兄が引退する時点で兄から弟へ漁業許可や漁船・漁具一式が売却されることになるようである。さらに、どちらも後継者がいない場合には、高齢の兄弟協業タイプとして労働の軽減と安全操業を重点として2人の操業を継続することになるが、その場合には壮年時に操業した漁業種類では体力的に困難であるので、漁場の近い所で消極的な漁業種類を操業し、やがて漁家としては消滅することになる。

④夫婦協業や雇用者追加の操業タイプを選択した場合には、前者は単身操業の際と漁獲高の格差がほとんどなく、他の自営業等との関係で操業時間の短縮等の効果がない限り2人協業にするメリットが余り大きくないこと、後者は雇用者を長期的・安定的に確保できるだけの相応の賃金を支払うことは沿岸漁業においては困難であること、などの理由によって、両タイプは単身操業タイプに移行する可能性を常に有している。

さて以上のように考えると、漁家の世代的な継承関係は二世帯協業（父子協業）と一世帯操業（単身・夫婦・兄弟）とが世帯のライフ・サイクルを通じて連続性を維持できるか

否かによって決定されることがわかる。そしてその核となるのは父親単身操業→父子協業→息子単身操業というサイクルであり、父親単身操業が直接に息子単身操業に接続する場合は地域的に限定されている。現実には存在しているその他の協業タイプは結局、こうした父子協業タイプを間にはさんだ父親単身操業から息子単身操業への移行に際しての経過的バリエーション以上の意味は持っていないのであって、それは兄弟操業タイプが後継者参入時に直面する固有の困難や雇用者追加型・夫婦協業型の持つ不安定性によって明瞭に示されているといえよう。

したがって、漁家の世代的継承関係の解明は、各種の操業タイプの独自の存在理由について視野にいれながらも、単身操業タイプが後継者を確保して父子協業タイプへ移行する場合の経済的論理を明確にすることに中心課題を置かなければならないと判断できる。

ところで、戦後における沿岸漁業の中心的な担い手であった昭和一桁生まれ世代の漁業者の場合には、こうした世帯のライフ・サイクルはどのように推移したのであろうか。この点について、大まかな特徴だけを述べれば以下のように言うことができよう。すなわち、昭和一桁生まれ世代は戦後復興期を20才代の若年者として父子協業タイプで操業し、父親が引退して自らが30才代から40才代にかけての時期（体力的にも熟練的にも充実した壮年期）を漁船の動力化・機械化・大型化の本格的展開の中で過ごしてきた。したがって、動力化以前ないし不完全な動力化の時期に父子協業タイプで操業していた漁船規模を相当程度まで大型化しても、単身で操業することは充分可能になったといえる。それゆえ、高度成長期には単身操業が一般化し、操業面から見る限り後継者の早期参入＝父子協業タイプへの移行を必ずしも必要としない状況になったのである。この時期において後継

者に対して「家業」としての自営漁業に従事することを強くは望まず、むしろ安定したサラリーマンとなることを望む漁業者が増えてきたことは、こうした変化の意識面への反映であった。この間、協業を必要とする漁業種類も存在し、そうした部分では兄弟協業や雇用者追加のタイプが見られたが、それらも協業形態の分解や雇用者の離脱によって単身操業に移行する余地を残しながら存続していたのである。その意味では論理的に見て、単身操業が高度成長期以降の沿岸漁業の基本的タイプとなり、その典型的担い手世代が漁船動力化・機械化を中心となって担った昭和一桁世代であったといえる。その世代が今まさに引退年齢を迎えている時点で、父子協業タイプがどのような経済計算によって、どの程度の比重を持って形成されているのかは、今後の沿岸漁業の担い手を直接規定する重要問題である。



### 第三節 操業タイプ別漁家の量的構成

本節においては、これまでに検討した漁家の操業タイプが、現実の沿岸漁業においてそれぞれの程度の比重で存在しているのかについて吟味してみよう。とはいえ、この点を直接に把握できる既存の統計類は存在しないので、ここでは、各種統計の加工によってごく大まかな推定を試みるに留まる。

さて、先に見た表1-7は、全国の沿岸漁業経営体のうち量的にも質的にも中心部分を占める動力漁船使用経営体（1983年時点で約13.5万経営体）について、最盛期における海上作業従事者数別の経営体数の構成を示したものである。「最盛期」における海上作業従事者数は、実際の操業者数をかなり過大に表示していることになるが、その点を念頭に置きながら、同表の1983年時点の数値を検討してみよう。

これによると、以下のような傾向を確認することができる。

- ①動力船使用の沿岸漁業経営体の過半数（54.6%）は単身操業タイプである。
- ②経営体規模3トン未満まではそれぞれの階層の中で単身操業タイプが3分の2程度の比重を占め、3～5トン規模で2人ないしそれ以上が過半数を越え、5～10トン階層では2人ないしそれ以上が8割近くに達する。

このことは、平均的に見れば、漁船規模が大きくなるほど操業人数が多くなるという当然の傾向を示しており、10トン未満階層まで単身で操業することも不可能ではないが、上位階層ほど複数の海上作業員による操業が普通になることを意味している。やや敷衍し言えば、3トン未満規模の経営体においては1人操業が基本であるから、父親が体力的に一人前である間は、後継者を確保して2人操業に移行しようとする経営内的な要請が弱

い——あるいは、後継者がいてもその労働力を経営内的に有効に燃焼させ得ない——のに対して、5トン以上階層においては複数の操業者が平均的には必要とされていることからして後継者の参入が労働力面から経営内的に要求される傾向があると考えられる。それゆえ、3トン未満階層では後継者を確保できていない——あるいは後継者を他産業に流出させた方が経済合理性がある——漁家が多いのに対して、5トン以上階層では後継者が就業年限に達しない間は兄弟協業や雇用者への依存などによって世帯外の労働力を導入する傾向があり、その条件が無ければ単身で操業することも不可能ではないと見られる。両者の中間の3～5トン階層は、1人操業と2人操業とが同程度の比率で存在している点において、後継者の確保が要求されると同時に、後継者が就業年限に達しない間は父親1人で操業が可能であるというように、世帯内の労働力の変動に最も柔軟に対応することが可能な階層であり、自営漁家としての再生産のあり方を最も典型的に示している階層であると想定できる。したがって、先に見た漁家の世代的再生産の最も基本的な骨格をなす〔父親単身操業→父子協業→息子単身操業〕というサイクルを経営内的に典型的に遂行できるのは、この3～5トン階層であるとみなすことが可能である。

とはいえ、漁船規模は、農業における耕作規模ほどにも固定的なものではなく、各種の制度的制約との関係で現実のあり方は極めて複雑であるとはいえ、より規模の大きい漁船を取得すれば規模の上向は可能であるから、むしろ世帯内の労働力のあり方がそれに対応する漁船規模を選択させるという関係も存在しており、経営規模と就業者数の対応は相互規定的関係にある。

続いて沿岸漁業経営体約20万のうちの2割強（4.4万経営体）を占める養殖業の場

合について表2-3を見よう。これによると養殖業は、上で検討した漁船漁業に比較して 表2-3

海上作業者数をはるかに多く、単身操業は全体で15%足らずであり、小規模養殖の代表であるわかめ養殖においても20%台に過ぎないことがわかる。しかしながら、このことは養殖業全体が漁船漁業の5トン以上階層で見られたように後継者の参入を経営内的に要求する性格にあることを意味しているわけでは必ずしもない。というのは、すでに述べたように、養殖業の海上作業従事者は、漁場の近さ、労働時間の短さ、作業内容の簡易さ、陸上作業との連続性などによって、女子の就業者が多いこと、藻類養殖業における摘採期、魚類養殖業における出荷期など複数の海上作業者を必要とする時期が季節的に短期に限定されていること、といった特徴を有しているからである。このため、夫婦による海上作業従事が基本的なタイプであり、労働面から後継者を必要とする経営はかなり大規模な漁場配分を受けている養殖漁家のみとなり、しかもその場合にも、摘採期・出荷期以外の時期には世帯内の労働力が燃焼機会を失いやすい。のちに見るように養殖漁家において農業兼業が根強く残存している——漁船漁家における農業放棄と対照的——一つの根拠も、このような世帯内の過剰労働力の就業機会確保の努力の表れであるが、こうした事情のために、最繁忙期における海上作業者数の多さにも関わらず、通常養殖業の規模においては後継者の参入が必ずしも必要とされないのである。しかも、養殖業は、技術的に見て漁船漁業の場合ほどには熟練を必要としないので、<sup>(10)</sup>後継者の参入は親世代の引退間際で足りることになりやすい。

そこで女子の海上作業従事と養殖業との関係を量的に検討するために、前掲表1-3を見よう。これによると3万人強の女子が養殖業に主として従事しているが、これは「最盛

表2-3 養殖業経営体の最盛期海上作業従事者数別の経営体数・構成比（1983年）

	経営体実数					構成比				
	1人	2	3・4	5～	計	1人	2	3・4	5～	計
合計	6,426	20,480	12,925	4,258	44,089	14.6	46.5	29.3	9.7	100.0
うち のり	1,667	10,575	5,876	938	19,056	8.7	55.5	30.8	4.9	100.0
わかめ	1,704	2,881	1,660	148	6,393	26.7	45.1	26.0	2.3	100.0
かき	884	1,655	848	398	3,785	23.4	43.7	22.4	10.5	100.0
ぶり	225	702	1,099	1,076	3,102	7.3	22.6	35.4	34.7	100.0

注：『漁業センサス』より算出。

期」に2人以上の海上作業者を有する養殖業経営体（表2-3によれば37,663経営）の80%に当たっている。養殖業においては繁忙期の雇用労働の導入が相当盛んである養殖種類もあるとはいえ、女子の比重の高さが海上作業者の多さの大きな原因であることは明らかであろう。

これに対して表1-3から養殖業以外に主として従事している女子の人数を求めると、44,046人となる。このうち、小型定置網と海女漁業等の採貝・採藻漁業従事者を除いて一般漁船漁業に従事していると思われる人数を算出すると23,927人となる。これがすべて動力船使用の個人経営体の海上作業者であるとする（実際には、無動力船階層もあるであろうが、逆に除外した採貝・採藻を動力船で行う者もあるであろうから、大まかにこう見ておこう）、10トン未満階層の個人経営体の18.0%が夫婦操業タイプになる。いずれにせよ、養殖業は夫婦協業を軸とした家族協業関係が広範に存在しており、ワン・マン経営の比重の高い漁船漁業とは相当異なっているとみなすことができる。農業兼業が養殖業においては強く残存しているのに対して、漁船漁業では急速に放棄された根拠についても、農業と養殖業との繁忙期の相違という事情とともに、夫婦協業形態が養殖業における経営的要請によって維持されて来たという事情も関係していると判断される

以上のごくラフな検討によれば、養殖業を営む漁家は陸上作業と海上作業とが分かち難く結びついており、夫婦協業タイプの比重が高いと想定されるのに対して、動力船使用の漁船漁家にあつては、5～6割が単身操業タイプ、2割弱が夫婦協業タイプで、残りの2～3割程度が父子協業・兄弟協業・雇用者依存等の操業タイプであろうと推測された。そこで、漁家の継承関係にとって最も重要な父子協業タイプの割合を今少し正確に押さえるために、男子海上作業者の年齢別構成を示した表2-4を検討してみよう。

表2-4

この表は、個人漁業経営体全体についてのもので、<sup>1)</sup>養殖業と漁船漁業とが分離できないが、これによって個人経営体約20万の内訳を見ても以下の諸点を読みとることができる。

①男子海上作業者が基幹的漁業従事者である漁家が全体の96.3%を占めており、女子が基幹的漁業従事者である漁家は3.3%に過ぎないから、第二種兼業の零細漁家を含めて男子海上作業者が不可欠であることが確認できる。

②男子の基幹的漁業従事者がいる経営体が19.2万世帯であるのに対して、男子の自営漁業就業者は22.7万人であるから、男子世帯員2名が海上作業に従事する世帯は最も多く見ても3.5万世帯(22.7万-19.2万)しか存在しないことになる。これは個人経営体総数に対して17.6%に当たるが、これが父子協業タイプの上限をなすはずである。

③男子の自営漁業就業者のうち基幹的漁業従事者である者の比率を見ると、<sup>2)</sup>40才～64才階層では就業者の9割以上が基幹的漁業従事者であることがわかる。これに対して、29才以下ではこの割合が20%にも達していないし、30～34才でも60%弱である。

表2-4 個人経営体の最盛期海上作業従事者数別・世帯内男子基幹的漁業従事者年齢別  
経営体数(1983年)

世帯内 基幹漁業 従事者	個人経営体実数				構成比				白営漁業 就業者数 b	a/b	海上作業の 雇用者なし の経営体数 c	c/a
	計 a	1人	2人	3人～	計	1人	2人	3人～				
合計	199,162	87,870	69,691	41,601	100.0	100.0	100.0	300,920	56.2	170,497	85.6	
男子計	191,795	84,107	67,713	39,975	96.3	97.2	96.1	226,802	84.6	164,356	85.7	
～29才	4,810	1,321	1,567	1,922	2.4	2.2	4.6	24,717	19.5	3,670	76.3	
30～	9,322	3,323	3,099	2,900	4.7	4.4	7.0	15,757	59.2	7,341	78.7	
35～	13,059	4,979	4,709	3,371	6.6	6.8	8.1	15,563	83.9	10,360	79.3	
40～	19,180	7,889	7,242	4,049	9.6	10.4	9.7	19,293	99.4	15,720	82.0	
45～	31,461	12,792	11,906	6,763	15.8	17.1	16.3	30,685	102.5	26,539	84.4	
50～	36,863	15,066	13,861	7,936	18.5	19.9	19.1	36,229	101.7	31,617	85.8	
55～	30,802	13,012	11,205	6,585	15.5	16.1	15.8	31,468	97.9	26,774	86.9	
60～	19,073	9,453	6,381	3,239	9.6	9.2	7.8	20,422	93.4	17,137	89.8	
65～	27,225	16,272	7,743	3,210	13.7	18.5	11.1	32,668	83.3	25,198	92.6	
女子計	6,522	3,721	1,929	872	3.3	4.2	2.8	74,118	8.8	6,115	93.8	
その他	845	42	49	754	0.4	0.0	1.8	-	-	26	5.1	

注1) 『漁業センサス』より。

2) 世帯内基幹漁業従事者は各経営体の漁業操業の中心となる者1名をいう。

3) 最盛期海上作業従事者数は、世帯員外者も含む。

4) 「その他」は、海上作業を行う世帯員がいない経営体。

このことは、29才以下の自営漁業就業者はその80%（2.0万人）が父子協業タイプで父親が基幹的漁業従事者である者と想定され、30～34才階層ではその41%（0.6万人）が、35～39才階層ではその16%（0.3万人）がそれに当たると見られる。これら39才以下の父子協業タイプの推定経営体数を合計すると2.9万世帯となり、先の推定上限数3.5万世帯の範囲におさまっているので一応妥当な推定であると思われる。

④海上作業者が世帯員だけからなる経営体の比率は、若年者ほど低い。このことは若年者が基幹的漁業従事者となっている場合——父親が引退したか、高齢化のために分離操業タイプをとっていることを推測させる——には、父親引退後の労働力の補充等の意味で雇用者を導入したり、兄弟協業タイプを採るなどしていることを推測させる。これは、父子協業段階における漁船規模を父親引退後も維持するために、不足する労働力を世帯外から調達していることを示唆している換言すればこの場合には、漁船規模が規定要因となって海上作業者数が調整されていると見られる。これに対して高齢者が基幹的漁業者である場合には、世帯内の労働力のみで操業する世帯の比率が高く、労働力に合わせて漁船規模・操業内容が選択されていることを推測させる。換言すれば、世帯内の労働力構成の側が漁船規模・操業内容を規定しているわけである。

⑤単身操業の漁家8.8万世帯の男子基幹的漁業従事者の年齢別の内訳は、50才以上が61.2%、30～49才が33.1%、29才以下が1.5%である。50才以上で単身操業であるのは、あとつぎが他産業に流出したと推定されるし、30～49才は息子の学卒＝後継者化待ちの世代であるとみなしてしまえば、単身操業漁家の3分の2は後継者



のない高齢漁家で、3分の1が後継者待ちの漁家であると単純化できる。

⑥雇用者のある経営体は約3万世帯弱である（同表のaマイナスc）。

ここでの検討と先の夫婦協業タイプについての検討を合わせて、大まかに見取り図を描けば、個人経営体約20万世帯の構成は、単身操業が9万世帯弱、父子協業が3万世帯、夫婦操業が養殖業その他で4～5万世帯、合計16～17万世帯となり、雇用者のある世帯がこれらと重複しつつ3万世帯程度ある（兄弟協業タイプは統計的には雇用者のある世帯に含まれる部分が多いと思われる）といった勘定になる。とはいえ、ここではこうした数字的な吟味の正確さに余り拘泥する必要はなく、前節で我々が提起した操業タイプが単なる論理的な想定や、特定の地方にしか存在しないものではなく、全国的に見て一定の大量をなして存在していることが確認できれば足りるのである。同時に、個人経営体数20万のうちで、現時点で父子協業タイプをとっている経営体がその15%程度の3万世帯であることにも一応留意しておこう。

ところで、1968年の第四次漁業センサスにおいては、われわれがここで検討してきた海上作業従事世帯員についての調査がなされ、その結果が集計・公表されている。この調査は、養殖業は含まない漁船漁業経営体のみを対象としていること、世帯員以外の海上作業者との関連が不明である——したがって、われわれの言う兄弟協業タイプや雇用者依存タイプはそのうちの世帯員部分だけのタイプの中に含まれてしまう——ことといった制約があるが、世帯員の漁業海上作業のあり方を直接示している唯一の統計として貴重である。調査対象漁家は、10トン未満の経営体数が約12.5万世帯であったので、<sup>13)</sup>その結果を表2-5で見よう。

表2-5

表2-5 自営漁業海上作業就業者の構成別漁船漁業経営体数（1968年）

	経営体実数					階層内構成比				
	合計	世帯主のみ	世帯主と妻	世帯主と息子	その他	合計	世帯主のみ	世帯主と妻	世帯主と息子	その他
3トン未満										
60才以上のみ	14,836	11,723	1,827	-	1,286	15.0	11.9	1.9	-	1.3
60才未満1人	42,666	39,419	-	-	3,247	43.2	39.9	-	-	3.3
2人以上	41,005	-	12,838	16,296	11,871	41.5	-	13.0	16.5	12.0
その他とも計	98,744	51,210	14,665	16,296	16,573	100.0	51.9	14.9	16.5	16.8
3～5トン										
60才以上のみ	615	482	97	-	36	3.0	2.4	0.5	-	0.2
60才未満1人	7,719	6,883	-	-	836	38.1	34.0	-	-	4.1
2人以上	11,901	-	2,644	5,750	3,507	58.8	-	13.1	28.4	17.3
その他とも計	20,254	7,370	2,741	-	4,393	100.0	36.4	13.5	28.4	21.7
5～10トン										
60才以上のみ	122	105	10	-	7	2.1	1.8	0.2	-	0.1
60才未満1人	2,083	1,728	-	-	355	36.5	30.3	-	-	6.2
2人以上	3,495	-	338	1,928	1,229	61.3	-	5.9	33.8	21.6
その他とも計	5,703	1,836	348	-	1,591	100.0	32.2	6.1	33.8	27.9
以上合計										
60才以上のみ	15,573	12,310	1,934	-	1,329	12.5	9.9	1.6	-	1.1
60才未満1人	52,468	48,030	-	-	4,438	42.1	38.5	-	-	3.6
2人以上	56,401	-	15,820	23,974	16,607	45.2	-	12.7	19.2	13.3
その他とも計	124,701	60,416	17,754	23,974	22,557	100.0	48.4	14.2	19.2	18.1

注1) 『漁業センサス』（第四次）より。

2) 世帯員の中に海上作業者がいる個人経営体のみについて。世帯員の海上作業者のいない経営体は、3トン未満=122；3～5トン=81；5～10トン=72経営体ある。

3) 「60才未満」で「2人以上」は、世帯員の海上作業者が2人以上おり、そのうちの少なくとも一人は60才未満であることを意味する。

4) 世帯員のみについての統計であるから、雇用者や世帯外の兄弟等が何人いるかはこれではわからない。

これによると、10トン未満階層全体では世帯主の単身操業が48%、夫婦協業が14%、父子協業が19%、その他（これには息子のみ、世帯主と祖父、世帯主と娘などが含まれると見られる。なお、これは世帯員2名以上が中心である点が注目される）が18%となっている。このうち、当時の沿岸漁業の中心勢力であった3トン未満の約10万世帯については、単身操業が52%、夫婦協業が15%、父子協業が17%、その他が17%である。「その他」を無視すれば、一世代操業段階の漁家（「世帯主のみ」と「世帯主と妻」）と二世帯協業段階の漁家（「世帯主と息子」）とがほぼ4：1の比率で存在していたことがわかる。この時点の3トン未満階層は海上作業者が世帯員だけで構成されている世帯が90.7%を占めているので、雇用者と世帯外の親族を無視したこの評価も、大きな誤りはないと言えるであろう。

これに対して、3～5トン階層、5～10トン階層へと上位階層へ移行するにしたがって一世代操業段階の漁家の割合が減少し、代わって「世帯主と息子」の割合が増加する。この結果、一世代操業漁家と二世帯協業漁家の比率は、3～5トン階層で1.76：1となり、5～10トン階層では1.13：1となっている。トン数階層が上位になるにしたがって後継者を確保している漁家の割合が高いこと、逆に言えば、二世帯協業段階にある漁家でなければ漁船規模を拡大することが困難であったことがわかる。海上作業者が世帯員のみからなる経営体の比率は、3～5トン階層では64%、5～10トン階層では32%であったことと照らし合わせてみても、上位階層への移行に際しては、雇用者の調達と同時に経営主と協業する他の世帯員（その中心は後継者）を海上作業員として確保することが極めて重要であったと判断できる。それゆえ、沿岸漁船漁家の大半はこの段階では3

トン未満階層に留まっていたのであり、ライフ・サイクル的に父子協業が可能な世帯の一部が、漁船規模の拡大を選択していたのである。

さて、これまでの検討によれば、漁家の継承関係を保証する父子協業＝二世代協業タイプが沿岸漁家全体ないし漁船漁家全体に占める割合は、1983年においても1968年においても、ほぼ15～20%程度であると推計された。この比率は本来どの程度必要であり、それを基準として現実の数値はどのように評価されるべきであろうか。

この点について、前掲図1-1を参考にしながら考えてみよう。同図(A)の場合には漁家のライフ・サイクルのどの位置においても父子協業タイプになっているが、これは15才から65才まで自営漁業で就労し、父子の年齢間隔は25才であるという、かなり無理な仮定によってのみ可能であることがわかる。これにたいして、現状に近いと思われる仮定に立った(B)は父子協業期間が10年間、単身操業期間が20年間であり、同じく(C)は、それぞれ15年間と15年間である。仮に、沿岸漁家が平均的に(B)の状況であれば父子協業タイプの比率が33%となり、(C)の状況であれば50%となる。漁業センサスの結果から推計した割合はこれらよりも相当に低いから、これは世代の交替が順調に進展していないことを意味していることになる。

それでは父子協業世帯の割合の低さをもたらしている事情は何であろうか。後継者を確保できない世帯の割合、後継者参入年齢のズレ、引退年齢のズレ等の各種の要因がここには作用していると思われる。

そこで次章では自営漁業就業者個人の動向を中心として、検討してみよう。

## 注釈（第二章）

1) この調査の内容と漁家の操業方式・経営方式を中心とするその結果については、石川県漁業振興会『石川県沿岸漁家調査報告』（1983年5月刊，加瀬和俊執筆）に詳細に記してある。

2) この調査結果の一部は、全国漁業協同組合連合会『沿岸漁業就業構造改善調査報告書』（1987年3月）pp203～222（加瀬和俊執筆）に収録した。

3) たとえば、まぐろ漁業を中心とする遠洋漁船乗組員の供給地である宮城県気仙沼市では、雇われ漁業の就業機会がなくなる50才以上になってからはじめて自営漁業に着業する単身操業者が多いと言われる（同市大島漁協・階上漁協での1987年における聞き取り調査による）。

4) 水産加工業の操業時間は、漁獲物の水揚げ時間のあとに開始されること、労働力が漁家婦人に依存する場合が多いこと等の事情によって、漁家婦人の自営漁業陸上作業と両立可能な勤務時間制を採る傾向がある。もっとも、加工業の経営規模が拡大して、原魚の地元依存性が薄れ、雇用者数も増加するにつれて、そうした傾向はなくなり、一般産業と同質化するようである。

5) 夫婦協業タイプの中でかなり多い理由は、病気や怪我によって単身操業が無理になった夫を助力するために、妻も同乗するというものである。特に、単身操業タイプの増加によって操業中に機械に巻き込まれるといった事故が多発するようになったため、そうした事故が起った後、妻がパート勤めを止めたり農業兼業部分を縮小したりして船に乗るようになる事例が少なくない。こうした場合の夫婦協業タイプは、単身操業タイプよりも積極的な操業方針を採るわけではないから、水揚げ金額も多くはない。ここにおいては、夫婦協業形態による海上作業の軽減によって漁家からの脱落が阻止されているわけである。なお、こうした種類の海難については、海上労働科学研究所『小型漁船における操業態様の変化に関する予備的調査研究』（1987年，三輪千年・大橋信夫執筆）に詳しい。

6) 女子の陸上作業は、夫の水揚げ作業を手伝う場合には、通常賃金を支払われるわけではないので、弟の妻もそれに参加すると、弟の世帯の生計が困難になる傾向がある。したがって、兄弟協業タイプの場合、兄の妻が水揚げ処理を担当し、弟の妻はパート等に勤務するのが通例で、繁忙期にも弟の妻が参加するよりも他の陸上作業手伝いを雇用する場合の方が多いという（1986年，茨城県大津漁協での聞き取りによる）。

7) 雇用者を雇う小企業的沖合漁業の最下層をなす乗組員3～4人の10トン前後の経営体の場合、世帯労働力への集約化が進んでおり、経営主父子2人の賃金分によって漸く経営が維持できるといった状況（経営体としての固有の利潤部分が存在しない）が、一般的である。たとえば、福井県越前町における9.9トン型小型底びき網についてこうした乗組員構成の変化と経営採算の関連を検討した拙稿「石川・福井・京都三府県における小型機船底びき網漁業」（全国漁業協同組合連合会『沿岸基幹漁業実態調査報告書（Ⅱ）』1987年，所収）参照。

8) 筆者は、本論文で展開している操業タイプ論を『石川県沿岸漁家調査報告』（石川県漁業振興会、1983年）で初めて提起し、続く諸論稿の中でその全国的一般化と時系列的動態化を試みてきた。幸い、このタイプ設定による漁家の動態的把握については、各地の実態ともそれなりに整合的であるという評価を得、各地の実態調査の中でも類似のタイプ設定の試みが出されている。たとえば、愛知県水産試験場『沿岸漁船漁業における経済生産性の解明——伊勢湾のまめ板漁業——』（1986年）では、漁家のタイプとして「親子」、「親子+兄弟」、「親子+他人」、「兄弟」、「兄弟+他人」、「他人」、「夫婦」の7タイプを設定している。ただし、筆者の本意は、地域漁業の分析に際しての説明概念としてのみ操業タイプを設定したわけではなく、①地域実態調査と全国的分析とを結合できるタイプであること、②漁家のライフ・サイクルを把握するためのタイプであること、を意図しており、この点についての反応・批判を期待している。

9) 兄弟協業タイプのタイプ移行時=後継者参入時に見られる困難は、このタイプがいわゆる共同経営的な新しい発展的な経営方式を示しているものではなく、そのメリットは構成員が固定されている一定の短期間に限定されていることを示唆している。また長男が、漁業許可・漁業資産を一手に相続し、弟が実質的に雇用者化するという通常の場合は、親との同居・扶養義務を長男が負うという対価と対応しており、家族制との結合が依然として明瞭である。したがって、弟の側の自立性が強化されると、対等平等な実質的な共同経営に移行するというよりも、両者が2つの独立経営に分化することの方が多きようである

10) 漁船漁業=採捕漁業においては、海洋条件・漁場条件・水産生物の移動習性など、その地域特有でマニュアル化できない技能の修得が必要である。これに対して、水産生物がすでに所有・管理対象となっている養殖業の場合には、労働は基本的にマニュアル化・定型化が可能であるし、現実に水産試験場・改良普及所等が技術を公開し普及している。高齢時におけるユーターンが養殖業に多いのもこうした理由がその一因である。

11) 表1-7、表2-3には含まれている法人形態や共同経営形態をとっている経営体は除外されていること、個人経営形態であれば10トン以上の階層も含んでいることの2点において、不整合がでる。

12) 45~54才階層においては、自営漁業就業者数よりも基幹的漁業従事者数の方が多い。これは、前者が海上作業に30日以上従事し、かつ自営漁業中心に従事した者を把握しているのに対して、後者は本人の海上作業従事日数の多少は問わずに、30日以上海上作業を行った経営体の中で、中心となって自営漁業に従事した者を把握していることによって生じた差異である。

13) 集計は10~20トン階層を含めて公表されているが、ここでは10トン未満のみを示した。

## 第二編 沿岸自営漁業の就業者と世帯

### 第三章 自営漁業就業者の構成

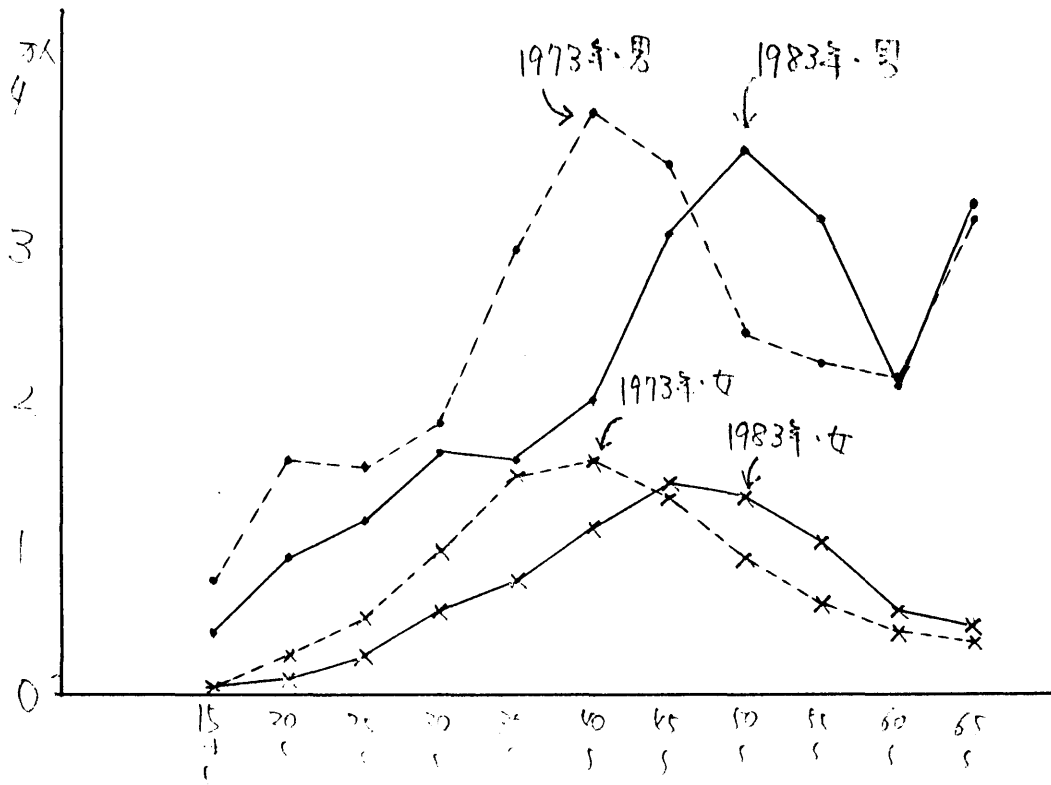
前章においては、沿岸自営漁家の操業タイプ別の構成とその各々の特徴を確認した。こうした操業タイプは、漁家世帯員の就業部門の選択を通じて結果として形成されるものであるから、操業タイプの推移・現状・展望を検討する際には、個々の世帯員の就業状況と、世帯漁業の操業タイプとが統一的に把握されなければならない。そこで、本章では、個人としての自営漁業就業者の男女別年齢別の推移と現状について検討し、世帯の操業タイプの変容の内実をなす世帯員個々人の自営漁業の就業状況の変容を明らかにしたい。

なお、すでに確認したように、漁家の世代的継承関係にとっては、父親から息子への継承関係が基軸的意味を持っているという事実から、ここでの検討も男子について重点的になされることになる。

#### 第一節 歴史的概観

今日、自営漁業就業者の高齢化はその最終の段階に入りつつある。すなわち、図3-1 図3-1にみられるように、漁業センサスの調査年である1973年から1983年の10年間で、若壮年の自営漁業就業者数は一層減少し、中高齢者の比重が高まっていること、具体的には男子にあっては、1973年において就業者数のピークを示した40才代階層が、世代的な交替を見ることなくそのまま高齢化して1983年におけるピーク階層（50才代階層）につながっていること——女子にあっては引退年齢が男子よりも早いことから、ピークの階層が40才代の後半に位置していること——が判明する。1990年代の初頭においては、昭和一桁生まれのこのピーク世代が引退せざるを得ないこと、その後継者世代

図3-1 自営漁業就業者数の推移



注：『漁業センサス』より。



はすでに学卒参入時期を過ぎ去りつつあり、父親世代の引退のあとを補充・更新する者が少なく、今後の還流も自営漁業就業への参入経路から考えて極めて限定的な規模に留まるであろうこと、などは否定することができない。農業の場合とは異なって、自営漁業の場合には、賃労働兼業者が従事することは一般的には困難であるし、中年以降でのユーターンにも大きな制約があるから、こうした就業者構成の推移によって、沿岸漁業の構造変化が進展することは避けられないであろう。

さて本章においては、今日におけるこうした自営漁業就業者構成の特徴的なあり方がどのような経過を経て形成されて来たのか、また、その根拠は何であったのかについて分析する。まず、本節では長期にわたる自営漁業就業者の年齢別構成の変化について、国勢調査の結果の検討を試みよう。<sup>1)</sup>

#### (1) 1930年

戦前の自営漁業就業者の構成は、農業とほぼ同様に、世代的に単調で静態的な分布を示している。以下、この点を1930年の国勢調査の職業別統計の結果から確認してみよう。<sup>2)</sup>

さて、1930年の国勢調査結果によると、「水産業」の職業別人口は男子501,078人、女子45,546人、計546,624人であり、女子の構成比はわずかに8.3%に過ぎないことがわかる。漁業は圧倒的に男子主体の職業であったと言えるわけである。そこで男子の「職業上の地位」別の内訳を見ると、「漁業主」=230,906人、「漁業技術者・職員」=1,048人、「漁業労務者」=165,273人、「漁業手助」=103,851人である。農業における「労務者」と「手助」の区別は、雇用者を前者に、家族従事者を後者にしているのだから、漁業についても同じ基準が適用されたとみなせ

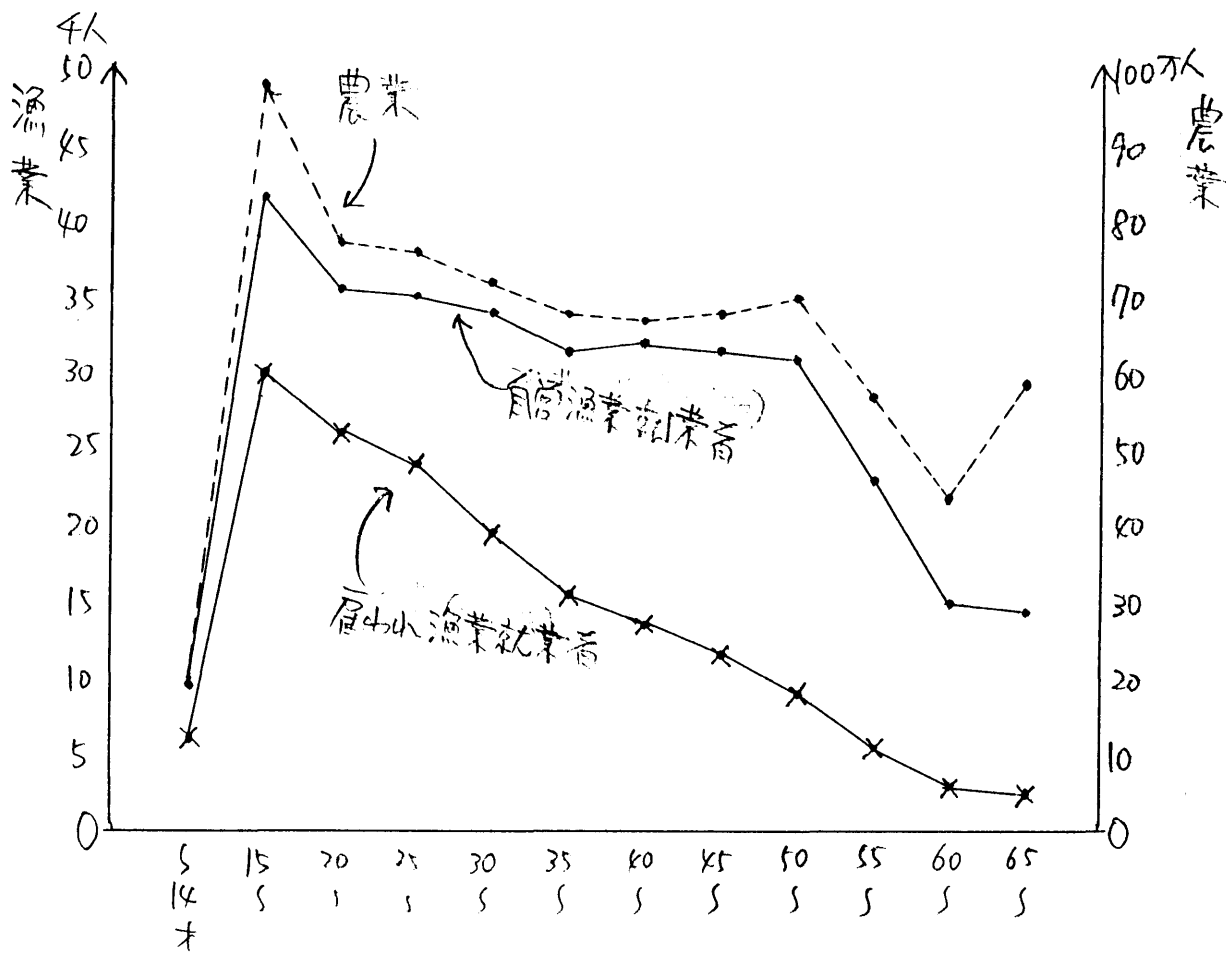
ば、自営漁業就業者は「漁業主」と「手助」の合計、雇われ漁業就業者は「漁業技術者・職員」と「労務者」の合計とすることができる。

そこで、男子の漁業就業者の年齢階層別の構成を図3-2によって見よう。これによる 図3-2と自営漁業就業者数は年齢階層別に見てほとんど平均的に分布していること——年齢の進行にともなう引退者・死亡者の分だけ若年者が相対的に多くなるのは当然——，55才を越えると就業者数が急減していることからして55才前後が自営漁業からの引退開始年齢であったといえること，などがわかる。いずれも農業の場合とほとんど同じ傾向であるが，農業の場合には65才を過ぎた就業者がかなり多いという相違がある。これは農業の場合の方が労働強度の点から見て高齢時まで就労しやすかったためであろう。人口増加の下で，全産業における就業者数が若年者ほど顕著に多くなっていた当時においても，自営農・漁業部門においては父親から息子への世帯＝経営の継承関係がほぼ1：1に保たれていたことを明示している。

雇われ漁業者についても同様の傾向が見られるが，この場合には若年者の比重がはるかに高く，年齢の進行にともなって就業者数が急速に減少するという傾向が見られる。過剰人口が広範に存在しているこの時点では，体力的にまさる若年者が雇用者の中心を占めたことは自然であろう。<sup>3)</sup>

このように，昭和初頭段階においては，自営漁業就業者の年齢構成は父子の世代的関係がほぼ1：1の対応関係を持つ形で，年齢階層別に平均的に分布していた。これは，長男を主とする後継者が親世帯に同居して漁業就業者となり，二三男は世帯から離脱して都市労働者となることが通常であったという，戦前の農業・漁業世帯の一般的イメージとも合

図3-2 漁業・農業の男子就業者の年齢別構成（1930年）



注1) 内閣統計局『昭和五年国勢調査報告』第二巻より。

2) 「自営漁業就業者」は職業別小分類における「漁業主」と「漁業手助」の和を、雇われ漁業就業者は「漁業労務者」を採った。

致していると言えよう。

とはいえ、このことは戦前期においては、操業のあり方として父子協業タイプが基本的であったことを意味しているわけではない。そもそも、55才前後で父親が引退してしまうのであるから、一世帯として見れば父親の後を継いだ後継者が一世代だけで操業しなければならぬという期間が避けられなかったはずである。<sup>(図1-1の(D)を参照)</sup> また、漁船動力化以前で多人数の協業的漁業が多く親族間の協業がごく一般的であったこと、世帯内の労働力のみによって操業される漁業もそれらの協業的漁業による補完なくしては存立できなかったという状況から判断して、世帯内における世代的な継承関係も世帯間の協業関係を媒介にすることによって始めて可能であったこと、したがって自営漁業者の世代的に静態的な更新関係も協業的漁業を含む地域全体としてのそれであったことに注意しておきたい。

## (2) 戦時経済期

戦前において上に見たような静態的な世代間の就業者の更新関係は長期にわたって維持されていたと想定されるが、1930年代後半以降における戦時経済の進展にともなって兵員および工業労働者として男子若・壮年者の自営漁業からの離脱が進行する。この時期には、1940年の国勢調査と1944年の「人口調査」とが存在しているが、いずれも自営漁業就業者と雇われ漁業就業者とを分離することが出来ない。したがって明確な推移は確認できないが、両者を含んだ数値を示した表3-1（コーホート分析を可能にするため表3-1）<sup>表3-1</sup>に1930年についても自営漁業就業者と雇われ漁業就業者の合計値を示した)によっても、戦時期に進行したドラスチックな変化の一端を知ることができる。これによると、1940年における40才以上階層（1944年における44才以上階層）は最高齢階層

表3-1 年齢階層別の男子漁業就業者の推移

1930年		1940年		1944年		1950年	
合計	501,078	合計	467,557	合計	327,249	合計	614,000
	—		—		—	14才-	103,000
	—	-14才	10,830	14才-	23,427	20-	100,000
	—	19-	66,600	19-	27,166	25-	} 175,000
-14才	15,423	20-	34,472	24-	17,985	30-	
15-	71,724	25-	46,174	29-	26,788	35-	
20-	61,651	30-	50,521	34-	37,313	40-	
25-	59,251	35-	50,857	39-	45,262	45-	} 185,000
30-	53,970	40-	47,684	44-	48,533	50-	
35-	47,324	45-	41,457	49-	42,957	55-	
40-	45,334	50-	38,119	54-	38,793	60-	
45-	42,992	55-	32,472	59-61	19,023		—
50-	39,780	60-	25,679		—		—
55-	28,614	65-	22,685		—		—
60-	17,933		—		—		—
65-	17,082		—		—		—

- 注1) 1930年については、内閣統計局『昭和五年国勢調査報告』第二巻より、「職業別」統計における「水産業」の人数を示した。
- 2) 1940年については、総理府統計局『昭和十五年国勢調査報告』第二巻より、「産業別」統計における「水産業」の「銃後人口」を示した。なお合計値には「年齢不詳」を含む。
- 3) 1944年については、総理府統計局『昭和十九年人口調査集計結果摘要』より、「有業者数」のうちの「水産業」の人数を示した。なお、この数値は14才から61才までについてである。ここでは1才刻みの人数を他年度と比較可能な年齢階層に集計した。
- 4) 1950年については、総理府統計局『日本の人口—昭和30年国勢調査の解説』に収録されている1950年調査の数値を示した。この年度は全数調査値ではなく10%抽出集計値である。
- 5) すべて自営漁業就業者と雇われ漁業就業者を共に含む。

以外ではほぼ就業者数を維持しているのに対して、それより若い階層では急激な減少が見られる。とりわけ、1944年時点での19～23才階層、24～28才階層は1940年からわずか4年の間に半減ないしそれ以上の激しい減少を見せている。戦時における徴兵・徴用が40才未満階層、とりわけ20才代の者に集中されたことが歴然としている。こうした戦時動員が雇われ漁業就業者にのみ課せられたとは想定できないから、この傾向は自営漁業就業者にも当てはまると判断すべきであろう。

なお、表3-2は太平洋戦争開戦以前の1940年時点における戦時動員状況を示して 表3-2 いるが、①農業・水産業においては工業部門に比べて出征者の比率がかなり高いこと、②20～24才階層、次いで25～29才階層において出征率が高いこと、が判明する。農業・水産業部門の20才代階層のこうした激しい戦時動員は、太平洋戦争の開戦にともなう根こそぎ動員の下で、工場への徴用も含めて一層増加し、自営漁業就業者から20才代の若年者が急速に減少していくことを強いたのである。

この年齢階層は、敗戦にともなう動員解除によって自営漁業就業へと大量に復帰するが、同時に少なからぬ戦死や不具化（労働能力の喪失）によって1930年段階の年齢別の就業者構成が決定的に歪められ、それが戦後における自営漁業の初期条件を規定することになるのである。すなわち、戦時動員が自営漁業部門の就業者構成に与えた影響は、第一には敗戦時20才代の就業者が著しく減少したこと——それによって後継者を失い、やがて消滅した漁家世帯も少なくない——、第二には、後に述べるように、その対極として敗戦時10才代であった世代の過剰な新規就業が進行したこと、の二点であった。

この二点は農業にも自営漁業にも共通する影響であったが、なかんずく漁業においては

表3-2 産業別男子就業者の出征者率（1940年）

	水産業	農業	工業
総数			
有業者計      a	人 505,682	7,010,378	6,358,740
銃後人口      b	人 467,557	6,502,167	5,921,432
出征者率  1-b/a	% 7.5	7.8	6.9
年齢別出征者率	%		
~19才	1.2	2.6	0.9
20~	44.2	49.3	30.3
25~	14.2	14.8	9.2
30~	2.6	3.2	2.4
35~	1.0	0.7	0.8
40~	0.3	0.1	0.3
50~	0.0	0.0	0.0

注：『昭和15年国勢調査報告』第二卷より算出。

顕著であった。というのは、漁業においては海上作業の強度に規定されて男子の健康な労働力の存在を不可欠としていたから、戦傷者等は農業就業者になることはできても漁業就業者となることは困難であったこと、女子による労働の代替が農業ではかなりの程度可能であったのに対して沿岸零細漁船の動力化以前のこの段階では、女子が漁業の中心的労働の担い手となることはほとんど不可能であったことなどの事情があったからである。沿岸漁家においては零細な半農半漁の経営が多かったという当時の一般的な状況を考慮すれば、具体的には、戦傷者や女子を主要な働き手とせざるを得なかった世帯では、労働強度のきつい漁業を避けて農業部門に就業の重点を移すといった対応をして、漁家世帯からは脱落していったものと想定される。

もちろん相対的には動員の割合は少なかったとはいえ、工業部門においても戦時動員のために若年者の比重が低下したことは確かであり、その点では自営漁業・農業が特殊な位置にあるわけではない。しかしながら、戦後の就業者数との関連で言えば、工業部門は労働需要が生じれば労賃の相対的上昇を通じて工業労働者の子弟以外からも広範に就業者を調達できるのに対して、自営漁業・農業においては、基本的には自営漁家・農家の子弟しか後継就業者となることが出来ないという相違がある。すなわち、敗戦時点で20才代の世代を大きく喪失したことは、工業部門にとっては他部門からの労働力調達によって修復可能な打撃であったのに対して、自営漁業・農業にとっては修復不可能な枠組=予件として甘受するほかはなかったのである。この点では、資本制漁業（したがって雇われ漁業就業者）は自営漁業とは異なって、むしろ一般工業部門に近い性格を持っていたと言えよう



### (3) 復興途上期 (1950年)

戦時動員による人的消耗と戦後復興途上期における自営漁業からの流出条件の欠如の影響は1950年の国勢調査結果によって確認できる<sup>5)</sup>。まず、10%抽出集計によって産業別統計で自営漁業就業者数を見ると、男子が326千人、女子が56千人とされている。1930年時点に比べて、男女ともかなりの増加を示していることがわかると同時に、就業者中に占める女子の比率が確実に上昇していることがわかる(自営漁業者については女子の構成比は14.7%、雇用者を含む漁業就業者全体に対しては12.4%)。とはいえ、男子が質的にも量的にも自営漁業者に中心であることには変化はない。

そこで男子の自営漁業就業者の年齢別構成について表3-3を見よう。同表によると、表3-3漁業においても農業においても一才幅当たりの男子就業者数は14~19才および20~24才の階層で最も多く、25~39才および40才以上階層では、かなり顕著に少ない点が明瞭である。自営漁業の場合には、20~24才階層で1才当たり8.8千人であるのに対して25~39才階層では5.5千人であり、20~24才階層の63%の密度しかないのである<sup>6)</sup>。この点は、敗戦時に20才代から30才代前半で戦時動員の主たる対象となったこの世代の戦時消耗が極めて激しかったことを示している。

他方、敗戦時点で20才未満であり、戦時の徴兵・徴用への直接的動員の対象外であった14~24才の階層は、過剰就業状態で自営漁業に従事せざるをえなかった復興途上期——他に就業機会が無く、かつ食料生産部門に就業することが最も確実な生活維持方策であった食料不足の時期——には、二・三男を含む漁家世帯の出生者の殆どが自営漁業に従事していたと推測される。こうして、この時点の14~24才階層は戦後自営漁業の若年

表3-3 漁業・農業就業者数（1950年・男子）（単位：千人）

	漁業					農業
	業主	家族従業者	小計	雇用者	計	
計	212	113	329	288	614	7,819
14才～	5	44	49	54	103	1,149
20～	10	34	44	57	100	989
25～	55	27	82	93	175	1,921
40～	110	4	114	71	185	2,550
60～	32	5	37	13	50	1,208
1才当たり人数						
14才～	0.8	7.3	8.2	9.0	17.2	191.5
20～	2.0	6.8	8.8	11.4	20.0	197.8
25～	3.7	1.8	5.5	6.2	11.7	128.1
40～59	5.5	0.2	5.7	3.6	9.3	127.5

注1) 『昭和25年国勢調査報告』第三巻の2より算出。

2) 10%抽出集計にもとづく推計値である。

3) 農業には年齢階層不詳がこのほかに3千人存在する（漁業にはない）。

時参入の第一世代として、前後の年齢階層と比べて顕著に多い人数を擁する世代となり、以後一貫してこの世代が自営漁業就業者数のピークを示し続けて今日に至っているのである。

次に同表の業主と家族従業者との比較から、この時点における自営漁業の就業者の世代間の更新状況についてごくラフな推計を試みてみよう。<sup>7)</sup>まず、40～59才の業主110千人に対して、その後継者と推定される15～34才（親子の年齢の開きを25才とする）の家族従業者の人数は推定88千人（各年齢階層ごとの1才当たり家族従業者数から算出）となる。このことは、40～59才の業主のちょうど20%が後継者を確保できていない勘定になる。現実には、後継世代の男子を複数有する漁家も少なくなかったし、50才代の死亡率は今日よりもかなり高かったから、後継予定者の戦病死・不具化によって後継者を失った漁家世帯は、この比率をかなり上回ったと推定される。同時に、長男が自営漁業を継ぎ、二男以下が流出するといった旧来の通常の後継者確保のありかたが維持できず、戦病死した長男に代わって14～24才階層（敗戦時に未成年であった）の二三男が後継者になるという形で、業主と家族従業者との年齢的な開きが拡張される傾向もあったと思われる。また、すでに引退年齢に入っている60才以上の者が業主として32千人存在しているのは、後継者が存在しないために引退できなかった高齢漁業者が多かったことを推定させる。このように、20才前後の若年者が過大に更新され、年齢構成からみて良質の労働力が大量に確保されていたにもかかわらず、後継者を失って漁家としては消滅を待っていた高齢漁業者が少なからず存在していたことは、戦時の遺産の今一つの側面である。

(4) 復興完了期 (1955年)

国勢調査の集計において、従業上の地位別に5才きざみで就業者数が算出(ただし抽出調査にもとづく推計値)されているのは1955年が最初である。この時点は、戦前水準への生産の回復がようやく達成された時期であって、いまだ農村・漁村における過剰人口の圧力は強く、漁業外への流出は少なかったが、続く高度経済成長期における就業者数の変動の起点をなす時期であったという点で重要である。

はじめに、男女別の漁業就業者数(合計については全数集計結果)を見ると、自営漁業者では男子が281,850人、女子が124,788人であり、雇われ漁業就業者は男子が275,954人、女子が19,611人となっている。抽出統計であった1950年時点との正確な比較は困難であるにしても、自営漁業就業者については、男子では5万人程度の減少が見られるのに対して、女子では56千人から125千人へと7万人近くが増加していることが注目される。この結果、自営漁業就業者中の女子の比率は30.7%にまで急増している。もちろん、このことは、女子の海上作業者がこれだけ増えたことを直ちに意味するものではないが、半農半漁の漁家において、沿岸漁業の相対的な有利性の下で女子の漁業陸上作業従事が増加したり、戦前期にはタブー視されることが多かった女子の海上作業が増加したりしたものと想定される。後者については、父親世代が引退したあと、後継者が未だ労働年齢に入る以前の世帯が、協業的漁業部分の縮小=世帯内完結的経営への再編過程において夫婦協業タイプを選択するようになったためであろうと推定される。表3-4で、女子就業者の年齢を見ると、20才代から30才前半までをピークと

代  
表3-4

しつつも、20才未満から50才代に及んでいるから、半農半漁の世帯が家族総働きで漁

表3-4 漁業・水産養殖業の従業上の地位別就業者数（1955年）

	1%抽出集計結果			雇用者	自営者計 修正値
	業主 a	家族従業者 b	自営者計 a+b		
男子合計	186,200	101,100	287,300	289,500	281,850
15才-	1,200	26,700	27,900	41,200	27,370
20-	5,200	33,000	38,200	60,700	37,470
25-	15,800	19,900	35,700	50,000	35,020
30-	13,500	9,200	22,700	33,500	22,270
35-	19,500	3,700	23,200	22,100	22,760
40-	18,700	2,300	21,000	21,800	20,600
45-	25,400	500	25,900	19,300	25,410
50-	27,800	700	28,500	17,800	27,960
55-	23,300	500	23,800	12,200	23,350
60-	15,900	900	16,800	5,900	16,480
65-	19,900	3,700	23,600	5,000	23,150
女子合計	5,100	116,200	121,300	20,100	124,788
15才-	-	12,100	12,100	5,200	12,450
20-	600	17,000	17,600	4,400	18,110
25-	200	15,500	15,700	2,600	16,150
30-	400	16,200	16,600	1,900	17,080
35-	600	11,000	11,600	1,800	11,930
40-	1,200	10,800	12,000	1,200	12,350
45-	500	10,600	11,100	1,400	11,420
50-	700	8,900	9,600	600	9,880
55-	-	6,000	6,000	400	6,170
60-	200	4,000	4,200	300	4,320
65-	700	4,100	4,800	300	4,940

注1) 『国勢調査』結果より集計。

2) 「業主」は、「雇用者のある業主」と「雇用者のない業主」の合計、「雇用者」は「民間の雇用者」と「官公の雇用者」の合計。

3) 「自営者計修正値」は、1%抽出集計による年齢別推計値の合計を、年齢別の内訳が示されていない全数集計値の合計に一致させるために各年齢階層別人数に同一比率をかけて算出した。1の位を四捨五入したので端数は合計値と一致していない。

業部分に比重をかけて行く過程において、独身前の女子も含めて自営漁業就業が増加した  
ものと考えられる。

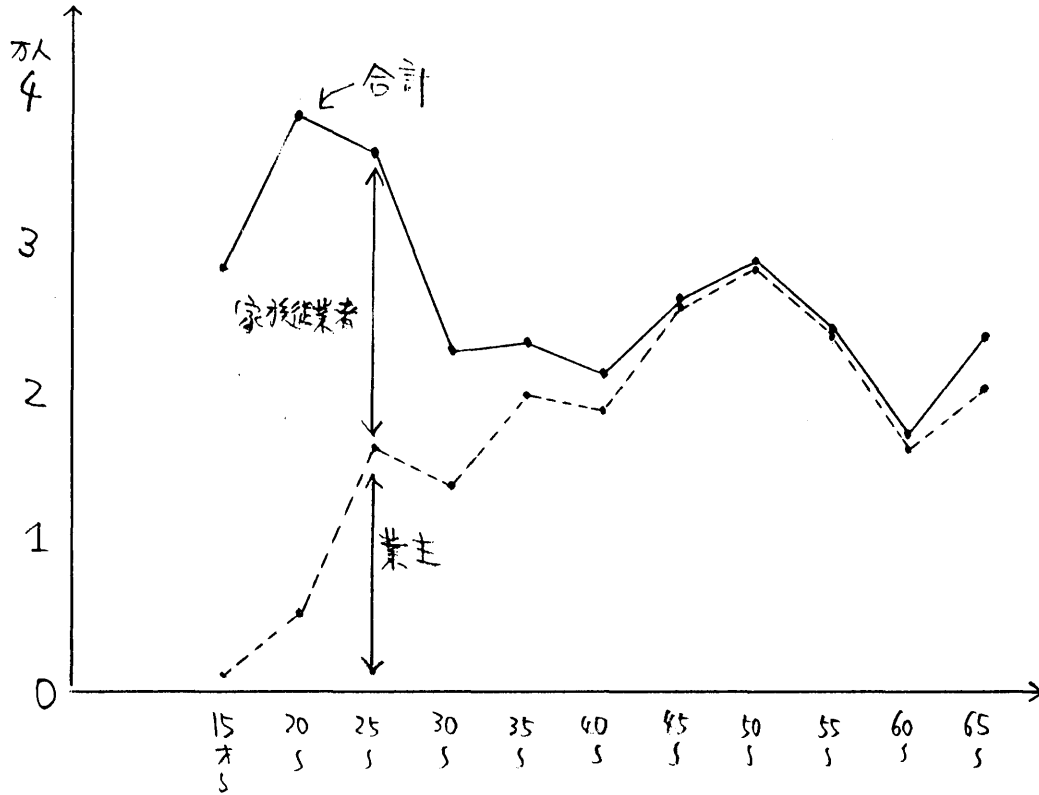
次に同表および図3-3で男子自営漁業就業者について見ると、20~24才、25~図3-3  
29才の両階層が特に多く、30~44才階層が顕著に少ないこと、15~19才階層の  
人数は20才代に比べるとかなり少ないこと、などが読み取り得る。20才代（したがっ  
て敗戦時点での10才代）の年齢階層が、最も部厚い就業者層をなしていることが再び確  
認できるわけである。

次に、各年齢階層ごとの世代的特徴の検討を通じて、就業者の更新状況と世帯内での世  
代間の就業のあり方について考察してみよう。この場合、父親が現役の漁業者として息子  
とともに操業している場合には、父親が業主に、息子が家族従業者にカウントされるとい  
う仮定を置けば、以下のような操業タイプの推計が可能であろう。<sup>8)</sup>

#### A. 15~24才

この世代の自営漁業就業者の90%は家族従業者である。父親（世代間隔を25才とす  
れば40~49才に相当する）と共に、若年・壮年の親子2代で操業している世代である  
。ただし、この年齢階層のほぼ10%は自らが業主となっているから、戦死・海難をはじ  
めとした父親の死亡や引退のあとを受けて単身操業をしているか、または、二三男が分家  
によって独立的な業主に転じている部分があったことを推測させる。また40~49才階  
層の業主は4.4万人であるのに対して、その息子の世代に当たる15~24才の家族従業  
者は6.0万人であるから、複数の息子が親と操業している事例や、長男世代を失った親（  
したがって年齢階層が30才間隔以上離れている）の後継者として操業している就業者も

図3-3 自営漁業就業者数(1955年・男子)



注：表3-4より。

多かったと推定される。

B. 25～34才

家族従業者中心から業主中心へと移行する過渡的な年齢階層であり、業主・家族従業者の比率が丁度50%づつになっている。それゆえ、この世代の半ばは父親（50～59才）と操業している親子2世代操業タイプであり（Aに述べたタイプよりは父親が高齢化しているから、世帯としての労働力の質はそれだけ劣っている）、他の半ばは、父親の引退・死亡によって単身操業の業主となっているタイプである、という推定が一応は可能であろう。

C. 35～39才

業主が84%を占めるが、それは、この世代の父親（60才以上）はすでに引退年齢に達しているためである。しかも、この世代の子供（10～14才）は未だ就業者となっていないから、この世代は主として単身操業形態——あるいは他の世帯の世帯員との共同操業形態や夫婦操業形態など——をとっていたと推定される。

D. 40～54才

息子の世代（15～29才）は、大部分が後継者となっていると推定される。その理由は、息子の世代は戦時に徴兵年齢に達していなかったために戦時的消耗を免れて人数が多い上に、この時点では他の就業機会が欠如していたことである。40～54才の業主は7.2万人であるが、この息子の世代である15～29才階層に属する家族従業者は8.0万人に達している。このことは、この世代が全体として後継者を確保しているばかりでなく、父親世代を上回る息子の世代が、二三男を含めて操業していることを推測させる。したが



ってこの年代の就業者には親子2～3人で操業している積極的な漁業者も多かったと想定される。

#### E. 55才以上

70才以上の自営漁業就業者はこの時点では極く少なかったと考えて、55～69才に限定すると、その息子の世代は30～44才になる。55～69才の業主5.9万人に対して、30～44才の家族従業者は1.5万人（26%）に過ぎない。このことは、55才を越えて自営漁業の業主として操業していた者の多くは、後継者を確保できずに単身操業（ないし別世帯の業主や雇用者との操業）を余儀なくされていたと推定できる。もちろん、後継者の方が業主となって高齢者が家族従業者にカウントされた場合もありえたと思われるが、同表によればこの年齢階層に属する家族従業者は0.5万人（同年齢階層の自営漁業就業者の8%）に過ぎない。このことから判断すると、この世代で後継者を得られた者は自営漁業就業の比重を低めることが可能となり、国勢調査の基準からすれば漁業就業者でなくなっている（当時の状況から推測すると農業就業者に転じている者が多いと考えられる）のに対して、後継者が確保できなかった者は依然として高齢の漁業就業者としてカウントされ、自らの漁業労働からの引退とともに自営漁家としても消滅する（統計上、零細農家となる）ことが通例であったと想定できる。言うまでもなく、この世代に後継者を持たない漁家が多いのは戦時的な人員の消耗によるものである。同表によっても、この世代の後継者に該当する30～44才階層の自営漁業就業者数は45才以上に比べてもかなり少ないことが確認できよう。

以上のように、この段階における沿岸自営漁業の典型的・積極的タイプは、40～54

才階層の父親世代と15～29才階層の息子世代——特に、20～29才階層＝昭和一桁生まれ世代がその中核をなす——との父子協業タイプであったといえる。このタイプの漁家世帯がその後の高度成長期における父親世代の引退にともなって息子一人による単身操業タイプに次第に移行していくプロセスが、同時に、単身操業を広範に可能とさせた省力的技術の普及過程でもあったわけである。

(5) 高度経済成長期から今日まで

敗戦以降の10年間でようやく戦前水準への復興を達成した日本資本主義は、1955年以降、急速な経済成長の過程に入る。それによって、農業・漁業における過剰就業状況は徐々に解消され始め、1960年前後には新規学卒者の自営業就業の減少が自覚され、さらに1960年代後半の「大型景気」の下で自営農漁業からの就業者の流出が急激化した。しかしながら、1970年代に入ると、戦後的国際通貨体制の崩壊と石油危機をきっかけとして高度経済成長は終了し、動揺的な低成長の段階に入った。このため日本資本主義の雇用吸収力は低下し、自営農漁業からの就業者の流出は新しい状況に直面するにいたった。こうした過程において、自営漁業の就業者構成がどのように推移したかについて、国勢調査の結果にもとづいて検討してみよう。

表3-5は、前掲表3-4以降における漁業就業人口の年齢別構成の推移を見たもので 表3-5 ある。男子就業者の推移について検討する前にまず全体を概観しておこう。1955年の高度経済成長の開始時点以降、やや不規則な変動はあるものの、自営業者の場合、女子の就業者の比率が全体のほぼ3割程度で一貫していること、雇用者におけるそれは1割内外であるが近年において上昇傾向を見せていること、などがわかる。また、女子においても、1955年時点における20才代が1985年における50才代へと推移するまで、自営漁業就業者数の最も多い階層になっていることが判明する。育児期間の存在や引退年齢の速さなどの事情によって、男子ほどには明確でないとはいえ、女子においても男子の自営漁業就業者のピーク世代の妻にあたる年齢階層において、最も多数の漁業就業者が存在していると判断できる。なお、雇用者においても、自営業者の場合と同様に就業者の高齢

表3-5 漁業就業者数の推移

	1960年 1%抽出集計結果		1965年 1%抽出集計結果		1970年 20%抽出集計結果		1975年 20%抽出集計結果		1980年 全数集計結果		1985年 全数集計結果	
	自営業者	雇業者	自営業者	雇業者	自営業者	雇業者	自営業者	雇業者	自営業者	雇業者	自営業者	雇業者
男子合計	218,500	171,200	242,200	246,000	228,750	192,910	213,520	178,450	205,200	158,470	187,590	140,664
15才-	17,300	21,100	14,500	21,300	11,160	11,855	6,065	6,525	4,685	4,359	3,238	3,950
20-	20,300	29,200	17,800	31,700	16,820	22,910	12,565	17,655	10,256	10,955	8,108	8,591
25-	27,300	34,400	23,700	40,900	15,510	23,905	15,065	22,960	13,152	16,765	9,928	11,530
30-	25,600	25,300	29,800	44,300	21,610	29,475	15,090	22,270	15,695	20,871	12,648	16,130
35-	20,500	15,900	30,900	33,900	32,570	32,420	22,715	25,710	15,387	20,056	15,551	19,083
40-	15,700	12,700	19,600	22,600	30,915	25,455	33,025	28,770	23,002	23,015	15,011	18,136
45-	19,600	10,100	22,100	16,500	21,120	16,375	30,830	21,705	32,923	24,637	22,103	20,557
50-	19,700	7,600	21,200	13,900	18,340	10,750	21,915	13,190	29,946	17,952	30,954	21,035
55-	18,000	7,900	23,700	9,700	19,155	8,680	17,645	8,465	21,258	9,480	28,156	11,725
60-	17,900	3,800	18,200	6,100	17,800	6,110	16,905	5,795	16,037	5,462	19,099	5,777
65-	16,600	3,200	20,700	5,100	22,750	4,975	21,705	5,400	22,859	4,918	22,794	4,150
女子合計	133,600	24,300	113,300	29,700	101,565	16,890	76,780	13,965	80,959	16,521	73,887	19,155
15才-	9,200	5,000	5,100	3,200	2,905	910	1,060	300	603	262	390	169
20-	11,600	4,700	8,000	5,100	6,555	2,715	3,250	1,485	2,307	1,170	1,636	1,044
25-	16,500	3,600	11,200	3,100	8,890	1,585	5,500	1,545	4,795	1,274	3,268	1,202
30-	19,000	2,700	16,100	2,700	13,055	1,820	7,930	1,180	7,222	1,740	5,443	1,848
35-	17,000	2,300	18,300	3,300	15,160	2,290	11,835	1,785	9,423	2,099	7,632	2,654
40-	13,500	2,300	15,200	3,700	15,265	2,145	12,720	2,085	12,612	2,286	9,099	2,623
45-	12,700	1,500	13,400	2,100	12,815	1,910	11,300	1,695	13,692	2,364	11,702	2,730
50-	11,500	1,100	9,600	2,900	9,540	1,500	9,365	1,615	12,086	2,093	12,429	2,616
55-	9,500	700	7,200	2,100	7,670	1,110	6,215	1,080	8,763	1,573	10,535	2,110
60-	7,700	200	5,900	1,200	5,300	535	4,150	715	4,926	929	6,655	1,247
65-	5,400	200	3,300	300	4,410	370	3,460	475	4,530	731	5,098	912

注1) 『国勢調査』結果による。

2) 「自営業者」は、1960年は「雇業者のある業主」・「雇業者のない業主」・「家族従業者」の計、1965年は「自営業主」・「家族従業者」の計、1970以降については、「総数」から「雇業者」を控除した数値である。

化傾向は見られるとはいえ、自営業者ほどに年齢構成が固定的ではなく、就業者の年齢別の更新がある程度進行していることを示している。

以上のような概況を一応押さえた上で、本来の検討課題である男子自営漁業就業者の推移について抽出方式による誤差を修正した表3-6を見よう。この表からは、以下のよう表3-6な特徴的な推移を確認することができよう。

① 1955年時点における20～29才階層は、高度経済成長期においても就業者数を減少させる度合が小さく、1985年時点の50～59才階層にいたるまで一貫して就業者数が最も多い世代となっている。このことは、高度経済成長期初頭に成人の自営漁業者となっていたものは、その後ほとんど流出することなく自営漁業就業に留まったことを意味している。やや細かく見ると、1955年から65年にかけては一定の流出が見られるが、65年から70年にかけて（したがって30才代、すなわち親世代の引退時点で）還流傾向を見せ、その後は自然減程度の変動に留まっていると言える。

② それに対して、そのすぐ下の年齢階層、すなわち1955年時点および1960年時点の15～19才階層は1970年にかけてかなりの流出率を示し（前者は1970年までに21%流出、後者は1970年までに26%流出。しかもこの世代は、当初の新規参入者数が1955年時点に比べてすでに顕著に減少している）ており、1955年時点の20才以上階層と比較して流動的な性格が強い。このことは、高度成長期初頭に未成年者として漁業に従事していた者は、労働市場の拡張にともなって若年時点＝20才代において2割程度の者が他産業に転じていることを意味している。これは農業に比較すれば、はるかに定着率が高いとはいえ、高度成長当初期においてすでに成人となっていた者とはか

表3-6

年齢階層別の男子自営漁業就業者数 (修正値)

	1955	1960	1965	1970	1975	1980	1985
合計	281,850	266,234	238,304	230,517	210,686	205,200	187,590
15才-	27,370	21,070	14,270	11,250	5,990	4,685	3,238
20-	37,470	24,730	17,520	16,950	12,400	10,256	8,108
25-	35,020	33,250	23,320	15,630	14,870	13,156	9,928
30-	22,270	31,180	29,320	21,780	14,890	15,695	12,648
35-	22,760	24,970	30,410	32,830	22,420	15,387	15,551
40-	20,600	19,120	19,290	31,160	32,600	23,002	15,011
45-	25,410	23,870	21,750	22,300	30,430	32,923	22,103
50-	27,960	23,990	20,860	18,490	21,630	29,946	30,954
55-	23,350	21,920	23,320	19,310	17,420	21,258	28,156
60-	16,480	21,800	17,910	17,940	16,690	16,037	19,099
65-	23,150	20,220	20,370	22,930	21,420	22,859	22,794

注1) 『国勢調査』各回より算出。

2) 1955～65年は1%抽出統計, 1970・75年は20%抽出統計, 1980・85年は全数集計値による。

3) 1955年から1975年については, 抽出統計による自営業就業者合計数を全数調査(年齢階層区分なしの集計)の自営業就業者合計数と一致させるように, 修正した(各年齢階層の抽出調査数値に同じ比率をかけて修正)。ただし, 修正値は1の位を四捨五入しているため, 年齢階層ごとの合計人数は, 本表の合計値(全数集計の結果を示した)とは1の位は一致しない。

なり異なる動きである。なお、この階層に属する者も1970年以降、ないし75年以降、30才代において若干のユーターン傾向を見せていることがわかる。父親の引退に際して他産業に従事していた息子が自営漁業の後継者として還流するという傾向は、この世代においてもなお統計的に確認できる程度の大量として存在していると言えよう。

③ さらに後続の世代（1965年以降の19才以下の若年者）にとっては、様相はまた異なっている。すなわち、ここでは19才以下の自営漁業就業者が少なく、しかも年々減少している。これは、高校進学の普及によってこの世代の労働力が減少したことにもよっているし、学卒後の新規の就業部門として自営漁業部門の後継者確保力が低下したことの端的な結果でもある。しかし、同時に注目されるのは、すぐ上の世代がいったん自営漁業に就業しながら、20才代に他産業に流出するものがかなりの数に上ったのに対して、この世代はいったん自営漁業に就業したら、他産業への流出はほとんど見られず、逆に自営漁業に就業しなかったものが20才代ないし30才代に新規参入する傾向の方が強いことである（この世代の流出で最大のものは、1970年の20～24才階層が1975年にかけて12.3%の流出をみたものである）。このことは、若年自営漁業者は絶対数としては顕著に減少しているが、いったん自営漁業に就業して以降はほとんど他産業に転じることがなくなったということの意味している。換言すれば、各種の職業の一つとして自営漁業を選択し、その後、より有利な就業機会があれば他産業に流出していくといった行動様式はとらず、当初からいわば一生の仕事として自営漁業が選択されていることを推測させるものである。

④ 若年時に他産業への流出機会を有していた以上3つの階層とは異なって、1955年

時点で30才以上であった世代は他産業への流出はほとんど見られず、死亡と引退によって徐々に就業者数を減じている。なお、引退年齢はかつては55才前後であったが、1975年以降は55～59才から60～64才への年齢階層の上昇によっても就業者数の減少度が小さくなっているため、引退年齢は65才以上にシフトして来たと見られる。

④ 1970年代以降においても、若年世代の新規就業者数の減少は続いているが、年齢コーホートとしては下げ止まり、ないしは増加に転じていることが読み取り得る。特に、1975年から1980年にかけては、1975年時点で44才未満であったすべての年齢階層において就業者数が増加している事実が注目される。不況期における労働市場の悪化と遠洋漁業における200カイリ問題の出現による沿岸漁業経営の好調の下で、<sup>10)</sup>絶対数としては多くないとはいえ、若壮年世代において就業者の還流が生じていることが判明するといえる。1980年から85年にかけては、1980年時点の20才以上階層は再び微減傾向に転じたとはいえ、1975年の同一年齢コーホートの人数よりは多くなっている。

以上の点から判断すると、高度経済成長の影響が漁村にも及び始めた1960年時点において、妻帯ないし後継者化によって家族に対する扶養義務を負っていた戦後若年漁業就業者の第一世代（昭和一桁生まれ世代）は、そのまま自営漁業に滞留して沿岸漁業の中心的担い手世代として存続したのに対して、それよりも若年の世代は流動的な単身労働力として離村＝賃労働者化していくことができたので、新規参入者は急速に減少したし、いったん自営漁業に従事した者も期待した所得が得られない場合にはかなりの人数が他産業に流出していったことがわかる。



これに対して、低成長期においては、労働市場の悪化のゆえに若壮年者の還流が部分的には生じているが、いまだ新規参入者が増加に転じる傾向は見られず、他産業への流出超過がその後の還流によって部分的に修正される傾向が生じつつある程度であると言えよう。

戦後自営漁業の中心的な担い手であった昭和一桁世代に則して以上の関係をみれば、①学卒時期は終戦前後から復興期にかけてで他に就業機会なく、自家の漁業に従事するほかはなかったから、父親の下で家族従事者として漁業を操業した、②高度経済成長期には、すぐ下の世代は身軽に都会に流出したが、父親が引退年齢に入ってしまったこと、漁村には農村部ほどにも労働市場が展開していなかったこと（例外は、沖合・遠洋漁業基地の場合）等の理由によって他産業に従事する道を選択できず、自分単身、または妻・弟などと協業的に沿岸漁業の操業を続けた、——この場合、協業関係に補完されることなく単身操業がこの世代の一般的なタイプとなったのは、彼らが壮年世代にあたり、体力的にも熟練的にも最も優れたライフ・ステージにあったこと、単身操業を可能とする省力的な機械化がその時期に並行して進展したことによる——、③いまや50才代に達し、後継者の参入が必要な年齢となったが、自営漁業の後継者となる者の絶対数が少ないので、後継者がいなければ単身で操業を継続し、後継者が確保できれば父子協業期間を経て引退することになる。

ところで、以上のような昭和一桁生まれ世代の自営漁業就業者の推移は、農業におけるそれとは大いに異なっている。その根拠は、①沿岸漁業においては農業とは異なって一応の家計費の確保が可能であったこと、すなわち、自営漁業に留まる経済的メリットがあったという積極的要因と、②漁業においては男子の専業的従事者が必要とされるので、農業

者のような兼業形態による他産業流出が不可能であったという事情，すなわち，自営漁家として留まる限り男子世帯員の流出機会が大きく制約されたという消極的要因とである。

特に，前者については，沿岸漁船漁業の生産力の停滞が需要の拡張の下で，漁家経営に有利に作用したという事情を指摘できる。すなわち，戦後の沿岸漁業は，養殖業を除けばその生産量はほぼ200万トン水準で停滞していた。この根拠は一般論的に言えば，自然界で再生産される資源を捕獲する産業として，一時的な漁獲量の増加が親魚の減少を通して次期の漁獲量を減少させるというメカニズムを持っているためであるが，このため高度経済成長期における鮮魚に対する消費需要の飛躍的拡張は魚価の高騰をもたらし，その所得額を確実に高め得たのである。もちろん，それによって他産業との所得均衡が実現したとは一概には言えないし，依然として漁村における過剰就業問題は解消されていない側面もあるが，戦後の沿岸漁家が採算に合わない兼業農業部分を切り捨てて漁業専門化の傾向を示したのは，農業に比較して漁業就業が相対的に優位化したことを明示している。とはいえ，その所得水準が新規自営漁業就業者を順調に確保するだけの水準ではなかったことは確かである。この点は，のちに労働市場における中途採用賃金と漁家所得の対比の中で具体的に考察することとしよう。なお，技術革新の成果によって生産力を飛躍的に高めた養殖業においては，生産物価格の低下を通じて経営体数・就業者数の減少をもたらしており，漁船漁業とは事情を大いに異にしている。

## 第二節 世代別の流出・流入傾向とその地域差

前節においては、国勢調査の結果に依拠しながら、半世紀間にわたる自営漁業就業者数のおおまかな推移について検討した。ここではその検討結果を前提として、最近の低成長期における海上作業者の動向について、より具体的に検討を加えてみたい。ちょうど1973年の漁業センサスから、5才刻みの年齢階層別・男女別に自営漁業就業者数が集計されるようになったので、海区別の特質との相関関係や漁業世帯（個人漁業経営体）についての知見と対応させるために、本節ではもっぱら漁業センサスの集計結果を利用する。

最近10年間における自営漁業就業者数（海上作業に年間30日以上従事し、その内容が自営漁業のみ、又は自営漁業が主で雇われ漁業に従である者のこと）の量的推移については、1973年から5年ごとの漁業センサスの結果を示した表3-7とその一部を図示 表3-7 した前掲図3-1によって基本的な推移を確認することができる。これによると、全体として就業者の高齢化が進展していること、特に、1973年のピーク世代（男子40～49才、女子はそれより5才若い35～44才階層）がそのまま高齢化して1983年時点のピーク世代（男子50～59才、女子45～54才）につながっていること、などが再確認できる。

しかし、就業者の高齢化が進展しているとはいえ、高齢就業者の絶対数の減少は顕著であり、旧来の就業者数からの変化を年齢階層的に見れば、高齢者の引退・死亡による減少と若壮年者の緩やかな増加傾向とが対照的な動きをなしている。そこで、年齢階層別の就業者数の増減をコーホート分析の方法によって表示した表3-8を見よう。これによると 表3-8 全国については、男子では1973年時点での40才未満階層（したがって1983年時

表3-7 自営漁業就業者数と漁家世帯員数の推移

	自営漁業就業者数					個人経営体世帯員数		
	漁業センサス			国勢調査		1973	1978	1983
	1973	1978	1983	1980	1985			
男子合計	256,981	239,170	226,802	205,200	187,590	406,235	376,455	348,357
15才-	7,384	4,677	3,994	4,685	3,238	50,669	43,876	33,271
20-	15,607	11,156	9,179	10,256	8,108	42,414	33,158	28,279
25-	14,935	15,485	11,544	13,152	9,928	29,960	32,978	26,498
30-	17,873	14,633	15,757	15,695	12,648	25,640	23,560	27,267
35-	29,690	18,686	15,563	15,387	15,551	36,480	24,206	22,355
40-	38,492	30,510	19,293	23,002	15,011	44,849	35,468	23,625
45-	34,840	37,837	30,685	32,923	22,103	39,726	42,486	34,551
50-	23,790	32,948	36,229	29,946	30,954	26,840	36,625	40,081
55-	22,040	22,058	31,468	21,258	28,156	25,263	24,628	34,812
60-	20,791	19,583	20,422	16,037	19,099	25,593	22,881	23,147
65-	31,539	31,597	32,668	22,859	22,794	58,801	56,589	54,471
女子合計	83,533	75,612	74,118	80,959	73,887	410,031	375,330	345,418
15才-	555	313	271	603	390	46,537	40,580	31,093
20-	2,554	1,327	993	2,307	1,636	37,334	28,774	25,042
25-	4,860	3,751	2,415	4,795	3,268	26,087	26,578	21,219
30-	9,619	6,056	5,502	7,222	5,443	30,817	22,897	23,836
35-	14,414	10,497	7,332	9,423	7,632	39,667	29,700	22,300
40-	15,460	14,041	11,021	12,612	9,099	41,541	37,479	28,552
45-	13,032	13,963	13,811	13,692	11,702	38,287	38,261	35,728
50-	9,125	11,106	13,125	12,086	12,429	31,815	35,210	36,392
55-	6,112	7,103	9,820	8,763	10,535	27,276	28,488	32,910
60-	4,125	3,851	5,487	4,926	6,655	27,777	23,722	25,237
65-	3,677	3,604	4,341	4,530	5,098	62,793	63,641	63,109
個人経営体数	224,968	210,123	199,162					

表3-8 男子自営漁業就業者の年齢別変化率と構成比

(1973年と1983年の対比)

(単位：%)

	年齢コーホート別就業者変化率 (1973年の年齢階層基準)									年齢階層別就業者構成比 (1973年)			
	15才-	20-	25-	30-	35-	40-	45-	50-	55-	-29才	30-	40-	50-
全国	156.3	101.0	104.2	107.9	103.4	94.1	90.3	85.4	43.9	14.8	18.6	28.6	38.3
北海道区	93.7	80.5	92.5	103.2	102.7	95.2	89.1	81.1	47.7	19.9	17.1	26.0	37.1
太平洋北区	130.1	92.9	90.9	96.3	98.8	92.5	87.5	80.5	40.7	17.6	18.6	27.5	36.2
太平洋中区	203.5	97.7	92.0	92.6	92.5	82.1	76.5	66.4	37.4	12.3	20.7	31.9	35.0
太平洋南区	237.5	128.8	131.8	123.6	111.8	101.3	99.3	101.1	46.2	13.5	17.9	29.0	39.5
日本海北区	197.5	153.8	154.6	157.4	139.5	113.1	112.0	112.9	56.2	10.8	16.5	29.3	43.5
日本海西区	218.9	132.2	135.0	135.1	116.1	102.5	106.1	102.8	47.3	8.3	15.3	29.8	46.7
東シナ海区	171.3	102.5	102.8	106.9	99.1	91.2	89.3	86.0	40.7	16.1	19.5	28.8	35.5
瀬戸内海区	185.9	101.8	108.3	114.0	108.5	99.9	93.4	90.1	46.6	12.8	17.7	27.0	42.4

注1) 『漁業センサス』より算出。

2) 年齢コーホート別就業者変化率とは、1973年時点におけるそれぞれの年齢階層の就業者数を分母とし、1983年時点における10才上位の年齢階層の就業者数を分子として算出した値である。

点での50才未満階層)では就業者数に若干の増加が見られる。すなわち、絶対数としては限られた人数ではあるが、若壮年世代で自営漁業就業への一定の新規参入が進行したことが確認できる(国勢調査結果と同様)。これに対して、40才以上世代においては引退・死亡などによって確実に就業者数が減っているという対照的な傾向が存在している。他方、女子の場合には、35才未満階層で新規参入が男子よりもより顕著に見られる(結婚前に自営漁業に従事する女子は極めて少ないが、結婚ないし育児期間終了を機会に新規に就労するようになるためであろうと推定される)点と、35才以上階層における減少度がより大きい(生理的および社会的理由による漁業からの引退年齢の早さによると推定される)点が特徴的である。

以上の点から判断すれば、しばしば強調されている自営漁業就業者における高齢化の進展という事実は、戦後参入の第一世代の加齢に見合う程には若年世代の新規参入が見られないことを意味しているのであって、旧来の就業者を基準としてみれば、その傾向の下においても、ほぼ40才以上の年齢階層では就業者が減少し、それ以下の階層では増加しているという傾向が確認できるのである。こうした若壮年就業者の増加傾向は、先に表3-6に示した1955年以降の国勢調査結果の検討によって判明したように、高度経済成長の終末以降に生じた新しい動きである。旧来から、東北地方等を中心に若年時点における沖合・遠洋漁業での就業の後、妻帯ないし父親の引退までの間に自営漁業者として還流する傾向が強いことは知られていたが、そうした還流が実際に20才代～30才代の自営漁業就業者の増大として確認できるようになったのは、1970年代半ば以降である。この場合、国勢調査結果(表3-6)においては1975年から1980年にかけて還流が明

確で80年から85年にかけては20才代・30才代ともに、再び緩やかな流出ないし流入停止状態を示しているのに対して、漁業センサス（表3-7）においては、流入度合いは国勢調査結果よりは緩やかではあるが、1973年から1983年まで、ほぼ一貫して20才代・30才代の年齢コーホートの男子自営漁業就業者数が流入傾向を示している点が留意される。この開差は大きなものではないが、その根拠はおそらく、自営漁業の海上作業に30日以上従事する者（漁業センサスにおける自営漁業就業者）は流入傾向を続けているのに対して、他産業の好不調を反映して、そのうちで他産業に主として就業している者（国勢調査では漁業就業人口に入らない）が1975年から80年にかけては減少した——この背景には「雇用調整」の進行があった——のに対して、80年から85年にかけてはそれが増加した、という関係を推定させる。表3-7によれば男子自営漁業就業者数は傾向的に漁業センサスにおける人数の方が国勢調査による人数よりも多くなっていることから、そうした限界的な自営漁業就業者——漁業センサスではカウントされ、国勢調査ではカウントされない——の動向が、統計的に見た変化を強く規定しているように思われる。

さて、以上のような全国平均的な推移を確認した上で、変化の内容をやや詳細に検討するために地域別に検討を加えてみよう。まず表3-9によってこの10年間の海區別の就業者の変化率を見ると、男子および男女合計ともに全国的には12%程度の就業者の減少を示している中で、就業者が増加している海区（日本海北区）、ほぼ現状維持的である海区（太平洋南区）、全国水準とほぼ等しい減少度を示す海区（北海道区、太平洋北区、日本海西区、東シナ海区、瀬戸内海区）、減少度の大きい海区（太平洋中区）というように

表3-9

表3-9 海区別の個人経営体数・自営漁業就業者数の推移

	個人経営体数		自営漁業就業者数				経営体 変化率	就業者変化率			経営体当たり 就業者数	
	1973 a	1983 b	男子のみ		男女合計			b/a	d/c	f/e	d/b	f/b
			1973 c	1983 d	1973 e	1983 f						
全国	224,968	199,162	256,981	226,802	340,514	300,920	%	%	%	人	人	
北海道区	26,027	22,995	30,338	26,715	34,229	32,265	88.4	88.1	94.3	1.16	1.40	
太平洋北区	27,691	23,859	33,842	28,527	44,006	39,003	86.2	84.5	88.6	1.20	1.63	
太平洋中区	35,733	27,497	39,145	30,368	56,706	42,805	77.0	77.6	75.5	1.10	1.56	
太平洋南区	17,596	17,003	19,824	19,560	24,532	23,948	96.6	98.7	97.6	1.15	1.41	
日本海北区	10,441	11,303	11,393	12,337	13,368	13,841	108.3	108.3	103.5	1.09	1.22	
日本海西区	13,929	13,304	14,623	13,416	17,349	15,608	95.5	91.7	90.0	1.01	1.17	
東シナ海区	54,938	48,266	63,852	56,984	88,058	79,020	87.9	89.2	89.7	1.18	1.64	
瀬戸内海区	38,613	34,935	43,964	38,895	62,266	54,430	90.5	88.5	87.4	1.11	1.56	

注：『漁業センサス』より。



地域差が大きいことが明らかである。

そこで、年齢階層別の増減度を調べるために、前掲表3-8によって、海區別に男子自営漁業就業者数の10年間の年齢コーホート別増減率を検討しよう。これによると、①最高年齢階層を除くほぼ全階層で新規参入が見られ、若年階層でとりわけ参入度が高い海区（日本海北区・日本海西区・太平洋南区）、②新規就業時点である20才未満を除くほぼ全階層で就業者数の減少が見られる海区（北海道区・太平洋北区・太平洋中区）、③両者の中間的な傾向として、中高年階層の減少、若年階層の緩やかな増加が見られる海区（東シナ海区・瀬戸内海区）、の3つのグループにほぼ区分されると言えよう。年齢階層ごとの動向が地域的にきわめて個性的であることはこれによっても明らかであろう。この点をさらに明確にするために、1973年の男子自営漁業就業者総数を分母として、各年齢コーホートがどれだけの増減率（寄与率）を示したかについて、表3-10を検討しよう。 表3-10

これによると、①高齢就業世代（1973年時点で50才以上であった者）の10年間の減少度はほぼ17%前後で海区ごとに大きな差は存在していないこと、②新規就業世代（1973年には就業者の年齢に達していなかった1983年の24才以下の階層）は5%プラス・マイナス3%の範囲の地域差におさまっていること、③中堅就業世代（1973年時点の15～49才階層）の場合には、マイナス7%からプラス18%まで大きな差異が存在していることが判明する。この事実から、地域別の各年齢階層別の差異の根拠については、以下のような解釈が可能となる。

第一に、高齢者の場合は体力的限界＝自然的条件によって就業者数が減少するから全国的にほぼ平均的な減少度を示していることである。それゆえ、のちに見るように副業的な

表3-10 男子自営漁業就業者数の世代別変化率（1973年から1983年にかけて）

1983年年齢	計	新規 15-24	中堅 25-59	高齢 60-	中堅世代内訳			
					25-29	30-34	35-39	40-59
全国	-11.7	5.1	0.7	-17.5	1.6	0.1	0.2	-1.3
北海道区	-11.9	8.2	-4.0	-16.2	-0.4	-1.6	-0.4	-1.5
太平洋北区	-15.7	5.1	-3.2	-17.6	1.1	-0.6	-0.6	-3.1
太平洋中区	-22.4	4.0	-7.1	-19.3	1.6	-0.1	-0.5	-8.1
太平洋南区	-1.3	5.1	9.5	-16.0	3.0	1.7	1.8	3.0
日本海北区	8.3	3.8	18.0	-13.5	2.0	2.1	2.6	11.3
日本海西区	-8.3	2.3	8.6	-19.2	1.6	1.1	1.2	4.6
東シナ海区	-10.8	6.0	0.3	-17.0	2.3	0.2	0.2	-2.4
瀬戸内海区	-11.5	4.1	3.3	-18.9	1.7	0.1	0.5	1.0

注1) 『漁業センサス』より算出。

2) 1973年における男子自営漁業就業者合計数を分母とし、各年齢コーホートごとの1973年から1983年への増減数を分子として算出した値である。

3) 各年齢コーホートは、「新規」=1973年時点の就業者年齢以下（14才未満足）、「中堅」=1973年時点の15才～49才、「高齢」=1973年時点の50才以上。

簡易な漁業が存在し、体力が低下してもある程度の漁業就業を継続することが可能な地域——漁業生産力が低い地域——においては、その減少度が小さくなる（日本海北区が典型）のに対して、そうした条件の無い地域では減少度が大きいという若干の差異は見られるとはいえ、ほぼ平均的な水準にまとまっているといえるわけである。

第二に、新規就業世代は親や妻子に対する扶養義務を未だ有していない身軽な労働力であり離村流出が容易であるから、全国的な労働市場との関係で自営漁業に就業するか否かを決定する傾向にあり、それゆえ地元の労働市場の展開度による規定性はそれだけ弱く、  
結果として地域差が相対的に小さいと言える。したがって、この場合の地域差は地域における自営漁業所得の大小を直接に反映して、生産力が相対的に高い地域ほど高く、低い地域ほど低い値を示すと判断できる。

第三に、中堅就業世代の場合には、親世代及び妻子に対する同居義務・扶養義務を負っているため、自由に就業場所を選択する条件がなく、したがって全国的な労働市場ではなく地元における雇用機会との比較において自営漁業に就業するか否かを判断することになる。それゆえ、地域的な労働市場展開度の差異に応じて、この世代の流出・流入度は大きく異なることになるのである。すなわち、地元で雇用機会が少ない地域においては、自営漁業の所得水準が低くとも自営漁業に流入せざるを得ない者が多い傾向にある（日本海北区・日本海西区・太平洋南区）のに対して、就業機会の多い地域ではこの世代でも流出超過となっているのである（太平洋中区）。ただし、この点は、受け入れ側としての地元沿岸漁業のあり方（自然的条件・制度的条件）にも強く規定されるのであり、同じように地元における就業機会が乏しくとも、主業的漁業種類が中心で新規参入に対する障壁の高い

地域においては自営漁業就業希望が受け入れられにくいようでもある（北海道区・太平洋北区）。

こうした地元沿岸漁業の着業可能性との関係については、後に新規漁業者の参入と漁業制度の関係について分析する際に考察することになるが、ここでは関連して、先の表3-9で経営体変化率と就業者変化率との相関関係が強いことに注目しておこう。これによれば、経営体の増減度と就業者数の増減度とは海区ごとにほとんど類似の値を示し、かなり正確な相関関係を有していることが明瞭である。<sup>11)</sup>このことは、就業者の増加によっても既存の一漁家当たりの就業者の増加が生じているのではなく、統計的な対象とされる新たな漁家が増加していること、また就業者の減少によっても漁家一世帯当たりの就業者が減少するのではなく、漁家数が減少していることを意味している。実際、先に中堅世代の参入が最も多いことを確認した日本海北区・日本海西区・太平洋南区は経営体数が増加ないし微減（減少の場合は、中堅世代の参入による経営体数の増加以上に高齢者の引退による経営体数の減少が多かったことを意味する）している地域であり、逆に中堅世代の流出傾向が強い北海道区・太平洋北区・太平洋中区は経営体の減少度が最も大きい地域である。統計的に捉えられる経営体数と就業者数の間には一方的な因果関係を想定することはできないにしても、地元漁業の参入障壁が低い場合には漁業就業者も漁業経営体も増加しやすいと言えるであろう。

ところで言うまでもなく、現実の男子漁業就業者の増加には、父親が操業している旧来の漁家に後継者が参入する場合——したがって、経営体数は増加せずに就業者数だけが増加する——と、父親が引退していったん統計的な意味での漁家でなくなった世帯の後継者

がユーターンする場合——経営体数も増加する——とがある（これに対して、分家の場合には、経営体数は増加するが通例就業者数は増加しない）。そこで、先には中堅世代として一括した世代の就業者数の増減をさらに区分して見ると（表3-10の右欄），1983年時点における40才以上（1973年時点における30才以上）階層において地域差が集中していることが明らかである。このことは，1973年時点では父親の引退によって統計的な意味での漁業経営体でなくなっていた世帯が，30才代から40才代にかけての後継者の参入によって漁業経営体となったことを意味していると思われる。経営体数を増加させない形での漁業就業者の増加——父子協業タイプの形成の論理を重視している本論文にとってはこれが最も注目すべき動きであるが——は，就業者変化率が経営体変化率を有意的な規模では超えていないので統計的には潜在的になっているが，それは既存の父子協業タイプの漁家が父親の引退によって単身操業タイプに移行する——したがって就業者は減少，経営体数は維持——規模と見合う程度に，父親の単身操業の漁家に後継者が新たに加わる動きが進展していることの結果であると判断される。

### 第三節 就業者の世代的更新状況

沿岸漁家漁業においては既存の漁家世帯の世帯員以外からの新規参入者は極めて少ないから、若年の就業者はほぼその親世代の世帯員が自営漁業に従事していると推定できる。それゆえ、若壮年の就業者数は親世代の就業者数との対比において、その多少が評価されるべきである。表3-11はこの観点から、男子就業者の世代更新度を算出したものであ

表3-11

るが、これは父親が25才（または30才）の時点で長男が出生すると仮定して、父親世代と25才間隔（または30才間隔）の世代との就業者の比率を漁業就業者の世代更新度として示したものである。現実にはもちろん父親の引退年齢は各地域・各世帯によって種々であるし、2人以上の息子を自営漁業就業者としている父親も存在しているし、さらに父子の年齢格差が25才から30才の範囲に収まっているとは限らないから、この数値は厳密な吟味に耐え得るものではないが、中高年の自営漁業者がどの程度の後継者を確保しているのかについての一応の目安にはなるであろう。さて、同表によると、以下のような特徴を読みとることができる。

① 就業者の更新度は、父子の年齢が若いほど低い。この点からすれば、沿岸漁業後継者が近年になればなるほど減少すること——絶対数においてばかりでなく、相対的な更新度についても——は明瞭である。

② 就業者の更新度は、後継世代が20～24才の時期の更新度でほぼ確定してしまい、それ以後は緩やかに増加するが、いったん確定された水準から大きく離れることはない。20才代後半以降における更新度の漸増傾向は、若壮年者の新規参入がこの間ゆるやかに進行していること、更新度算出の際の分母となる父親世代の人数が引退・死亡によって若

表3-11 男子自営漁業就業者の世代更新度

父子年齢間隔 25才の場合		父子年齢間隔 30才の場合	
1973年	1978年	1983年	1985年
父子年齢階層 数比率	父子年齢階層 数比率	父子年齢階層 数比率	父子年齢階層 数比率
才	才	才	才
15-/40-	15-/40-	15-/40-	15-/40-
20-/45-	20-/45-	20-/45-	20-/45-
25-/50-	25-/50-	25-/50-	25-/50-
30-/55-	30-/55-	30-/55-	30-/55-
35-/60-	35-/60-	35-/60-	35-/60-
21.6	20.7	21.6	21.6
36.7	29.9	36.7	36.7
32.1	31.9	32.1	32.1
44.9	50.1	44.9	44.9
81.4	76.2	81.4	81.4
-	-	-	-
-	-	-	-
142.8	95.4	-	-
19.2	29.5	31.9	32.1
44.8	47.0	50.1	44.9
62.8	66.3	76.2	81.4
81.1	95.4	-	-
142.8	-	-	-
13.0	12.4	13.0	14.6
25.3	33.9	25.3	26.2
36.7	70.2	36.7	35.3
77.2	74.7	77.2	66.2
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-

注1) 1973・78・83年については『漁業センサス』による。1985年については『国勢調査』による。

2) 父子年齢階層における分子は子の年齢階層を、分母は父の年齢階層をそれぞれ5才間隔で示す。たとえば、「20-/45-」は、20~24才階層の漁業就業者数を、45~49才階層の漁業就業者数で割ることを示す。前者は子の世代を、後者は父親の世代を意味している 3) 『国勢調査』の時点は1983年より2年ずれているが、便宜上、同じ年齢階層を用いた。

干づつ減少していることによっていると見られる。これに対して、後継者世代が15～19才については、その時点における更新度は20～24才階層へ移行する際にかなり大幅に上昇するから、15～19才段階での更新度はその世代のその後の更新度の水準の基準とはなっていない。したがって、単純化して言えば、後継者確保率は20才代前半段階でほぼ確定してしまうと見るのが可能である。したがって、全国平均的に見る限り、後継者の参入は学卒時点での自営漁業就業および他産業従事からのユーターンを含めて、妻帯以前の20才代前半までが最も多く、それ以降のユーターンは量的にはそれよりもかなり少なく、また時間的には徐々にしか進まないと言える。

③ 父子年齢間隔を25才とした数値で見た場合、1983年の20～24才階層の更新度が25～29才階層の更新度とほとんど等しくなっているのは新しい傾向である。これは若年者ほど世代更新度が低下するという旧来の傾向が下げ止まりの段階に入ったことを示唆している動きかも知れない（1985年についての国勢調査結果によれば、20～24才階層の更新度の方が25～29才の更新度よりも大きくなっているという注目すべき結果が示されている）。20～24才、15～19才の両階層の各年の更新率が下げ止まり、ないし増加に転じている（15～19才階層では1978年の15.3%から1983年の20.7%へ、20～24才階層では29.5%から29.9%へ）事実も、同様の傾向が生じつつあることを推測させるものである。その階層の就業者の絶対数が増加しているわけではないので、この新しい傾向は若年世代就業者数の引き続く減少傾向を否定するものではないが、昭和10年代生まれ世代が後継者を確保すべき年代に達した現在、親世代自体の絶対数が少なくなっているため、漁業就業者の更新という点からすれば一定の更新度が維持さ



れるか、ないし増加に転じる兆候として重視すべきであると思われる。もっとも、父子の年齢間隔を25才とした場合に読みとり得る以上のような傾向は、年齢間隔を30才に取り直すと確認できなくなり、わずかに15～19才階層の更新度が1978年の12.4%、83年の13.0%、85年の14.6%へと微増傾向を見せているのみである。父子の年齢間隔はおそらく、25才と30才の間にあると想定されることからしても、実態は上でみた2つの傾向の間にあるのではなかろうかと思われる。

④ 戦後沿岸漁業のキー階層であった昭和一桁生まれ世代（1973年時点の40～49才階層→1983年時点の50～59才階層）の後継者確保率は、1983年ないし1985年時点において、40%プラス・マイナス10%程度（25才間隔の場合）、30%プラス・マイナス5%程度（30才間隔の場合）の水準である。1973年以降のこの世代の後継者確保率が徐々に上昇していることは、後継者のユーターン的な自営漁業就業が進み、父子協業的な漁家が昭和一桁世代内については若干ではあれ増加して来たことを推測させるものである。

ともあれ、後継者確保の問題については、漁業就業者数が最も多く、かつ今後確実に引退期に入って行く昭和一桁世代が、現時点においてどの程度の後継者を確保しているのかが、さしあたっては最も重要であろう。上で見たように、全国的には30～40%前後と想定されたこの比率は、地域ごとにはどのような状況を見せているのであろうか。同じく1983年について、海区別に自営漁業就業者の更新度を算出した表3-12によって検討してみよう。

これによると全国平均では40%（父子の年齢差を30才とすれば31%）の世代更新

表3-12 男子自営漁業就業者の世代更新度(1983年)  
 ——50~59才階層の後継者確保率——

	男子自営漁業就業者数			世代更新度	
	50-59才 a	20-29才 b	25-34才 c	30才間隔 b/a	25才間隔 c/a
				%	%
全国	67,697	20,723	27,301	30.6	40.3
北海道区	7,246	3,143	3,670	43.4	50.6
太平洋北区	8,377	2,818	3,954	33.6	47.2
太平洋中区	9,918	2,366	3,067	23.9	30.9
太平洋南区	5,753	1,802	2,544	31.3	44.2
日本海北区	3,756	802	1,141	21.4	30.4
日本海西区	4,530	686	1,106	15.1	24.4
東シナ海区	16,591	6,289	7,911	37.9	47.7
瀬戸内海区	11,526	2,817	3,908	24.4	33.9

注：『漁業センサス』より算出。

度である中で、北海道の50%から日本海西区の24%まで大きな格差が存在していることがわかる。大まかに言えば、世代更新度が4割を越えている地域（北海道区・太平洋北区・太平洋南区・東シナ海区）と、3割前後の地域（太平洋中区・日本海北区・日本海西区・瀬戸内海区）に2分されているようである。

この背景としては種々の事情が考慮されなければならないが、さしあたって以下の諸点については予備的な見通しとして提起できる。

① 地元漁業の所得水準が低い地域においては、後継者確保の度合いは当然に低くなる。のちに見るように、漁業所得の水準が低く、副業的漁家が多い日本海北区・日本海西区等が、就業者更新度が最も少ない地域であることは、この関係によると思われる。

② 工業化・都市化の影響は、漁場の喪失や通勤労働者化の条件の広がりとして漁業後継者確保にとってはマイナス要因として作用する。京浜地区を含む太平洋中区や瀬戸内海区などはこのために就業者更新度が低くなっていると想定される。

③ 工業化・都市化が進展せず、親世代に対する同居＝扶養規範意識も強い地域においては、自営漁業においてある程度の所得を確保できるという見通しがある限り、就業者更新度は相対的には高くなると見られる。北海道区・太平洋北区・東シナ海区がこれに当たると見られる。

このように、自営漁業の就業者の確保度合の地域差を規定する要因としては、漁業所得の水準、地元への定着を規定する直系世帯維持の規範意識の強弱度、地元労働市場の展開度という3つの内容は最低限考慮する必要があると思われる。

### 注釈（第三章）

1) 本章では、自営漁業就業者の統計的検討を、その長期的動向については国勢調査結果によって、近年における実態については漁業センサスによって、主として検討する。そこで、国勢調査と漁業センサスの統計的把握の相違について注意しておかなければならない。両者の主要な相違点は以下のように整理できる。

①調査時点の違い。国勢調査で、5才きざみの年齢階層別に自営漁業就業者数がわかるのは1955年を最初として、以後5年おきである。これに対して、漁業センサスは、1973、78、83年と5年おきになされている（1968年までの漁業センサスでは、5才きざみの自営漁業就業者<sup>者</sup>についての集計がない）。また、国勢調査は、10月1日の調査時点の直前の1週間の就業状態を調査しているのに対して、漁業センサスは調査前の1年間の状態を調査している。

②国勢調査では、調査時点直前1週間に従事した「産業別」の就業人口を調査している（したがって、年間の就業日数などは問われていない）のに対して、漁業センサスでは年間30日以上漁業のための海上作業に従事したものを漁業就業者数としている（したがって自営漁業と他産業のどちらに主として従事しているのかについては問われていない）。

③国勢調査では内水面漁業に従事している者も含んでいるのに対して、漁業センサスでは海面漁業に従事している者だけが対象となり、内水面漁業に従事している者は比較可能な同様の基準では集計されていない。

④国勢調査で1955年以降比較可能なのは漁業・水産養殖業に従事している「産業別」人口についてであるのに対して、漁業センサスでは「職業別」の観点から就業者数を捉えている。したがって、国勢調査の数値には、海上作業には従事せずに自営漁業関係の陸上作業に従事している世帯員も含まれることになる。

⑤年齢別の自営漁業従事者数については、漁業センサスは皆悉調査であるのに対して、国勢調査が皆悉調査となったのは1980年からであり、それ以前は1%抽出（1955・60・65年）、20%抽出（1970・75年）であり、実際の数値との間にある程度の誤差の存在が推測される。

このように、両統計の間には相当に大きな相違がある。本論文では、海上作業者の構成を解明するために統計分析を行うことが目的であるから、長期にわたる時系列的な変化を確認するために国勢調査の検討を行った上で、具体的な海上作業者の構成と近年におけるその変化の検討に際しては漁業センサスに主として依拠することにする。

なお、両統計の数値は、上のような相違にも関わらず、表3-7に示されるようにそれほど大きな相違を示しておらず、十分に比較可能である。ただし漁業センサスによる数値の方が、男子では多く女子では少ない。このことから考えると、男子では30日以上海上作業に従事していても他産業を中心に就業しているという季節的・副業的漁業者がある程度存在していること、女子では自営漁業中心に就業していても海上作業日数は30日を越えないものが存在することという事情が了解される。

2) 1920年の国勢調査結果は、雇用者と自営業者が分離できないため、雇われ漁業者と自営漁業者の合計数についてしか利用できない。

3) もちろん実態としては、戦前期においては、今日に比べてはるかに雇われ漁業者と自営漁業者が未分化の部分が多かったと想定されるが、より多くどちらに比重を置いていたかという点で見れば、このような指摘が可能であろう。

4) 軍需工業優先の生産力拡充政策の下で、工業労働力が優先的に確保されたという国家政策がこの背景にある。

5) 1950年の国勢調査は年齢階層区分が表3-3に示すように不規則であるため、他の国勢調査との5才刻みでの比較はできない。

6) 同様の計算を農業について行くと65%となり、自営漁業とほぼ同水準であることがわかる。

7・8) ここでの自営漁業の操業タイプの推計は、世帯を超えた協業的漁業部分を捨象したうえでの検討であるから、厳密な意味での独立的な操業タイプとは言えない。また、この時点における「自営漁業」者には小企業主的な雇用主も、のちの時期に比べて相当に多かったと見られるから、世帯内の労働力構成によって漁家の性格が規定される度合■は今日におけるほど直接的ではなかったはずである。

9) 表3-5の数値を年齢別内訳を欠く漁業就業人口総数と対比すると、1960年の抽出集計結果がかなり過小に出ていることが判明する。このため、1960年に比べて1965年の漁業者数が、自営漁業者も雇われ漁業者もかなり顕著に増加しているように見えてしまうが、これは抽出方法による誤差が拡大された結果である。

10) 200カイリ問題(1977年)前後には、魚の供給減が予想されたために、魚価がかなり上昇し、沿岸漁業経営の経営状況もそれによってかなり向上した。もっとも、その反動として1980年代<sup>代</sup>入ってからは、魚価が低迷し沿岸漁家の漁業所得も低下気味へと反転してしまっただが。

11) 漁家出身以外の者が自営漁業を開始することは、ほとんど例外的であるのに、統計的には個人経営体が増加しているという場合、考えられる原因はいくつか指摘できる。

①漁家世帯員が分家して新たな経営体となった場合。②すでに自営漁業から引退していた父親のあととりがユーターンして自営漁業を開始した場合。③漁業センサスの定義による個人漁業経営体(販売を目的として30日以上海上作業をすることが条件)でなかった副業的な漁業者が、漁業従事の度合■を強めて統計の対象に変化した場合。④自営漁家世帯員以外の者(通常は漁業雇われ漁業者等)が自営漁業を開始する場合。日本海北区に典型的な経営体数の増加は、主として③、副次的に②と④によるものと思われる。

## 第四章 漁家世帯の構成

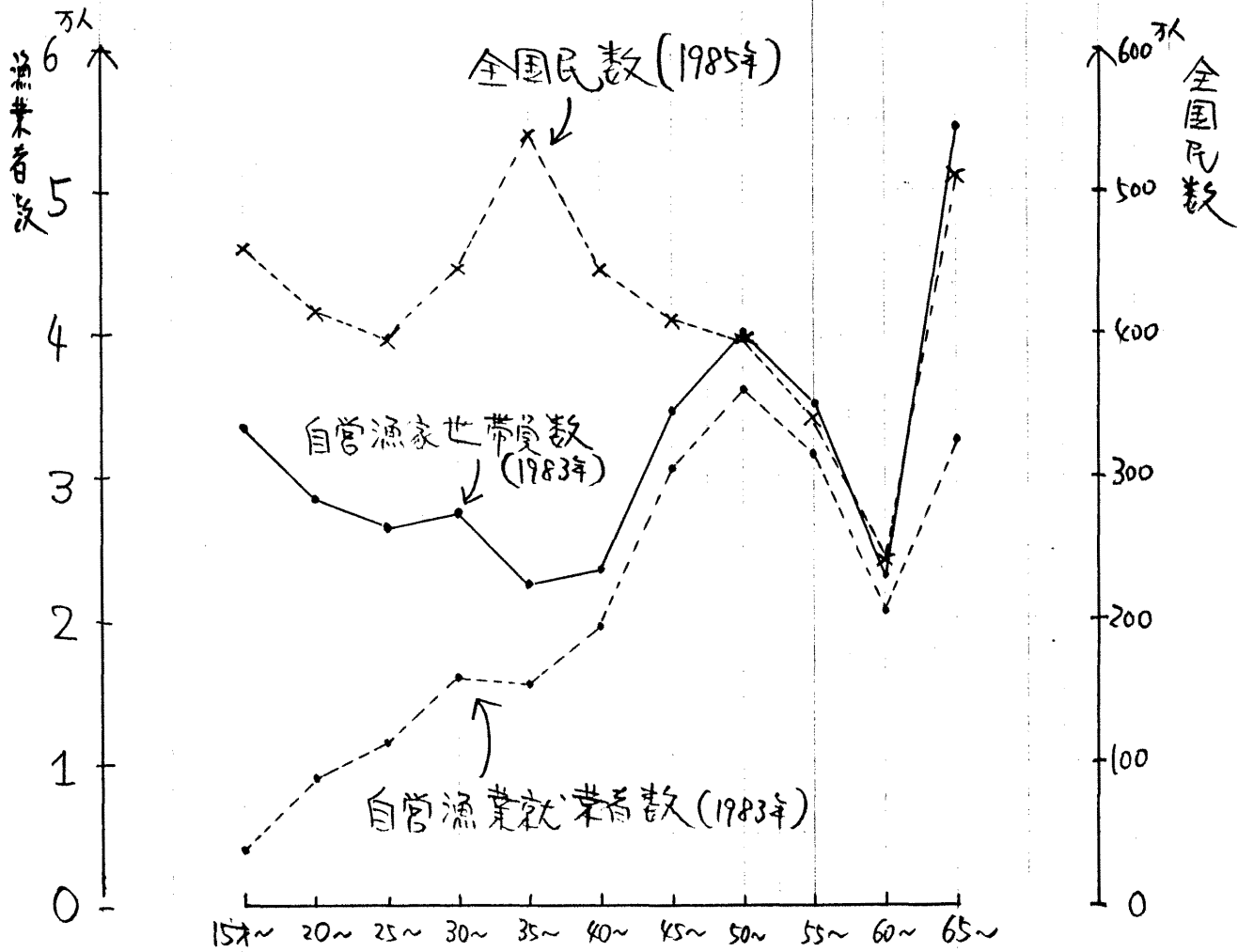
### 第一節 漁家世帯員の構成

前章までにおいては、漁業従事者、特に男子の海上作業者を中心として分析を進めて来た。これは沿岸漁家の就業の特徴とその世代的な継承関係を把握するためには、海上作業者の構成に着目することがまず必要であると考えられたからである。とはいえ、現実の漁家世帯は、これまでの検討に際しては捨象してきた自営漁業就業者以外の世帯員を含んでおり、彼らの多様な兼業所得にも支えられることによって漁業経営も存立しているのである。また、自営漁業の後継者となった理由についての実態調査においては、「家の都合」、すなわち親との同居義務ゆえにやむを得ず自営漁業を継ぐことにしたという回答が非常に多いことからしても、<sup>1)</sup> 男子子弟がどの程度の密度で世帯員となっているかについては、後継者確保の条件としても極めて重要である。それゆえ本章では、漁家世帯の世帯員構成と兼業関係について検討し、次章における漁業経営自体の内容的検討に繋げていきたい。

さて、今日の沿岸漁家の男女世帯員および自営漁業就業者の年齢別構成は図4-1、4-2にみられる通りである。これを図4-3に示した農家のそれと対比してみると、以下のような特徴点を読み取ることが可能である。

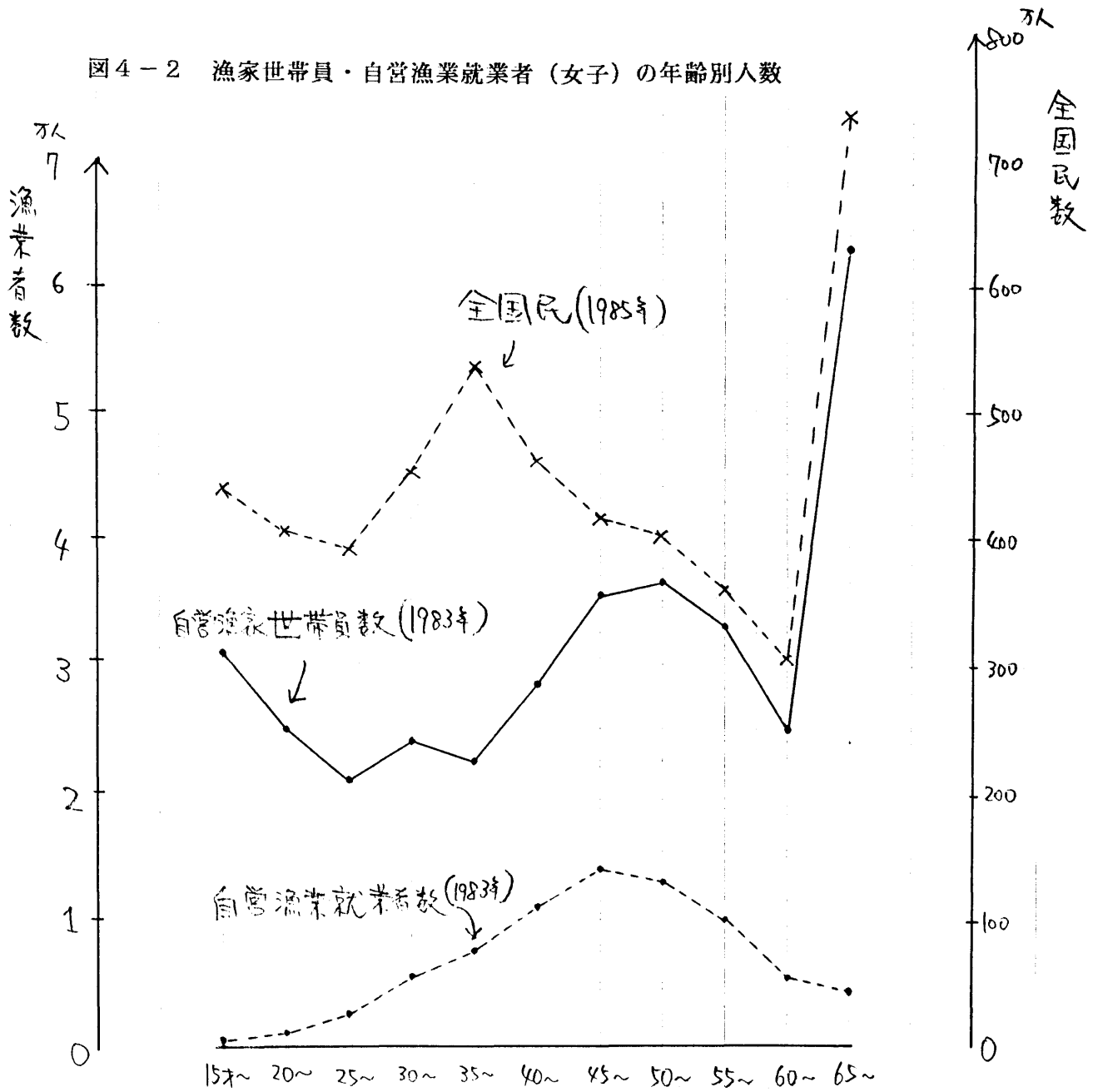
- ① 国民全体の年齢別人口分布と漁家世帯員のそれとを比較すると、男子でも女子でも50才以上については相似的な分布傾向を見せている。しかるに、30才代は全国人口では大きな山を示しているのに対して、漁家世帯員では顕著な谷をなしている点が対照的である。この点は農家も漁家と同質的であるが、漁家の方がその傾向がより極端に表れている
- ② 世帯員の年齢別構成では農家においては昭和一桁生まれ世代の山が、ほぼ同じ水準の

図4-1 漁家世帯員・自営漁業就業者（男子）の年齢別人数



注：『漁業センサス』および『国勢調査報告』による。

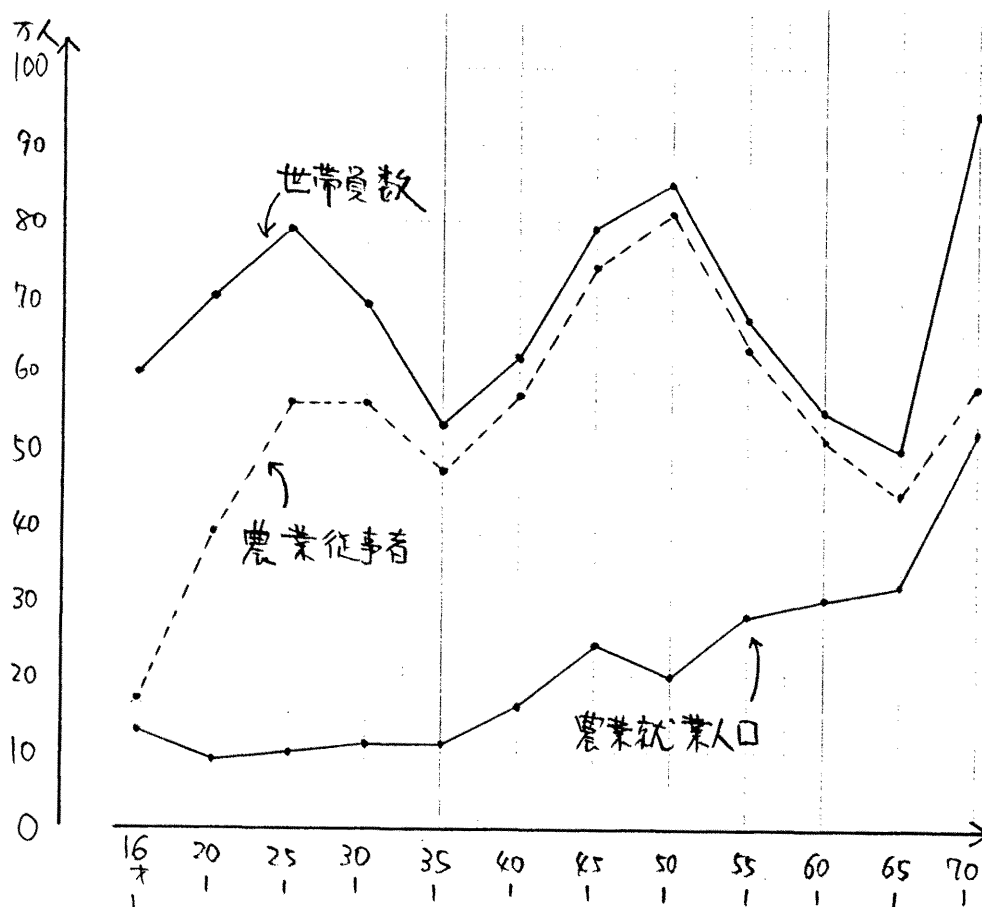
図4-2 漁家世帯員・自営漁業就業者（女子）の年齢別人数



注：図4-1に同じ。



図4-3 農家世帯員・農業従事者・農業就業人口（1980年・男子）



注：『農業センサス』による。

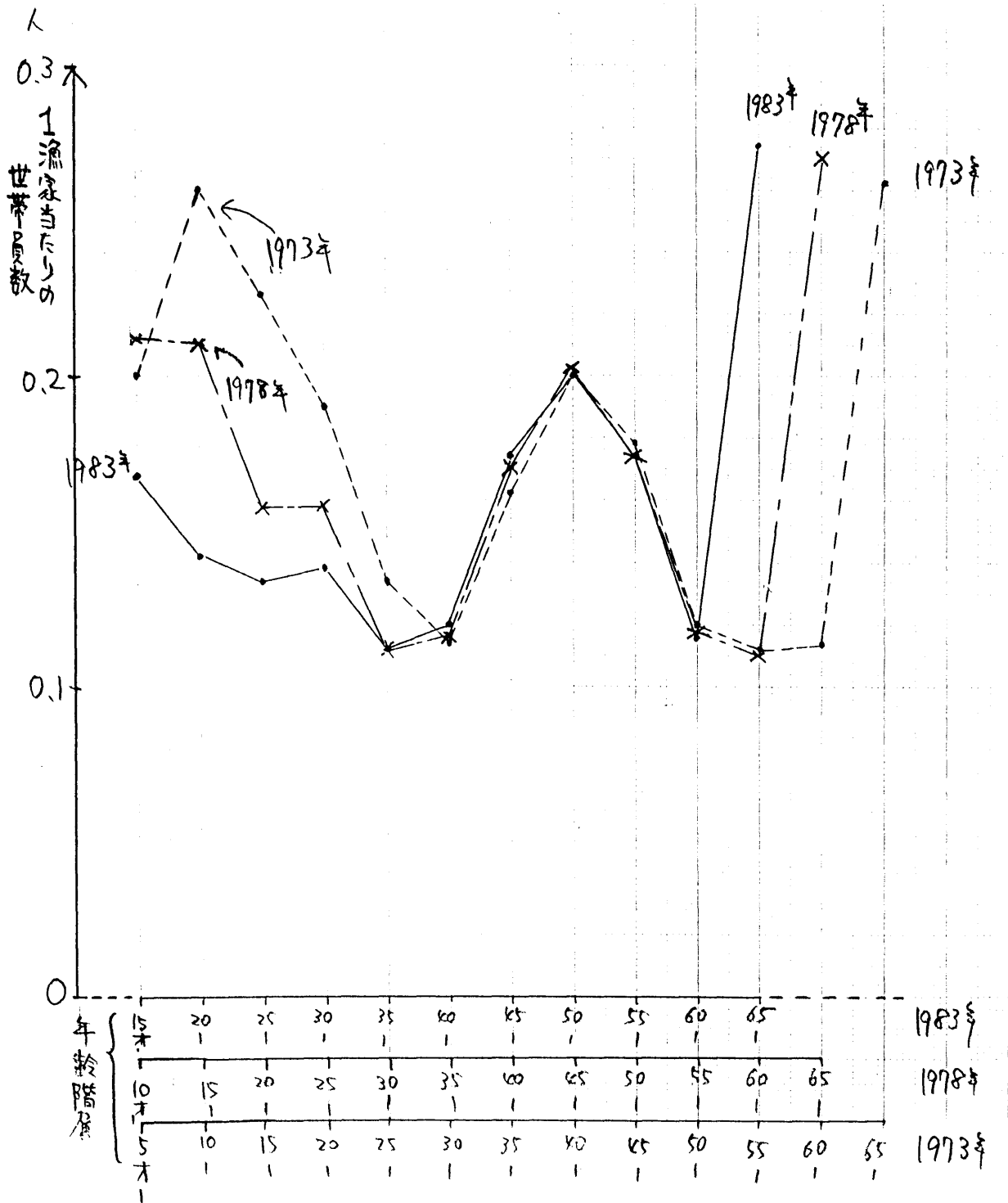
若年者の山と対応し、世帯内に若年者が一応は親世代と同程度の人数で確保されていることを示している。これに対して、漁家にあつては、若年者の山の水準が昭和一桁世代のそれに比較して低く、世帯内における世代の更新が順調に進展せず世帯外流出が農家におけるよりも相当に著しいことを示している。

③ 自家農業・漁業との就業関係については、男子の場合、農家にあつては農業を中心に就業する者が少ない（特に30才代まではその傾向が強い）のに対して、自家農業従事者は20才代においても過半数に達している。賃労働者になっていても必要な際には自家の農業に従事している世帯員が多数を占めているわけである。これに対して、漁家の男子世帯員の場合には、40才以上においては大半が自営漁業に従事している——逆に言えば、40才以上の男子が自営漁業に従事していない世帯は漁家として留まることができない——のに対して、若年者においては自営漁業従事者の比率がかなり大きく落ちているのである。すでに見たように、漁業労働の基幹的な部分については賃労働者が必要に応じてそれに参加するということは困難であるから、このことは農家の場合とは異なって世帯内の若年者の過半数は自営漁業に関与していないことを意味している。女子の場合にはこの傾向は一層顕著である。

しかしながら、歴史的推移の方向としては、自営漁業に従事しない世帯員が次第に増加するという傾向を示しているのではなく、逆に、自営漁業に従事しない世帯員が世帯外に流出することによって、漁家世帯の漁業従事者中心の編成はかえって強化されているのである。この点は、1個人経営体当たりの年齢階層別の男子世帯員の人数の変動を示した図4-4によっても確認することができる。すなわちこれによれば、1973年時点におけ

124-4

図4-4 1漁家当たりの年齢別男子世帯員数



注1) 『漁業センサス』による。

2) 各年齢階層の男子世帯員数を個人経営体世帯数で除して算出した。

る30才以上階層はその後世帯内に留まり続けているのに対して、それ以下の世代では20才代において急速に世帯外への流出が進行していることが明らかである。このことは、自営漁業に従事するものは独身期・妻帯後を通じて世帯内に留まっているのに対して、自営漁業に従事しない者は、妻帯を期として世帯外に流出する傾向を明確にしたことを意味している。こうした傾向は農家においてもある程度見られることであるとはいえ、漁家にあつては自家漁業との関係が専門的にそれに従事するか、あるいは全く従事しないかに両極的に分化する傾向が強いため、家族協業の必要性によって世帯内に留まるというインセンティブが、漁業就業者以外にはほとんど働かないのである。加えて、漁家においては継承すべき経済価値のある土地資産もほとんど存在せず、漁業用の生産手段は経営を継承しない者にとってはほとんど無価値であるという現実的な事情もあり、資産の継承性の面から同居が選択される余地も少ない。

こうして男子若年世帯員の流出傾向は今や明瞭であるが、この傾向は1970年代以降においてはじめて本格的に表面化したところであつて、それ以前には明確には表れていなかった点が注目される。表4-1はこの関係を見るために、漁家世帯が、自営漁業に就業 表4-1 するか否かに関わらず、労働力年齢の息子をどの程度世帯内に保持しているのかを検討するための大まかな指標として作成したものであり、父親世代の男子世帯員数を分母とし、その息子に該当する25才（ないし30才）下位の年齢階層の世帯員数を分子として算出した値である。

これによると、1973年時点においては、どの年齢階層の父親も一人強の息子を世帯内に確保していたことがわかる（もちろん、現実には同居のあとつぎを持たない漁家と二

表 4-1 個人経営体男子世帯員の世代更新度

父子年齢間隔25才の場合						父子年齢間隔30才の場合					
1973年		1978年		1983年		1973年		1978年		1983年	
父子年 齢階層	父子人 数比率	父子年 齢階層	父子人 数比率	父子年 齢階層	父子人 数比率	父子年 齢階層	父子人 数比率	父子年 齢階層	父子人 数比率	父子年 齢階層	父子人 数比率
				才 才	15-/40- 140.8					才 才	15-/45- 96.3
才 才	15-/40- 113.0	才 才	15-/40- 123.7	20-/45- 81.8				才 才	15-/45- 103.3	20-/50- 70.6	
20-/45-	106.8	20-/45-	78.0	25-/50- 66.1		才 才	15-/45- 127.5	20-/50-	90.5	25-/55-	76.1
25-/50-	111.6	25-/50-	90.0	30-/55- 78.3		20-/50-	158.0	25-/55-	133.9	30-/60-	117.8
30-/55-	101.5	30-/55-	95.7	35-/60- 96.6		25-/55-	118.6	30-/60-	103.0		
35-/60-	142.5	35-/60-	105.8			30-/60-	100.0				

注：『漁業センサス』による。年齢階層区分については、表3-1と同じ。

三男を含む複数の同居の息子を有する漁家とが存在していたであろうが、それが相殺しあって平均的には1世帯に1人強の同居の息子が確保されているという量的関係にあったのである)。ところが、同年のオイルショック以降の不況期に入ると——それは同時に昭和一桁生まれ世代(1973年時点における40才代階層)の漁業者の子弟が労働力年齢に入っていった時期である——、父親に対応する年齢階層の同居の息子数の比率が急速に減少することになった。たとえば、父子の年齢間隔を25才とした場合の数値では、1983年時点において50～54才階層の父親は、少なくとも3人に1人は、同居の息子を有していない計算になる。また、同一の年齢階層集団に即して1973年以降の変化を見ると、1973年における40～44才および45～49才階層は、学卒期前後の息子を世帯内にほぼ保有していたのに対して、その後の10年間に同じ父親集団(1983年における50～59才階層)が息子世代の急速な世帯外流出を経験することになったことがわかる。これに対して、1973年時点で50～54才階層であった父親世代は、その後の10年間においても大きな変化なしに、ほぼ一人の息子を世帯内に維持していることが判明する。

以上の検討から確認されることは、第一に、男子世帯員の世代更新度は1973年時点においては、長男(ないし息子のうちの一人)が親と同居してあととりになる、という伝統的關係が依然として支配的であったこと、第二に、その關係はその後の10年間に急速に変化し、今日では同居の息子を持たない父親世代が増加していること、第三に、その変化は1973年時点で50才以上階層に属していた漁業者にはほとんど生じずに、50才未満階層の漁業者のみに集中して現れていること——すなわち、その子弟が1970年代

以降において学卒=労働力人口化した世代に変化が集中していること——の諸点である。

それではこうした特徴的な変化をもたらした根拠は何であろうか。これについては、各種の要因が関連していると思われるが、少なくとも次の二点は重視されなければならないだろう。

第一に、あととり世代の自営漁業外就業の増加による世帯分離の進行である。自営漁業の後継者となった者は、二三男が分家した場合を除けば、ほぼ例外なく親と同一世帯を形成しているから、漁業後継者の減少が世帯外流出の基本的事情となったことは明らかである。この結果、表4-2から読みとれるように、世帯員中の自営漁業就業者の比率は同一表4-2年齢階層集団についてはかえって高まっており、漁家世帯としての純化傾向が見られるのである。たとえば、1973年時点では25～29才の男子世帯員のうち自営漁業に従事していた者は50%であったが、同じ年齢集団が1983年において35～39才に達した時点においてはその70%が自営漁業の就業者となっているのである。このことは、漁村のすみずみにまで及んだモータリゼーションの進展にも関わらず、自営漁業に従事しない息子は、親と同居して通勤サラリーマンとなる方向を選択するよりも、世帯外に流出する方向を選択する方が1970年代以降においては主たる動きであったことを意味している。<sup>2)</sup>農業における専業農家の増加は、兼業条件を持たない高齢核家族の増加をその主要内容としているのに対して、沿岸漁業における専業化傾向はこれまでは世帯内にとどまっていた他産業従事のあととり予定者が同世代の漁業後継者とは異なって直系世帯維持規範から自由になり、世帯外への流出を本格化させたことによって生じていると言えよう。その意味で今日における漁家の専業化傾向は、家族協業の外部にあった同居世帯員の流出に

表4-2 男子漁家世帯員中の自営漁業就業者数の比率（単位：％）

	1973年	1983年
合計	47.4	52.5
15才～	14.6	12.0
20～	36.8	32.5
25～	49.8	43.6
30～	69.7	57.8
35～	81.4	69.6
40～	85.8	81.7
45～	87.7	88.8
50～	88.6	90.4
55～	87.2	90.4
60～	81.2	88.2
65～	53.6	60.0

注1) 『漁業センサス』より算出。

2) 各年齢階層ごとに自営漁業就業者数を個人経営体世帯員数で除して算出した。



よって、家族協業関係がいわば萎縮的に強化されつつあることを意味している。この点は次節で確認する漁家の専業度の上昇経営とも対応するところである。

第二に、一夫婦の子供数の減少傾向は、戦後ベビーブーム期の直後から開始されたが、その世代が1970年代において労働力人口化したため、労働力人口に属する一世帯当たりの子弟の人数が、1950年代・60年代に比較して明瞭に減少したという事実が指摘できる。その主要な根拠は、就学年限の延長や生活様式の変化にともなう子弟の養育費の増加——家計費中に占める養育費・教育費の比率の増加として把握される——であろうが、いずれにせよ、子供数の減少は、はじめから息子を持たない世帯を増加させたと言える。男女が同じ比率で出生するとすれば、単純算術的に言えば、子供数が平均2人ならば4世帯に1世帯が息子のいない世帯となるはずである。このような男子子弟の減少の下で、子弟にとっての職業選択の自由が、高度経済成長期以降の労働市場の展開によって実質的に保証されていたのであるから、同居の男子子弟が存在しない世帯が急速に増加することとなったわけであろう。

もちろん、こうした変化の度合は、地域ごとに大きく異なっている。表4-3によって 表4-3、1983年における50～59才の父親世代が同居の男子子弟（父子の年齢間隔を25才とみなして25～34才の男子世帯員の人数をとった）をどの程度確保しているのかについて地域ごとの数値を見よう。これによると、全国平均では約7割の漁家が同居の息子を有している下で、その比率が9割に近い太平洋北区と6割台の瀬戸内海区・太平洋南区・日本海西区の開差が目される。息子世代を確保できていない高齢者核家族の増加は全国的な共通傾向であるが、その中で旧来の直系世帯が根強く維持されている太平洋北区と

表4-3 男子世帯員の世代更新度（漁家・農家の地域別対比）

	漁家	農家
100-105 %		南関東
95-		東海
90-		東北・北陸・北関東・近畿
85-	太平洋北区	全国・沖縄
80-		北九州
75-		東山・山陰・四国
70-	全国・北海道区・太平洋中区 日本海北区・東シナ海区	北海道・山陽
65-	太平洋南区・日本海西区	
60-	瀬戸内海区	
55-		南九州

注1) 漁家については1983年について『漁業センサス』より。農家については1980年について『農業センサス』より。

2) [25～34才の男子世帯員数÷50～59才の男子世帯員数]として算出。

、世帯の核家族的純化が進展している瀬戸内海区等とが好対照をなしていると判断できよう。なお、同表は参考のために農家について同様の数値を掲げているが、これによると、農家に比較した場合でも漁家の高齢者核家族化の進展は相当に激しいことが確認できる。また、農家の場合には、南関東・東海・近畿などで世代更新度が高いことから見て、都市化にともなう通勤兼業機会の増大は世代更新度を維持する方向に作用していると想定されるのに対して、漁家においては瀬戸内海区や太平洋中区の世代更新度から見て、そうした傾向が見られないと判断される。この点は、部分的ではあれ農家には存在している家族協業とそれと不可分に関連した土地資産の継承関係が、漁家においては存在していないという事情と密接に関連していると推測される。

さらに、同表と前掲表3-12によって、昭和一桁生まれ世代を世帯主としている世帯について、男子子弟を自営漁業就業者として確保している世帯の比率と世帯員として確保している世帯の比率とを対比して見ると、全国的には、世帯員の世代更新度（同居の息子の確保率）は7割程度、自営漁業就業者の世代更新度（後継者確保率）は3ないし4割程度という大まかな把握が可能となる。また、地域的な特徴としては、①自営漁業就業者確保率は全国平均よりも高く、世帯員確保率は全国平均水準である地域（北海道区・東シナ海区）、②自営漁業就業者確保率は全国平均より低く、世帯員確保率は全国平均水準である地域（日本海北区・太平洋中区）、③自営漁業就業者確保率も世帯員確保率も全国平均水準より高い地域（太平洋北区）、④自営漁業就業者確保率も世帯員確保率も全国平均水準より低い地域（日本海西区・瀬戸内海区）、という四つの地域タイプを指摘することができる。

こうした傾向から、地域的差異の生じる根拠を極めて図式的に推定してみると、地元の自営漁業の所得水準が高い場合には①・③のタイプが、それが低い場合には②・④のタイプが選択され、後者の中では、地元の労働市場が展開している場合には②に、その展開度が弱い場合には④に、それぞれ傾斜していくものと想定される。とはいえ、地元の労働市場の展開している瀬戸内海区が④に属していることからしても、純経済的な事情だけで世帯員の更新度が決定されるとは判断しにくく、直系世帯維持規範意識の強弱度等の社会的要因も考慮しなければならないと思われる。もっとも、海区区分による大まかな検討では、これ以上の具体的な事情については明らかにできない。

## 第二節 世帯の就業関係とその担い手

### (1) 概況

漁家世帯員の自営漁業および兼業部門の従事状況について検討し、それが漁家経営のあり方、さらには漁家の世代的再生産とどのように関連しているのかについて考察することが本節の課題である。これまでのところでは我々は、男子自営漁業就業者は農業従事者と異なって、自営漁業専門的性格が強いことを強調してきた。この点は、農家に比較した場合に顕著な特徴であり、同じ自営業部門の中での漁業の特質を規定している事情である。とはいえこのことは、漁家が兼業部門を持たないことを意味しているわけでは決してないし、漁業就業者本人が他産業に従事することを排除するものでもない。それゆえ、世帯および世帯員個々の就業関係を、自営漁業就業者との関係に則して検討することが独自に必要なのである。

まず、漁家の専業・兼業別の構成について表4-4によって概況を押さえておこう。これによると現状は、第一種兼業が4割で、残りの6割を専業と第二種兼業の両極が二分しているという構成であることがわかる。また、戦後の推移としては専業の一貫した増加と第二種兼業のほぼ一貫した減少が特徴的であり、この間、第一種兼業は増加から減少へと転じている。特に1973年以降においては、絶対数についても構成比についても、専業の増加と第一種・第二種兼業の減少が顕著な対照をなしている。

この関係を表4-5によって地域別に見ると、専業漁家が1割台に過ぎず第二種兼業が最も多い日本海北区・日本海西区と、専業が4割前後で第二種兼業が2割台の太平洋南区・瀬戸内海区を両極として、その開差は相当大きいことがわかる。特に、漁業所得の低さ

表4-4 漁家の専業・兼業関係と農業兼業度

		1953	1963	1968	1973	1978	1983
実数	合計 a	235,761	261,518	248,323	224,968	210,123	199,162
	専業	33,711	41,613	50,102	48,608	53,497	57,778
	I兼	101,374	135,113	112,830	102,352	89,911	78,573
	II兼	100,676	85,792	85,391	74,008	66,715	62,811
構成比	専業	14.3	15.9	20.2	21.6	25.5	29.0
	I兼	43.0	51.5	45.4	45.5	42.8	39.5
	II兼	42.7	32.7	34.4	32.9	31.8	31.5
耕地のある漁家 b		159,854	170,932	124,982	96,991	77,685	63,536
農業兼業比率 b/a		67.7	65.1	50.3	43.1	37.0	31.9

注1) 『漁業センサス』より。

2) I兼とは第一種兼業漁家であり、自営漁業を主とする漁家。II兼とは第二種兼業漁家であり、自営漁業を従とする漁家。

3) 耕地のある漁家とは、少しでも耕作をしている漁家のこと。

表4-5

地域別の漁家の専業・兼業関係

	漁 家 実 数				構 成 比		
	合計	専業	I兼	II兼	専業	I兼	II兼
北海道区					%	%	%
1973年	26,027	5,945	12,462	7,620	22.8	47.9	29.3
1983年	22,995	7,488	9,867	5,640	32.6	42.9	24.5
太平洋北区							
1973年	27,691	4,082	13,665	9,944	14.7	49.3	35.9
1983年	23,859	4,124	10,648	9,087	17.3	44.6	38.1
太平洋中区							
1973年	35,733	6,260	18,333	11,140	17.5	51.3	31.2
1983年	27,497	6,571	12,641	8,285	23.9	46.0	30.1
太平洋南区							
1973年	17,596	5,519	7,584	4,493	31.4	43.1	25.5
1983年	17,003	7,529	5,821	3,653	44.3	34.2	21.5
日本海北区							
1973年	10,441	901	3,667	5,873	8.6	35.1	56.2
1983年	11,303	1,408	3,528	6,367	12.5	31.2	56.3
日本海西区							
1973年	13,929	1,822	6,196	5,911	13.1	44.5	42.4
1983年	13,304	2,247	5,187	5,870	16.9	39.0	44.1
東シナ海区							
1973年	54,938	12,707	23,797	18,434	23.1	43.3	33.6
1983年	48,266	15,134	18,987	14,145	31.4	39.3	29.3
瀬戸内海区							
1973年	38,613	11,372	16,648	10,593	29.5	43.1	27.4
1983年	34,935	13,277	11,894	9,764	38.0	34.0	27.9

注：『漁業センサス』による。

、冬季における漁業操業の困難性によって特徴的な日本海北区・日本海西区と北洋漁業の乗組員の供給地という性格等を持つ太平洋北区において、専業漁家比率が1割台に留まっている点に留意しておこう。

しかしながら変化の方向としては、いずれの地域においても絶対数・構成比の双方で、専業漁家が増加し、第一種・第二種兼業がともに減少しているという共通傾向を見せている。それゆえ、この変化の背景には、地域的個性を超えて貫徹している全国共通の事情があると思われる。それは、前節で確認した非自営漁業従事者の世帯外流出傾向と、農業を中心とする自営兼業部門の縮小であると思われる。また、15才以上の世帯員の減少よりも就業者数の減少度の方がかなり激しいことからみて、農業と同様に他産業に従事していた世帯員が高齢化等によって他産業から引退したことによって専業化が進展したという関係も予測される。

次に漁家世帯員個々が主としてどの部門に就業していたのかについて、地域別・時系列的に示した表4-6を見よう。同表は男女別にも年齢別にも区分できないという難点があるが、以下のような注目すべき傾向を一応確認することができる。

第一に、自営漁業の海上作業を主たる就業部門とする者は、全国平均では1漁家当たりで1.27名であり、一貫して微増傾向を見せていることである。労働人口の世帯員数も~~減少~~世帯内就業者数も~~減少~~確実に減少している中で、昭和一桁生まれ世代が現役であり続けたこれまでの時期においては、海上作業を主とする世帯員が増加して、漁家への依存度はそれだけ強まったと見られるのである。その結果、就業者計に占める自営漁業海上作業を主たる就業の場とする世帯員の割合は、1963年における38%（1.18人÷3.



表4-6 一個人経営世帯当たりの主な就業状態別世帯員数(男女計) (単位:人)

	15才以上 世帯員数	自 営 漁 業		自営農業	その他の 自営業	雇われ漁業 の海上作業	その他の 雇われ就業	就業者計 c	(a+b)/c
		海上作業 a	陸上作業 のみ b						
全国									
1963	3.75	1.18	0.49	0.72	0.15	0.15	0.39	3.10	53.9
1968	3.70	1.21	0.40	0.59	0.14	0.13	0.50	2.98	54.0
1973	3.63	1.22	0.43	0.40	0.17	0.10	0.58	2.91	56.7
1978	3.58	1.23	0.38	0.32	0.18	0.09	0.58	2.79	57.7
1983	3.48	1.27	0.34	0.16	0.09	0.10	* 0.20	2.16	* 74.5
北海道区									
1963	3.69	1.19	1.08	0.32	0.06	0.22	0.36	3.23	70.3
1968	3.61	1.24	1.04	0.16	0.08	0.16	0.42	3.08	74.0
1973	3.52	1.19	0.99	0.07	0.07	0.16	0.58	3.07	71.0
1978	3.43	1.20	0.92	0.05	0.08	0.13	0.55	2.92	72.6
1983	3.35	1.32	0.90	0.02	0.04	0.14	0.27	2.70	82.2
太平洋北区									
1963	4.34	1.06	0.54	1.02	0.17	0.40	0.42	3.62	44.2
1968	4.23	1.13	0.51	0.82	0.16	0.34	0.55	3.51	46.7
1973	4.12	1.29	0.56	0.51	0.15	0.24	0.66	3.41	54.3
1978	4.05	1.27	0.47	0.41	0.17	0.20	0.72	3.24	53.7
1983	3.91	1.30	0.44	0.22	0.12	0.19	0.39	2.67	65.2
太平洋中区									
1963	3.90	1.31	0.58	0.60	0.15	0.12	0.46	3.23	58.5
1968	3.87	1.32	0.39	0.51	0.15	0.08	0.58	3.08	55.5
1973	3.82	1.30	0.44	0.37	0.21	0.05	0.67	3.04	57.2
1978	3.75	1.31	0.36	0.28	0.23	0.06	0.64	2.89	57.8
1983	3.69	1.35	0.31	0.12	0.12	0.07	0.14	2.10	79.0
太平洋南区									
1963	3.50	1.13	0.24	0.68	0.14	0.19	0.29	2.68	51.1
1968	3.44	1.16	0.25	0.42	0.12	0.20	0.36	2.51	56.2
1973	3.40	1.19	0.29	0.31	0.14	0.12	0.45	2.51	59.0
1978	3.39	1.19	0.30	0.23	0.14	0.11	0.47	2.44	61.1
1983	3.27	1.27	0.26	0.08	0.06	0.10	0.10	1.86	82.3
日本海北区									
1963	4.05	0.81	0.24	1.15	0.24	0.21	0.62	3.26	32.2
1968	3.96	0.82	0.24	0.98	0.19	0.16	0.77	3.16	33.5
1973	3.91	0.79	0.26	0.74	0.29	0.15	0.90	3.13	33.5
1978	3.80	0.79	0.28	0.59	0.28	0.13	0.92	3.00	35.7
1983	3.70	0.78	0.27	0.35	0.16	0.12	0.39	2.05	51.2
日本海西区									
1963	3.66	0.92	0.24	0.86	0.25	0.20	0.47	2.95	39.3
1968	3.64	0.93	0.21	0.65	0.24	0.18	0.67	2.88	39.6
1973	3.66	0.95	0.34	0.44	0.32	0.16	0.78	3.00	43.0
1978	3.64	0.96	0.32	0.33	0.33	0.15	0.77	2.86	44.8
1983	3.51	0.92	0.30	0.15	0.19	0.17	0.28	2.01	60.7
東シナ海区									
1963	3.49	1.15	0.38	0.99	0.13	0.07	0.22	2.95	51.9
1968	3.49	1.18	0.28	0.83	0.14	0.07	0.33	2.84	51.4
1973	3.46	1.21	0.28	0.57	0.18	0.05	0.43	2.72	54.8
1978	3.49	1.29	0.25	0.44	0.17	0.05	0.46	2.66	57.9
1983	3.40	1.35	0.19	0.21	0.06	0.06	0.13	2.00	77.0
瀬戸内海区									
1963	3.57	1.36	0.32	0.49	0.18	0.04	0.48	2.86	58.7
1968	3.53	1.40	0.25	0.39	0.14	0.03	0.57	2.79	59.1
1973	3.44	1.37	0.28	0.26	0.16	0.06	0.59	2.71	60.9
1978	3.33	1.34	0.27	0.23	0.15	0.05	0.53	2.58	62.4
1983	3.25	1.31	0.24	0.13	0.08	0.06	0.14	1.95	79.5

注1) 漁業センサスより算出。

2) 1983年の「その他の雇われ就業」, 「就業者計」は統計的難点によって他の年度と比較できない(その理由は, 本文への注3を参照のこと)。

10人)から、1978年の44% (1.23人÷2.79人)へと顕著に増加している  
のである。<sup>3)</sup>

これに対して第二に、自営漁業の海上作業には従事せずに、その陸上作業を就業の主たる部分としている世帯員は確実に減少しており、その減少分は海上作業者の増加分よりも大きいことである。このことは、陸上作業のみを行っていた女子が海上作業に従事するようになったという変化と同時に、漁業の陸上作業からも引退する高齢者やパート労働等に就業の重点を移した女子が存在したことを示唆している。

第三に、このような自営漁業従事の地域差は相当に大きい。特に、海上作業従事者がほとんどの海区で1.3人前後——それゆえ世帯員中の海上作業者数は、3世帯のうち2世帯は1人、1世帯は2人となる——である中で、日本海北区は0.78人、日本海西区も0.92人と1世帯当たり1人を割っている点が注目される。兼業漁家の比重の最も高い両海区では、世帯員当たりで見ても兼業部門への傾斜が顕著であり、世帯内に自営漁業を中心に就業する者を一人も有しない世帯がかなり存在する点で、他の地区に比較して異質である。また、北海道区・太平洋北区・東シナ海区において明らかなように、海上作業者数が確実に増加している地域が多い中で、日本海の両区は減少傾向を見せている点も注目される。それゆえ、前章において確認した日本海北区を典型とした中年時点での自営漁業ユーザーの増加は、海上作業者の構成を向上させる形でのそれではなく、季節的・副業的な漁業従事者の自営漁業従事日数が、統計的対象となる30日以上に増加したためと見られる。また、海上作業には従事せずに自営漁業の陸上作業を就業の主たる部門とする世帯員についても、日本海両区では増加、他の海区では減少となっている。この点でも両区は

自営漁業担当者の質を低下させる形で経営体数・就業者数を増加させていることになり、漁業生産・経営の性格についての独自性を想定させる。

第四に、海上作業員・陸上作業員の双方を含めて、自営漁業に主として就業している世帯員の数<sup>(に対する)</sup>の割合は、全国平均で57.7%（1978年、1983年には74.5%となるが、これは統計的に問題があるので採用できない）である。農業・その他の自営業も加えて自営業全体の主たる就業者は1978年で就業者総数の75.6%に達するから、家族協業的關係は全体として強く維持されていると言える。もちろんこの点でも、自営漁業部門については日本海北区・日本海西区はその割合が顕著に低い地域となっていることがわかる。

第五に、農業についてはどの海区においてもこの20年間に急速に就業者数の減少を見せていることが明瞭である。半農半漁形態をなおかなり残存させている日本海北区・太平洋北区・東シナ海区等である程度の比重を示しているとはいえ、農業兼業が顕著に放棄されているのは世帯員の就業面からしても確認できるところである。

第六に、漁業・農業以外のその他の自営業については——統計に疑問のある1983年については考慮から外しても——、<sup>(微増ない)</sup>横這い気味に留まっていると言える。遊漁＝釣り船経営や民宿業などが増加した地域も見られるが、全体としては自営業部門は減少しており、農業以外の兼業自営部門もそれを補完するだけの伸長を示してはいないのである。

第七に、雇われ漁業の海上作業員については、全体として減少傾向にあるが、その地域差は非常に大きい。すなわち、この人数が最も多い太平洋北区ではかつては1世帯に0.4人の雇われ漁業者を有していた——単純計算すれば5世帯に2世帯となるが、雇われ漁

業従事から自営漁業従事への若年ユーターン者（したがって数年間だけの雇われ漁業従事者）が多いことを考慮するとライフ・サイクルを通じて見ればほとんどの世帯から雇われ漁業者が出ていたと見られる——が、半減したとはいえ、今日でもほぼ1世帯0.2人となっているのであり、雇われ漁業と自営漁家との強い結合関係が想定される。これに対して、東シナ海区や瀬戸内海区では一貫してこの比率が低く、自営漁家の世帯員が沖合・遠洋漁業で雇用されることは少ないことがわかる。漁業雇われは、事実においても統計数値によっても、その大半が男子であるから、この点は自営漁業の後継者参入のルートに関連して重要な点である。

第八に、雇われ漁業以外のその他の雇われ就業は、臨時雇いと常雇いの双方を含んでいるが、1973年までは増加し、1978年にかけては横這い気味になっている（1983年については統計的難点によってこの数値は他の年度と比較できない）。その根拠は、同居子弟の一般雇用者化が進展した高度経済成長期のあと、不況期に転じてからは、一般雇用者数の伸び悩みとその世帯外流出とが生じたために、それまでの傾向が停止するにいたったものと思われる。

以上に見られるように、漁家世帯はこの間、農業兼業を放棄し、自営漁業に就業の重点を置く形で徐々に専業度を高めて来たといえる。また、就業状況の地域性については、自営漁業が兼業的位置に傾斜している日本海北区・日本海西区が、他の海区と区別される独自の性格を有していることも確認できた。

なお、ここでは世帯員が主として従事している部門についての検討を行ったが、自営漁業の従事者の中には他産業に主として従事しながら季節的に自営漁業に従事するものも当

然存在している。そこで、自営漁業の海上作業者に従事した者の総数がそれに主として（第一位の就業部門として）従事した者の何倍の人数だけ存在するののかについて見たものが表4-7である。これによると、全国的には自営漁業海上作業者の8割近くがそれに主として従事している者であるのに対して、日本海北区を筆頭とし、日本海西区・太平洋北区がこれに次いで、副業的・季節的な自営漁業従事者が相当程度存在していることが明瞭である。とはいえ、これらの地域においても、農家の子弟のように勤務時間の合間に自営業に従事するという形態は少なく、盛漁期には自営漁業に従事し、他の時期には出稼ぎや雇われ漁業や上木作業に従事するという形で季節的に操業部門を変えているものが通常のありかたである。

表4-7

表4-7 自営漁業海上作業世帯員の構成（1983年）

	自営漁業海上作業世帯員		同左（一世帯当たり）		b/a
	合計 a	主とする者 b	合計	主とする者	
	人	人	人	人	%
全国	324,572	252,114	1.63	1.27	77.7
北海道区	37,008	30,387	1.61	1.32	82.1
太平洋北区	44,378	30,981	1.86	1.30	69.8
太平洋中区	45,163	37,124	1.64	1.35	82.2
太平洋南区	25,237	21,544	1.48	1.27	85.4
日本海北区	15,504	8,790	1.37	0.78	56.7
日本海西区	17,977	12,222	1.35	0.92	68.0
東シナ海区	82,385	65,179	1.71	1.35	79.1
瀬戸内海区	56,920	45,887	1.63	1.31	80.6

注1) 漁業センサスより算出。

2) aは、自営漁業の海上作業に従事する個人経営体世帯員数、bは主たる従事分野が自営漁業の海上作業である世帯員数。

## (2) 所得構成と漁業外の就業特性

漁家経済にとって自営漁業所得とその他の兼業所得がどのような構成になっているのかについて、農林水産省統計情報部『漁業経済調査報告』に依拠しながら、その概要を捉えておこう。表4-8がこの関係を示しているが、ここからは漁家の所得構成について、以<sup>表4-8</sup>下の諸点が確認できる。

- ① 自営漁業の経営規模が上位にあるほど、漁家所得額は高い。これは耕作規模に関わらず農家所得がほぼ同一水準にある事実とは対照的である。
- ② その根拠は、上位階層ほど漁業所得は当然に高いのに対して、下位階層で労賃収入がそれを補完するだけ高くはなっていないためである。労賃収入の漁家所得に占める割合は下位階層ほど高い（3トン以下は30%前後、5トン以上階層およびのり養殖業では17%程度になっている）が、それでも漁業所得を越えてはいないのであって、漁業所得への依存度は農家の農業依存度に比べて相当に高い。
- ③ 労賃収入の内容では、漁業被用は少なく——したがって全国平均的に見れば漁業被用の経済的意味は大きくない——、安定的な職員俸給は全階層的にほぼ同一水準で、不安定雇用を中心とする「漁業外被用」は上位階層ほど少ない傾向がある。すなわち、安定的職業は自営漁業の規模とはあまり関係なく従事しているのに対して、臨時的・不安定的雇用は、自営漁業の規模が上位で、家族協業が要求されるに応じて減少しているという関係が読みとれる。
- ④ 農業所得は1トン未満階層および養殖経営体において10～40万円の水準であり、その他の階層では微々たるものに過ぎない。戦後復興期においては過半数の漁家が半農半

表4-8 漁家階層別の所得状況と賃金水準（1985年）

		漁 船 漁 業				養殖業	
		～1ト	1～3	3～5	5～10	わかめ	のり
漁家所得	a	4,227	4,470	5,117	6,255	5,926	5,462
事業所得	b	1,797	2,163	3,041	4,039	3,723	3,078
漁業所得	c	1,470	2,017	2,805	3,926	2,224	2,606
農業所得	d	129	14	35	22	268	402
事業外収入	e	2,544	2,456	2,283	2,560	2,385	2,596
労賃収入	f	1,306	1,404	1,147	1,066	1,238	957
漁業被用	g	179	191	240	271	0	15
漁業外被用	h	601	662	355	254	534	283
職員俸給	i	526	551	553	541	705	660
被用依存度	%						
漁業	g/a	4.2	4.3	4.7	4.3	0	0.3
漁業外	(h+i)/a	26.7	27.1	17.7	12.7	20.9	17.3
主職業別世帯員数	人						
自営漁業	j	1.45	1.66	1.89	2.05	2.45	2.81
農業	k	0.20	0.04	0.05	0.02	0.15	0.17
漁業被用	l	0.02	0.03	0.06	0.05	-	-
漁業外被用	m	0.37	0.40	0.26	0.19	0.25	0.13
事務職員	n	0.21	0.27	0.28	0.24	0.35	0.31
一人当たり賃金額	円						
漁業被用	g/l	8,950	6,367	4,000	5,420	-	-
漁業外被用	h/m	1,624	1,655	1,365	1,337	2,136	2,177
事務職員	i/n	2,505	2,041	1,975	2,254	2,014	2,129

注1) 『漁業経済調査報告』より算出。

2) 主職業別世帯員数とは「年間の労働日数が60日以上の者について最も労働日数の多い仕事を主職業として人数を計上」している。



漁形態を採っており、現在でも自家食料についてはなお多くの漁家がかなりの程度まで自給しているとはいえ、統計的にはこの程度の所得額に留まっているのである。

⑤ 賃労働に従事している者の1人当たりの賃金額を算定するために、各項目の賃金額をそれに従事した「主職業別世帯員数」で除した値が、表中の「一人当たり賃金額」である。この場合、複数の職業に従事している世帯員を「主職業」に全面的に従事しているとみなすことから生じる誤差は避けられないが、各階層の一応の共通傾向は読みとれる。それは、第一に、漁業被用賃金は400～900万円の高い水準であること、第二に、漁業外被用賃金は130～220万円の水準であること、第三に、事務職員は200～250万円程度の水準であること、である。長期航海の遠洋漁業においては漁業被用賃金は500万円を越えることが一般的であるし、漁労長などになれば1000万円を越えることが通例であろうから、<sup>(4)</sup> そうした遠洋漁業の乗組員が調査対象漁家の世帯員にいたことと想定される（とはいえ、漁業被用賃金取得者は調査漁家の5%前後の世帯にしか存在していないのであるから、余り細かな検討を加えることは標本の偏差を拡大する可能性が強い）。事務職員は、自営漁業者以外の者が役場・農協・漁協や一般会社等に勤務しているものであろうから、この賃金水準はほぼ妥当なところであろう。これに対して、漁業外被用の賃金水準は漁家世帯員が季節的・臨時的賃労働に従事する場合の額に比較してやや高めにも感じられるが、この中には婦人のパート労働や男子の半年以上に及ぶ出稼ぎ等、賃金水準を異にする雑多な就業が含まれていること、および「年間60日以上就業者の主要な職業」という統計の基準からして就業人数が過小に出ている可能性が強いことなどの影響によって、このような水準になっているのであろう。以上の点から見た場合、漁家1世帯平均の

数値では労賃収入は漁業所得に比べて多くはないが、労賃所得者の存在する世帯にとってはかなり大きな意味を持っていることが明らかである。賃労働就業を主とする世帯員のいる世帯は、同表によれば多日に見ても6割前後（同表の l, m, n の和）——表4-6から賃労働従事者を算出しても一戸当たり0.7人弱であるから（1978年）、大きな違いはないといえる——であるから、1世帯で複数の賃労働者がいる世帯も考慮すれば、賃労働者のいる世帯といない世帯が全漁家数をほぼ二分していることになり、両者の経済内容はかなり大きな違いを持っていると考えられる。

続いて主要な兼業部門についてややその内容に立ち入って検討を加えてみよう。

まず、農業兼業については、表4-9に見られるように、現在では漁船漁業では2~3割程度、のり・わかめ養殖業では5割程度の漁家が農耕作業を行っている。特に、のり養殖業は摘採時期が10~3月の秋~冬期であり、両者の繁忙期・閑散期が時期的に補完関係にあるという事情や、1960年前後におけるのり養殖業地域の拡張期において、主として旧来の漁船漁家ではなく農業主業で時期的に自家食料のために海藻採取などをしてきた世帯（漁船漁家に比較して、耕地規模が大きかった世帯）がのり養殖業の主な担い手となっていったという経過もあり、今日でも農業・漁業が緊密に結びついている。<sup>5)</sup>

漁業雇われについては、表4-6ですで見たと同じように強い地域性を持っている点の特徴的である。ここでは表4-10で個人漁業経営体世帯員のうち、自営漁業海上作業者と雇われ漁業海上作業者とがどの程度の人数関係にあるのかについて見てみよう。1963年時点では太平洋北区で40%弱、日本海北区・日本海西区で20%台という高い割合を見せていた点が目立っている。しかも自営漁業海上作業者には女子も含むのに対して、雇われ漁業海上作業者はほぼ男子のみであること、また前者はいったんそれに従事すれば一貫して長期間にわたって就労するのに対して、後者は若年時に数年間ないし10数年間従事

表4-9

表4-10

表4-9 漁家の農業兼業状況(1985年)

	漁 船 漁 業				養殖業	
	～1ト	1～3	3～5	5～10	わかめ	のり
経営耕地がある漁家の割合 a	37.8	26.0	19.4	20.0	52.0	50.6
農業収入 b	356	36	52	40	466	938
農業所得	129	14	35	22	268	402
経営耕地がある漁家の農業収入推定 b/a	941	140	269	200	896	1,854

注：『漁業経済調査報告』より算出。ただし、経営耕地がある漁家の比率は、1983年の漁業センサスより。

表4-10 個人漁業経営体世帯員の自営漁業・雇われ漁業従事状況(海区別)

	個人漁業経営体の世帯員		b/a
	自営漁業 海上作業者	雇われ漁業 海上作業者	
	a	b	
	人	人	%
全国	310,910	40,192	12.9
北海道区	38,676	7,285	18.8
一太平洋北区	31,105	11,705	37.6
九太平洋中区	73,257	6,693	9.1
六太平洋南区	20,293	3,431	16.9
三日本海北区	9,520	2,419	25.4
年日本海西区	16,174	3,568	22.1
東シナ海区	63,211	3,579	5.7
瀬戸内海区	58,674	1,512	2.6
全国	275,097	23,621	8.6
北海道区	31,044	4,157	13.4
一太平洋北区	35,603	6,610	18.6
九太平洋中区	46,407	1,927	4.2
七太平洋南区	21,013	2,185	10.4
三日本海北区	8,295	1,523	18.4
年日本海西区	13,253	2,222	16.8
東シナ海区	66,610	2,810	4.2
瀬戸内海区	52,872	2,187	4.1
全国	252,114	19,712	7.8
北海道区	30,387	3,295	10.8
一太平洋北区	30,981	4,532	14.6
九太平洋中区	37,124	1,953	5.3
八太平洋南区	21,544	1,705	7.9
三日本海北区	8,790	1,319	15.0
年日本海西区	12,222	2,243	18.4
東シナ海区	65,179	2,741	4.2
瀬戸内海区	45,887	1,924	4.2

注1) 『漁業センサス』より。

2) 自営漁業海上作業者・雇われ漁業海上作業者は、それぞれ自分の就業の中で自営漁業海上作業・雇われ漁業海上作業を主としている者の数である。したがって、「自営漁業就業者数」・「雇われ漁業就業者数」とは一致しない。

3) すべて男女合計についての数値である。

するという方式で回転率が高いこと等から考慮すれば、雇われ漁業所得を世帯のライフ・サイクルの一定局面で有していた世帯はこれらの地域では極めて多いこと、太平洋北区においてはおそらくほとんどの自営漁家の男子子弟が若年時には遠洋漁業の乗組員として相対的に高い賃金を得て家計を支えていたことが想定されるのである。しかるに、その後の経済成長過程において、雇われ乗組員世帯と自営漁家世帯の分離が進行したこと、漁業における労使関係の近代化にともなって雇われ乗組員の長期雇用傾向が生じ船主側として中年以降の乗組員を若年乗組員に自由に置き換えることが困難となってきたこと、1970年代以降には漁場の拡張限界への到達とその後の200カイリ問題の出現によって遠洋漁業が衰退に転じたこと等の事情が重なって、雇われ漁業者の排出力は低下している。同表に示す1983年の数値では特に太平洋北区の比率が急速に低下していることが知られるであろう。依然として北海道・東北地方（太平洋北区・日本海北区）・日本海西区においてこの比率は高いが、これらの地域の昭和一桁生まれ世代の零細規模漁業者に典型的であったように、若年時には遠洋漁業に数年から10数年従事したあと、父親とともに10数年ないし数年間自営漁業に従事し、父親の引退後には単身または夫婦で操業するといった定形的なライフ・サイクルは一般的ではなくなって来たといえる。

なお、雇われ漁業海上作業従事者を供給する自営漁家は当然に自営漁業の必要労働力の少ない階層であると想定される（逆に言えば、若年者が雇われ漁業に従事している間は自営漁業の規模を大きくできない）。この関係を見たものが表4-11である。これによる

と、1963年時点では予想通り下位階層ほど雇われ漁業海上作業者の供給量が多く、上位階層ほど自営漁業海上作業従事者が多くなっているという傾向が明瞭である。今日でもこの傾向は存在してはいるが、変化の方向としては下位階層からの供給量が減少し上位階層からの供給量は増加することによって次第に階層間の平準化が進展していることが読みとれる。この点は、技術革新の結果、上位階層においても父親一人で操業が可能になった

表4-11

表 4-11

自営漁業経営体世帯員の自営漁業・雇われ漁業従事状況（経営体階層別）

	漁船 非使用	無動力	動 力 船				小型定 置網	養殖業	その他と も合計
			～1ト	1～3	3～5	5～10			
一 個人経営体数 a	28,557	51,037	26,664	57,798	13,931	6,885	5,610	64,254	262,518
九 自営漁業海上作業者 b	15,421	39,148	29,080	84,708	24,345	10,949	7,682	88,674	310,910
六 雇われ漁業海上作業者 c	6,247	14,645	5,580	6,649	1,020	345	622	4,735	40,192
三 1経営体当たり [b/a	0.54	0.77	1.09	1.47	1.75	1.59	1.37	1.38	1.18
年海上作業者数 [c/a	0.22	0.29	0.21	0.12	0.07	0.05	0.11	0.07	0.15
c/b	40.5	37.4	19.2	7.8	4.2	3.2	8.1	5.3	12.9
一 個人経営体数 a	19,660	20,033	41,315	57,551	20,335	5,775	4,725	70,990	248,323
九 自営漁業海上作業者 b	8,349	11,622	37,646	77,303	33,719	10,320	6,337	104,939	301,131
六 雇われ漁業海上作業者 c	3,498	4,326	8,419	6,731	1,672	381	446	6,052	31,878
八 1経営体当たり [b/a	0.43	0.58	0.91	1.34	1.66	1.79	1.34	1.48	1.21
年海上作業者数 [c/a	0.18	0.22	0.20	0.12	0.08	0.07	0.09	0.09	0.13
c/b	41.9	37.2	22.4	8.7	5.0	3.7	7.0	5.8	10.6
一 個人経営体数 a	14,672	7,728	45,807	50,803	25,453	7,777	5,045	59,629	224,968
九 自営漁業海上作業者 b	5,630	3,688	36,030	61,674	38,150	13,505	6,914	97,503	275,097
七 雇われ漁業海上作業者 c	1,283	1,109	6,893	5,520	2,632	691	461	4,724	23,621
三 1経営体当たり [b/a	0.38	0.48	0.79	1.21	1.50	1.74	1.37	1.64	1.22
年海上作業者数 [c/a	0.09	0.14	0.15	0.11	0.10	0.09	0.09	0.08	0.10
c/b	22.8	30.1	19.1	9.0	6.9	5.1	6.7	4.8	8.6
一 個人経営体数 a	10,464	2,941	46,129	46,001	32,765	10,409	5,421	46,870	210,123
九 自営漁業海上作業者 b	5,035	1,472	35,152	51,522	46,584	17,596	7,681	80,017	258,588
七 雇われ漁業海上作業者 c	952	269	6,145	4,581	2,731	862	465	3,511	19,942
八 1経営体当たり [b/a	0.48	0.50	0.76	1.12	1.42	1.69	1.42	1.71	1.23
年海上作業者数 [c/a	0.09	0.09	0.13	0.10	0.08	0.08	0.09	0.07	0.09
c/b	18.9	18.3	17.5	8.9	5.9	4.9	6.1	4.4	7.7
一 個人経営体数 a	7,850	1,623	43,810	41,854	35,923	11,609	5,342	42,166	199,162
九 自営漁業海上作業者 b	4,261	1,460	35,732	43,567	49,620	19,159	7,679	77,009	252,114
八 雇われ漁業海上作業者 c	558	100	6,039	4,366	3,225	1,010	510	3,344	19,712
三 1経営体当たり [b/a	0.54	0.90	0.82	1.04	1.38	1.65	1.44	1.83	1.27
年海上作業者数 [c/a	0.07	0.06	0.14	0.10	0.09	0.09	0.10	0.08	0.10
c/b	13.1	6.8	15.9	10.0	6.5	5.3	6.6	4.3	7.8

注：『漁業センサス』による。

ので必ずしも息子の雇われ漁業者としての一時的流出を阻止する必要がなくなったこと、および若年者の側の労働力価値意識の自立化にともなって自家漁業で労働力が必要であるという事情があっても賃金の高い雇われ漁業に流出するという選択をするようになったためであろうと想定される。

次に、漁業外賃労働についてであるが、ここでは地元労働市場（ただし出稼ぎ等も含むので厳密な意味では「地元」に限定されないが）の性格を知るための一端として、常雇と臨時雇・日雇の量的対比を表4-12でおこなってみよう<sup>6)</sup>。これによると漁家と地元労働市場との関連について、以下のような特徴点の指摘が可能である。第一に、常雇に従事する者の大半（98.4%）は当然に常雇を主要な就業分野とする者であるのに対して、臨時雇・日雇ではその従事者のうちそれを主要な就業分野とする者は全国平均で58.1%であり、他の就業分野の補足的な位置に留めている者が少なくないことである。その人数は絶対数としては2万人強に過ぎないから全漁家の1割台に留まるが、これらの人々は自営漁業等に主体を置きながら盛漁期の荷さばき業務に雇用される主婦や閑漁期にのみ日雇にでる男女等であろう。第二に、漁業外賃労働が常雇と臨時雇のどちらに傾斜しているのかを、常雇従事者数に対する臨時雇・日雇従事者数の割合で見ると、全国平均では常雇の方が多く、臨時雇はその3分の2程度であるのに対して、北海道区・太平洋北区では臨時雇の方が多く、地元で安定的な常雇労働市場が欠乏していて、出稼ぎや地元の土木作業・冬季除雪作業などの雇用の比重が高いこと、逆に瀬戸内海や太平洋中区などの大都市近郊地域においてはこの比率が低く、常雇形態でなければ漁家労働力も容易には調達できないことを示唆している。第三に、賃労働関与世帯の比率を広義・狭義二様の指標でとってみ

表4-12 漁家世帯員中の漁業外賃労働従事者の比率（1978年）

	漁業外賃労働従事者数				個人経営 営体数 e	賃労働関与 世帯比率		臨時雇 主要率 c/d	常雇・臨 時雇比率 d/b
	常雇		臨時雇・日雇			a/e	(a+c)/e		
	主要 a	従事 b	主要 c	従事 d					
全国	86,911	88,337	33,455	57,566	210,123	41.4	57.3	58.1	0.65
北海道区	5,333	5,452	7,516	12,579	24,276	22.0	52.9	59.8	2.31
太平洋北区	10,461	10,706	7,357	12,122	25,014	41.8	71.2	60.7	1.13
太平洋中区	15,486	15,685	3,164	6,193	29,389	52.7	63.5	51.1	0.39
太平洋南区	5,915	6,011	2,088	2,808	17,210	34.4	46.5	74.4	0.47
日本海北区	7,730	7,861	2,574	4,482	11,330	68.2	90.9	57.4	0.57
日本海西区	8,064	8,205	2,426	3,783	13,763	58.6	76.2	64.1	0.46
東シナ海区	17,707	18,018	5,664	10,871	51,899	34.1	45.0	52.1	0.60
瀬戸内海区	16,215	16,399	2,666	4,728	37,242	43.5	50.7	56.4	0.29

注1) 『漁業センサス』より算出。

2) 「主要」は当該の就業部門を主要な（第一位の）就業の場とする世帯員の数。「従事」は他の就業部門を主要な就業の場とする者も含めた当該部門で就業する世帯員の数。



ると、賃労働依存度の低い地域（北海道区・太平洋南区・東シナ海区），高い地域（日本海北区・日本海西区・太平洋中区）が対照的である。この点では，自営漁業所得の低い日本海両区が賃労働への依存度が高くならざるを得ないという関係が確認できる。ここで賃労働依存度の低い地域である北海道区・太平洋区はこれまで北洋漁業等の遠洋漁業の乗組員としての雇用機会がこれに代位していたこと，日本海両区では雇われ漁業・漁業外雇用双方に依存度が高いことといった関係が読みとれる。

#### 注釈（第四章）

1) この点は我々の行った実態調査においても明瞭であるが、自営漁業就業者に対するアンケート結果等によっても確認できる。たとえば、水産庁『漁業における若年漁業就業者の動向に関する調査研究』（1980年刊、執筆は服部昭・大橋信夫）でなされている若年漁業就業者への「入職動機」についてのアンケート結果では「家庭の都合のため」が他の項目を大きく引きはなして断然一位である。

2) しかし、世帯員と世帯員以外との区別、特に漁業センサスの調査表記入の際に実際にそれがどう判断されているのかは必ずしも明確ではないようである。近年、漁家においても息子夫婦が親夫婦と同一敷地内で建物を別にして居住するといった事例が少なくない。そうした場合に、二世帯夫婦の家計の融合度合も種々であり、同一世帯とされるか否かは一義的には決まらない。漁村における聞き取りの限りでは、息子が自営漁業を父と一緒にやっていたら同一世帯としてカウントされるが、そうでない場合には別世帯とされることが多いようである。この点は、統計の実際の作成過程の重要問題でもあり、今後検討してみたい。

3) 1983年の漁業センサスにおいては、1978年までの漁業センサスと比べて調査表が変更されてしまった結果、漁業以外の雇われ就業者と漁業以外の自営業従事者については自営ないし雇われ漁業に関与している世帯員についてしか記入されなくなり、他は無業者に入ってしまうことになってしまった。すなわち、「第七次漁業センサス海面漁業基本調査：漁業経営体調査票」（『第七次漁業センサス 第一報』巻末に収録）の「Ⅳ．個人漁業経営体について」の「1．世帯及び世帯員」においては、縦列に満15才以上の世帯員全員の氏名を書き出し、横列で該当する就業状態欄に丸印を付けるようになっていたが、この横欄で「漁業以外の仕事に雇われて従事」「自営農業」「その他の自営業」となっている欄は、「過去1年間に漁業に従事した人について」という欄の小項目となっているのである。第六次漁業センサスまでの調査票では、同じ「漁業以外の仕事に雇われて従事」等の欄が「過去1年間に従事した仕事」という欄の小項目となっているのであるから、自営漁業にも雇われ漁業にも従事せずに漁業外の賃労働や漁業以外の自営業に従事していた世帯員は、第六次漁業センサスまでは漁業外雇われ従事者ないし漁業以外の自営業従事者として集計されていたのに、第七次においては丸印を付けるべき項目が存在せず、結果として無業者として集計されることになってしまっているのである。このため、表4-6で明らかなように、1983年の「その他の雇われ就業」と「就業者計」および「自営農業」「その他の自営業」の世帯員数は、それぞれ1978年までと比較して大幅に減少してしまっているのである（現実的問題としては、自営農業・その他の自営業に従事している者は若干でも漁業の陸上作業には関与していると判断されて、記入される傾向があるであろうから、影響は「その他の雇われ就業」者に最も強く表れると思われる）。センサス結果の報告集においては1978年までと全く同一の集計項目となっているし、集計方式の変更についての説明もないので、この調査票の変更の意図については全く理解でき

ない。また、こうした変更がなされた場合、現場での調査票記入に際しては、明確な変更の説明がなされない限り、それ以前と同様の項目のつもりで記入する場合が少なくないであろうと想像される。それゆえ、1983年の「その他の雇われ就業」者の人数は、自営・雇われ漁業に従事しつつ、漁業外の賃労働にも従事した世帯員数を示しているとみなすことも危険であると思われる。したがって、1983年センサスは、漁業外の賃労働従事世帯員数と就業者総数については使用に耐えないし、自営農業・その他の自営業従事者についても実際よりも過小に示されている可能性を念頭に置いて限定的に利用すべきであると判断される。

4) 漁業乗組員賃金は『漁業経済調査報告』から算出することができる。1985年について漁労体ごとの乗組員平均賃金を算出すると、遠洋まぐろはえなわ船(200~500トン)で580万円、遠洋底びき網漁船(200~500トン)で861万円と高い。また1航海の航海日数がこれらよりも短い漁船では賃金額も当然低下するが、それでも沖合底びき漁船(30~50トン)305万円、あぐり網漁船(100~200トン)444万円と一応の水準を示している。漁業においては、年功制的賃金体系は存在しないから、中学卒・高校卒直後の若年者も(通常、最初の半年間程度は1人分よりも少ない賃金額であるが)、経験者と全く同一の賃金を得られるのであり、その水準は同年齢の陸上産業労働者に比較して相当に高いことは否定できない。また、漁労のウデが認められて、漁労長になれば、平均賃金の1.5~2人分の賃金が年齢に関係なく支給されることになる。

5) のり養殖業の発展経過と現状の特質、操業の際の農業との兼業関係等については、佐賀大学農学部農業経営経済学教室『のり養殖業の経済分析』(1979年)、八木庸夫『のり養殖業の経済分析』(水産庁漁政部企画課『水産経済研究』第34号、1981年)を参照。

6) ここで1983年でなく1978年の数値を用いるのは、上記注3の理由による。

## 第五章 漁家の階層性と経営状況

前章においては、世帯としての兼業関係を含む漁家の就業のあり方について検討した。現実の漁家は世帯員の各種の就業による所得を合算して家計を維持しているのであり、自営漁業もそうした兼業関係の支えによって維持されている側面があるのであるから、自営漁業の存立の枠組として、兼業関係を含む世帯の経済的構成がまず分析対象とされたわけである。本章においては、前章における検討を前提として、自営漁業部分の経営内容の考察が行われる。ここでは、各漁家の操業している漁業種類・漁業規模＝階層性が、いかなる理由によって選択されているのかについて、基本的な因果関係の解明が重視される。

### 第一節 漁業経営体の階層性

#### (1) 漁業所得の階層性と漁船規模拡張志向

漁船漁業においては、使用漁船の総トン数規模によって階層区分がなされている。これは、すでに述べたように<sup>1)</sup>農家の耕地規模区分に比較して、時系列的な分析のためには適切な区分とは言えないが、にも関わらずこれが唯一の統計区分の基準として採用されているのは、やはりそれが漁業経営の一定の階層性を反映する基準となっているからである。それは言うまでもなく、同一時点について見る限り、使用漁船の規模が拡大するにつれて漁獲金額が増加するという傾向があり、漁家としての経済規模の大小が使用漁船の規模とかなりの程度相関しているからである。そこで、どのような経済関係によって両者の相関関係が生じるのか、特にその際に、人間労働の成果＝労働生産性が漁船規模の影響によってどのように規定されているのかについて検討してみよう。まず、表5-1によって一時<sup>表5-1</sup>点における階層別の経営的指標を見てみると、以下のような特徴を読み取ることができる。

表5-1 漁船漁家の階層別経営・労働状況 (1985年)

		-1ト	1-3	3-5	5-10
漁業収入	a	2,315	3,618	6,610	11,774
漁業所得	b	1,470	2,017	2,805	3,926
漁業所得+支払賃金	c	1,526	2,122	3,327	5,756
漁業所得率	b/a	63.5	55.7	42.4	33.3
漁業従事世帯員男子平均年齢		57.2	55.4	50.6	46.6
世帯員数		3.49	3.83	4.26	4.92
出漁日数		138	159	148	156
投下労働時間					
全	d	814	1,296	2,078	2,996
体	e	711	923	1,067	1,222
計	d+e	1,525	2,219	3,145	4,218
うち世帯員	f	806	1,266	1,756	1,998
海上労働	g	652	817	873	824
陸上労働	g	652	817	873	824
計	f+g	1,458	2,083	2,629	2,822
時間当たり漁業所得					
全	c/d	1,893	1,637	1,601	1,921
体	c/(d+e)	1,001	956	1,058	1,365
うち世帯員	b/f	1,824	1,593	1,597	1,965
海上労働	b/(f+g)	1,008	968	1,067	1,391
陸上労働	b/(f+g)	1,008	968	1,067	1,391
作業延人員	h	178	215	240	334
海上作業	i	207	252	293	362
陸上作業	i	207	252	293	362
平均作業時間	d/h	4.6	6.0	8.7	9.0
海上作業	d/h	4.6	6.0	8.7	9.0
陸上作業	e/i	3.4	3.7	3.6	3.4
海上作業人員		1.29	1.35	1.62	2.14
うち世帯員	j	1.28	1.32	1.39	1.47
海上作業世帯員1人当たり漁業所得	b/j	1,148	1,528	2,018	2,671

注1) 『漁業経済調査報告』より算出。

2) 海上作業人員(世帯員)は、海上作業人員×(海上作業人員中世帯員÷海上作業人員計)として算出した。

第一に、漁業収入すなわち漁獲高は、漁船のトン数階層が上昇するにつれて増大し、漁業所得額も同様の傾向を示していることである。もっともトン数規模が拡大すると、漁船建造費・漁労機器代・燃油代等が急増し、それだけ経費のかかる漁業になるので、漁業所得率は顕著に低下しているが、漁業所得の絶対額は増加しているし、海上作業世帯員1人当たりの漁業所得も顕著に増加していると言える。

第二に、出漁日数については階層的に大きな差異はなく、ほぼ150日前後の水準になっている。このことは、同一時点について見る限り、漁船規模の拡張による漁獲高の増加は、出漁日数の増加（たとえば荒天時にも出漁できるようになるという形での）によって達成されているのではないこと、したがって海上作業世帯員一人当たりの漁業所得の格差は、一日当たり漁業所得の格差にもとづくものであることを意味している。通常の漁船漁業の場合、150日前後の日数がどの階層でもフル操業の水準であり、漁船規模の差によって大きな相違は見られないのである。<sup>2)</sup> 日帰り操業を基本とする沿岸漁業においては、近場の漁場で小型漁船が操業できない荒天時には、相対的に遠方の漁場で操業する、より大型の漁船も操業できない点では質的に大きな差異が存在していないのであって、この点は数日間の継続的操業を基本とする10トン以上の沖合漁業の場合と区別されるところである。

第三に、一人一日当たりの漁獲金額・漁業所得に大きな差異があるのは、漁船規模の拡大＝漁獲能力の向上による単位時間当たりの漁獲高の増加と同時に、海上作業時間の相違も関連している。すなわち、1出漁日当たりの海上作業時間は4時間台から9時間台にかけて相当大きな格差を示しているために、結果としての漁業所得額が規模対応的な序列と

なっているのである。すなわち、上位階層の経営体は漁場の広域的利用に対応した漁場までの航行時間の長時間化を含めて、操業時間を延長することによって小規模漁船よりも全体としての漁獲高を高めているわけである。もっとも、この点では3～5トン階層と5～10トン階層の間に、ほとんど差異がない点にも注意しなければならない。3トン以上階層では共通に、日帰り操業の限度いっぱいの海上作業時間を有していると思われるのである。

以上のように、漁船漁業においては使用漁船の規模が増大するにしたがって漁獲高が上昇し、経費率の増加を吸収した上で、漁業所得の増加（1世帯としても、海上作業従事世帯員一人当たりで見ても）を実現できているのである。こうした一般的傾向の下では、漁船規模の大型化（養殖業においては養殖面積・施設台数の拡張）が志向されるのは当然である。実際、戦後の漁船漁業においては一貫して漁船規模の拡張が顕著に進行し現時点でもなおその傾向に変化はないことは良く知られている。<sup>3)</sup> 養殖面積の拡張は漁船規模の拡張のようには容易でないにしても、養殖業者の規模拡張の希望は強く、地域漁場全体の中で養殖漁場の拡張の余地のある場合には、既存養殖業者の規模拡張が一挙に進展することはしばしば見られるところである。漁船漁業においては、農業における土地やそれと類似した性格を有する養殖漁場と比較して、資金さえあれば規模の大きい漁船も物理的には入手可能であるから、漁家の規模拡張志向の結果として漁船規模の拡張が停止することなく進展して来たと言える。

## (2) 漁業従事世帯員の主体的条件と適正規模

上で見たように、漁船規模を拡張すれば漁業従事世帯員一人当たりの漁業所得額も、世帯としての漁業所得総額も増加することが明らかである。しかも、5トン未満であれば海上作業員数は1名で可能であるし、5～10トン規模であっても2～3名の操業であるから父子協業タイプであれば世帯内労働力だけでおおむねまかなうことができる。それゆえ、漁家世帯にとっては5トン規模まで、ないし5トン以上の規模へも、漁船規模を拡張することが合理的であるということになる。

しかしながら、それでは漁家はもっぱら漁船規模の拡大が経営上有利であって、小規模な漁船で操業している漁家が多数存在しているのは、規模の大きな漁船を取得するだけの資金力がないためや、漁業制度による漁船規模規制という経済外的な規制の結果であるかといえ、決してそうは見られない。漁業制度の存在はもちろん漁船規模の拡張に対する大きな制約要因ではあるが、漁家は自らの世帯の主体的条件を勘案して適正な漁船規模を選択し、それ以上への規模拡大は避けるという判断を行っている。こうした漁家の判断の背景としては、当該地域の漁業をめぐる自然的条件（漁船を大きくすることによって漁獲高を増加させることができる漁場・魚種が存在しているのか）、制度的条件（漁業許可、漁業権行使権の条件として漁船規模についての制限があるか否か）、採算的条件（漁船規模拡張投資のための資金が取得でき、その返済を行いながら所得を向上させることができるか否か）といった諸事情があるが、ここでは、同様な客観的諸事情の下でも規模を拡張する漁家とそうしない漁家とが同一地域内で分化する根拠を探るために、漁家の主体的条件についてまず検討してみたい。具体的には、各階層がどのような労働生産性にあるのか



について考察を加えてみよう。

はじめに自営漁業における海上作業と陸上作業とがどのように組合わされているのかについて、前掲表5-1から推定してみよう。これによると海上作業時間は階層ごとに格差が大きいにも関わらず、陸上作業時間はほとんど一定であることがわかる。陸上作業には出漁直前の準備作業、入港直後の水揚げ・選別・漁具整理などのように海上作業と連動＝一体化しているものと、出漁できない日になされる漁具修理や機関の点検等が含まれるが、世帯の労働のあり方にとって最も重要であるのは、一定時間内に作業を完了しなければならない入港直後の作業である。これが世帯内のだれによって担当されているのかについては、漁業種類による差異が大きい、ごく大まかに対比すれば海上作業時間の少ない階層では海上作業自身が行う傾向が強いといえる。

すなわち、漁場の近い沿岸部分で短時間だけ操業している下位階層の経営体にとっては、帰港後の網さばき・縄繰り作業等を海上作業自身が行う傾向が強いのに対して、上位階層の経営体では海上作業時間が長時間に及び、海上作業が陸上作業を兼務すると労働時間が肉体的限界を越えて翌日の操業に差しつかえるので、陸上作業は主として世帯内の女子（繁忙時には女子の雇用者を加えて）によって担われている（あるいは、<sup>少なくとも</sup>海上作業者の労働時間を軽減するために女子も陸上作業に加わる）。言い換えれば、上位階層の経営体は海上作業者については海上作業に全労働時間を投入する傾向がある——そうしないと、下位階層に比べて漁場までの航海時間が長いので、漁労時間が少なくなってしまうし、規模の大きい漁船を動かすための燃油代や減価償却費を吸収することができなくなる——

のに対して、下位階層の経営体は、海上作業者が陸上作業も行うことが可能な程度の時間で海上作業を切り上げているという関係にあると見られるのである。このことは、表5-1において確認できるように、上位階層ほど全作業時間に占める陸上作業時間の比率が低く、しかも陸上作業の雇用者依存度が高い（すなわち、世帯内男子労働力は、積極的に価値をうみだす労働としての海上作業に集中させ、価値を保存するための陸上単純作業には農家の主婦等の雇用労働力を投入するという方式をとっている）ことに示唆されている。

その背後には、自営漁業のために世帯内の誰を、どの程度拘束することが、世帯所得を最大にするためには最も合理的であるのかについての経済計算が働いていると見られる。すなわち、下位階層では海上作業従事者が海上・陸上両作業を専一的に担当し、それ以外の世帯員を、漁獲高の少ない自営漁業から解放して他の所得機会を追求できるようにすることによって世帯全体としての所得を最大化しようとしているのに対して、上位階層では肉体的に可能な限り海上作業時間を延長して漁獲高の最大化を追求するために、陸上作業は海上作業以外の世帯員が担当するか雇用労働に依存するかするという形で世帯所得の最大化を図っているという対照的關係にあると図式化できる。

それではそうした労働配分の結果として、労働の経済的成果はどのようになっているのだろうか。同じく表5-1の時間当たり漁業所得によると、世帯員と雇用者の全労働時間の経済的成果（漁業所得だけではなく、雇用者賃金も含めて）については、①海上労働1時間当たりの所得では1トン未満階層と5トン以上階層が高く、②海上・陸上両労働時間1時間当たりでは5トン未満の3階層がほぼ同水準で、5トン以上階層がそれよりもかなり高くなっていると言える。また、雇用労賃支払い後の漁業所得と雇用労働力を除外した

世帯員のみ労働時間を対比して、世帯員の労働の経済的成果を見ると、5トン未満の3階層がほぼ同様の水準である（ただし、海上労働時間の短い1トン未満階層の海上労働時間当たり漁業所得はやや高いが）のに対して、5トン～10トン階層が一段高くなっていることがわかる。この点は単年度では不確かなので表5-2によって経年的な動きを見て 表 5-2 も同様な傾向が確認できる。

したがって世帯の保有する労働力を最も有効に活用しようとするれば、5トン以上階層への上向が内在的に求められることになると予想される。特に、3～5トン階層と5～10トン階層では先の表5-1で見られたように、海上・陸上両作業時間はほとんどかわらないのであるから、その経済的成果を入手するために5トン以上階層への移動が生じるはずである。実際そうした傾向は強く、だからこそ各種の漁業許可規則において5トンまでの許可という制限を付しているものが多い<sup>4)</sup>——逆に言えば、そうした制限があるから5トン以上への参入制限が強く、その所得が大きいのだとも言えるわけであり、両者は相互規定的關係にあることは言うまでもないが——と思われるが、同時に漁家世帯の側で主体的条件のゆえに5トン以上への移行を希望せず、5トン未満階層の範囲内で自らの世帯にとっての適正階層を選択しているという事情も見逃せない。それは海上作業従事者の人数と性格に関連する。

すなわち、5トン以上階層での海上作業者は2名を超えているから、1世帯内で見れば父子協業タイプの期間は操業が可能であるとしても、単身操業の段階においては雇用労働力に依存しなければ経営は不可能になってしまう。表5-1からも5トン以上階層の海上作業者に占める雇用の比重がかなり高いことを読みとれるが、<sup>5)</sup> その雇用の年間賃金は

表5-2 漁家階層別の世帯員労働時間当たり漁業所得推移 (単位: 千円)

	世帯員労働時間当たり漁業所得							
	世帯員海上労働時間当たり				世帯員総労働時間当たり			
	-1ト	1-3	3-5	5-10	-1ト	1-3	3-5	5-10
1980年	1,936	1,664	1,770	2,045	1,141	1,044	1,187	1,437
1981	1,876	1,590	1,574	1,894	1,081	991	1,080	1,336
1982	1,861	1,553	1,613	2,244	1,068	960	1,083	1,577
1983	1,887	1,555	1,666	1,974	1,066	972	1,117	1,379
1984	2,005	1,543	1,659	1,893	1,109	974	1,103	1,304
1985	1,824	1,593	1,597	1,965	1,008	968	1,067	1,391

注: 『漁業経済調査報告』より算出。

同表によって約180万円に過ぎないことがわかる。経営にとって不可欠な労働力に対して、この程度の賃金しか支払えない状況なので——この水準は1トン以上階層経営体の漁業所得よりも低いから、1トン規模以上の漁船を持てる漁業者はこれに雇用されるという選択はしないことになる——、雇用労働力を安定的に確保することは困難である。今日、沿岸漁業の雇われ乗組員の不足、高齢者化が指摘されているのは当然であろう。それゆえ、ここで統計上は「雇用者」（「世帯員」以外）とされている者も、その実態は、別世帯ではあれ兄弟や親族である場合が少なくない。このような労働力調達面での不安定性がある限り、世帯外の兄弟や親族を長期的に確保する条件のない世帯において、5トン以上への規模拡大を避けて、父子協業段階においても父親引退後の単身操業段階でも、世帯内労働力だけで対応できる5トン未満階層を選択することが合理的であるということになるであろう。

それでは5トン未満階層内での規模の選択についてはどうであろうか。これについても先の表5-1の海上作業時間を中心に考慮すれば、以下のような図式的理解が一応は許されるであろう。すなわち、3～5トン階層においては5トン以上階層とほぼ同一の海上作業時間なので入港後の水揚げ作業等に女子労働力が要請される度合いが強く、女子は恒常的・安定的な賃労働機会を放棄せざるを得ない。これに対して、3トン未満階層においては海上作業本人が陸上作業も継続的に行えるので、世帯内の女子は兼業部門での就業に比重をかけることができることになろう。

同時に、漁業者の主体的条件にとって最も重要な要因である海上作業者の年齢も、漁船規模の選択に大きく関連している。当然に予想されることは、後継者の得られない高齢者

が単身で操業する場合には、体力も弱体化していると同時に、必要家計費水準も低いはずであるから、漁獲高は少なくとも海上作業時間の短い漁業種類を選択すると想定される。

この点は、基幹的漁業従事者が60才以上である個人経営体の階層区分を示した表5-3 表5-3によって確認されるところであり、海上作業者が60才以上のみ（その大半は60才以上の単身操業タイプであると思われる）の世帯はほとんどが3トン未満階層を選択していることがわかる。

なお、1～3トンと1トン未満の選択基準については、主体的な条件としては年齢が強く作用していると思われるが、さらに後に検討する漁場の自然的条件も不可欠に関連していると見られる。

さて以上のように考えると、ほとんど専ら世帯内労働力に依拠し、世帯のライフ・サイクルの各局面に柔軟に対応可能であり、可能な限り海上作業時間を延長し、自営漁業における世帯員間の協業と分業を有している等の諸特性において、3～5トン階層が最も主業的な沿岸漁家らしい階層であるといえるであろう。われわれの世帯のライフ・サイクルのモデル構成も ~~これを~~ <sup>この階層</sup>を念頭においているし、われわれのおこなった実態調査の多くもこの階層を対象としているのは、こうした判断にもとづいている。

表5-3 男子漁業就業者60才以上のみの個人経営体の比重(1983年)

	漁業就業者が 60才以上男子 のみの経営体		個人経営 体数  b	a / b
	実 数 a	構成比		
1トン未満	13,160	39.1	43,810	30.0%
1～3	12,112	36.0	41,854	28.9
3～5	3,045	9.1	35,923	8.5
5～10	495	1.5	11,609	4.3
その他とも計	33,618	100.0	199,162	16.9

注: 『漁業センサス』より。

## 第二節 適正階層選択の客観的要因

前節においては、漁船規模を拡張して漁業所得を増加させようとする一般的志向が存在していること、同時に、世帯内の労働力の質と量に応じて、世帯所得の最大化を目的とした経済計算によって、各漁家がそれぞれにとって適正と判断される漁船規模＝経営体階層を選択していることが検討された。このことからすれば、世帯内労働力の質と量が転換する時点——後継者の参入時点がその典型——において、当該漁家の旧来の経営規模からの上向志向が表面化することが当然に予想される。

ところで、前節での検討は、同一の客観的条件の下において、主体的条件の如何に応じて、適正階層を異にする漁家が併存する根拠を説明してはいるが、客観的条件そのものと階層選択の関係については考慮していない。そこで本節においては、階層選択を規定する客観的条件としての自然的条件と制度的条件について検討してみよう。

### (1) 自然的条件

各地域の漁家にとって、操業可能な海面における漁獲可能な魚種とその量を前提とした場合に、どの程度の漁船規模が適正であり、どこまで拡張する意義があるのかという制約が存在している。漁船の大型化によって利用可能な漁場は拡張するにしても、それが地域において漁獲可能な魚種の量・経済価値との適切な対応関係を超過してしまえば、不必要に漁船規模が拡張されたことになり、コストばかり高く採算が採れないといった状況になってしまうわけである。

たとえば、先に見た海上労働の継続時間と漁船規模との対応関係と、地域内で操業可能な漁業種類との関連について考えてみよう。沿岸漁業の多様な漁業種類の中には、漁労時



間が増加するほど漁獲量も増加する漁業と、一定の漁労時間を超えれば漁労時間がそれ以上長くなっても漁獲量が増加しない漁業とがある。前者は底びき網漁業・まき網漁業のように、人間労働が投下される漁労過程で魚が捕獲される漁業に典型的であり、後者は刺し網漁業・かご漁業・小型定置網漁業などのように、人間労働が投下されていない時間に、敷設されている漁具に魚が捕獲され、人間労働が投下されるのは捕獲された魚とともに漁具を引き上げる時点に過ぎないといった漁業である。漁獲高を増大させる方法としては、前者にあつては漁労時間の延長が適格的であるのに対して、後者においては漁労時間の延長は有効でなく、漁具数の増加や敷設時間の延長や優良な敷設場所の選択等が重要である。また、前者は漁場探索的で広域的に漁場を利用するのに対して、後者は漁具固定的で沿岸域で操業する。漁船規模との関係では当然に前者の規模が相対的に大きく、後者は小さい。それゆえ、たとえば1～3トン規模の漁船で刺し網を操業していた漁業者が、規模を拡張して漁獲高の増加を図ろうとしても、漁場探索的な漁業種類の対象となる魚種が、経済的に採算の取れる密度で存在していなければ、漁船規模の拡張は意味のないことになってしまうわけである。しかもこうした漁業種類の転換がなされる際には、漁業許可が入手可能であるかという制度的条件と、新しく操業する漁業の熟練を形成できるかという主体的条件が密接に関連することは言うまでもない。

今日、沿岸漁村には、主業的な漁業者を多数有し、後継者の参入にも恵まれて主産地的位置を確保している地域と同時に、零細で副業的な漁業者や高齢漁業者しか存在せず、彼らの引退とともに漁村としての内実を喪失すると予想される地域も見られる。こうした沿岸漁業における地域間格差の要因としては、もちろん市場形成・産地形成に関わる各種の

条件が関連しているが、自然産業＝採取産業としての漁船漁業にあって、<sup>よ</sup>いかなる魚がどの程度存在しているのかという自然的条件が決定的に重要であることは否定できない。

なお、漁船規模の拡張によって漁獲対象魚種が変化せざるを得ないという事情は、同一の漁場で同一の魚種を対象として操業するのでは、規模が大きい漁船の採算が採れなくなってしまうことからして容易に予測されるが、その具体的ありようはもちろん地域ごとの漁場条件によって区々である。ここでは極めて大雑把な指標ではあるが、トン数階層ごとにその漁獲物単価に大きな格差が見られることを指摘しておこう。

すなわち、表5-4によると、漁獲物単価は3トン未満、3～5トン、5～10トンの各階層ごとに順次低下していることがわかる。この傾向は長期的に不変であるから、そこには階層ごとに対象漁獲物・操業漁場が区別されていると予測されるのである。すなわち、漁獲高の最大化を漁場を広範に使用して達成しようとする上位階層においては、海中に少量しか存在しない高価な魚種を選択的に漁獲している余裕はないから、当該漁場に存在する魚種を網羅的に捕獲してしまう漁法<sup>よ</sup>によって、安価な魚種を大量に漁獲して全体としての漁獲金額の増加を実現する方式をとる（逆に言えば、大量漁獲方式を採るからその対象魚種は安価になる）のに対して、漁労時間が短く大きな移動はせずに特定の漁場で操業する下位階層の経営体の場合には、高価格の魚種を選択的に漁獲するという方法をとっているのである。漁船規模に応じて操業漁場が区別され——いわゆる「住み分け」の原理——、漁獲対象魚種も地先ほど高価な資源が多く、沖合に進むにつれて大量に漁獲されるいわゆる多獲性大衆魚の比重が増大してくるという経験的な知見も、こうした理解を裏付けるものである。それゆえ、漁船規模の拡張は漁獲される魚種組成を変更させる要因となるの

表5-4

表5-3 漁船漁家の階層別の漁獲物単価 (単位:円/kg)

	～1トン	1～3	3～5	5～10
1970年	212	193	148	116
1971	231	208	176	110
1972	229	249	197	125
1973	278	289	229	153
1974	379	356	283	200
1975	368	395	343	241
1976	427	456	362	294
1977	445	515	354	294
1978	506	508	328	253
1979	517	581	484	317
1980	571	656	489	342
1981	585	640	457	382
1982	568	622	544	392
1983	567	629	509	383
1984	556	595	445	368
1985	561	619	481	384

注1) 『漁業経済調査報告』より算出。

2) 各経営体階層ともに、[漁業収入÷漁獲量]として算出した。

であり、そのための漁業種類の転換のためには、漁業制度のあり方、熟練の形成、市場の形成などが前提でなければならず、漁業者側の任意の選択によって自由になるわけではないことが明らかであろう。

## (2) 漁業制度

私的所有の対象でない海面においては操業を自由にしておいたのでは新規参入があいまいで操業競争が激化し、安定的な経営が維持しがたい。そこで、自由な操業を禁止して、行政当局が特定の個人のみにも操業を許可したり、漁協が地域漁場の実情に応じて操業者を特定したりする権限を有している。しかも、新規参入者を制限したとしても、既存の許可所有者・操業権利者が旧来の漁船規模を拡張したり、漁具数の増加・大型化をはかったり、機関馬力数を増大させたりすれば、やはり漁獲競争は激化してしまう。そのため、漁業許可・漁業権行使の認定に際しては、その許可等の条件として操業可能な漁船規模の上限等についても定められている。

こうした漁業制度の趣旨からすれば、その実態は参入制限と追加投資の一定の規制にあるから、既存の操業者以外の者が当該漁業に参入を希望する場合にも、既存の漁業者が規模の拡張を希望する場合にも、漁業制度は客観的な制約として作用することになる。具体的には、漁船規模を拡張しようとする際に、その漁家が操業していた旧来の漁業種類の許可条件に、漁船規模の拡張が抵触しないか否かが問題となるわけである。

たとえば、瀬戸内海においては地域の主力漁業である小型底びき網漁業の許可は、大部分が5トン未満とされている。このため、5トン未満の漁船が規模を拡張して5トン以上に移行しようとするると小型底びき網漁業の操業は不可能になってしまうのである。このた

め、瀬戸内海区の小型底びき網漁業者は5トン未満の範囲で漁船規模をとどめており、より大型の漁船によって操業することを希望する場合には、小型底びき網漁業用の5トン未満漁船はそのまま残して、新たに5トン以上の漁船を建造するという選択をせざるを得ないのである。こうした選択は、複数の漁船への重複投資をもたらし、双方の漁船の稼働率を下げることになるので、結果的に漁船規模の拡張が抑制されることになるわけである。こうした事情もあって、使用漁船の総トン数で測った5～10トン階層の構成を見ると、全国平均的には5～10トン規模の漁船を有する漁業者が5～10トン階層経営体の過半を占めているのに対して、瀬戸内海区においては5トン未満漁船を複数所有することによって5トン以上階層に分類されている漁業経営体が多くなっている（表5-5参照）<sup>6)</sup> 表5-5

また、漁業制度は、制度内容そのものにおいても、その運用の柔軟性の度合いにおいても、時々具体的な事情に強く規定されており、新規参入の難易度も一義的には定まらない。たとえば、岩手県においては秋さけの回遊量の増大にともなって、さけをはえなわ漁業で漁獲する漁業者が増加して既存の定置網との利害対立が表面化したため、1980年代初頭において、それまで自由漁業であったはえなわ漁業のうち、さけを漁獲する場合のみはこれを許可漁業とするという規則改正を行っている<sup>7)</sup>。しかしながら、はえなわ漁業自体は依然として自由漁業であるため、厳格にこの規則を適用しようとするれば、自由漁業である他の魚を対象としたはえなわに、さけが「混獲」されているだけであるという漁業者側の抵抗を引き起こし漁場における監視体制の混乱をもたらすことが予測される。その結果、許可制度の形式はとっていても、実態は届け出ればそのまま許可されるというものであり、現実的効果としては、参入規制の機能は有さず、許可条件として定めた操業時期、操

表5-5 経営階層と漁船規模（1985年）

		全国	瀬戸内海区
3～5トン経営体数 a		36,253	9,127
うち3～5トン漁船所有経営体数 b		34,200	8,436
b/a		94.3	92.4
5～10トン経営体数 c		12,224	2,194
うち5～10トン漁船所有経営体数 d		7,515	717
d/c		61.5	32.7
漁船隻数	3～5トン e	60,383	14,010
	5～10トン f	15,106	2,276
	f/e	25.0	16.2

注：農林水産省統計情報部『漁業動態年報』より。

業場所の制限などが、漁獲秩序の維持効果を有しているに過ぎない。

これに対して制度的には自由漁業や、操業権利者の人数を制限する必要のない漁業権漁業であっても、実質的に各種の制限によって着業規制・操業規制が行われている場合もある。たとえば京都府においては、共同漁業権漁場の外でも制度上は操業できるはずの刺し網漁業を、小型底びき網とのトラブル防止の立場から、行政指導によって共同漁業権漁場内での操業に限定している。<sup>8)</sup>

上の事例からも明らかなように、漁業制度は現実には漁業操業の実態とそれにもとづく漁業者間の力関係＝利害関係の変化を反映して変動する部分を有している。それゆえ、~~■~~  
~~■~~特定の時点で漁業制度が変更になる場合に、漁業者に対するその影響は、個々の漁業者のライフ・サイクル上の位置と絡んで具体的な問題を生じさせることになる。たとえば、茨城県の北半部においては、1960年代においてしらす・おきあみ等を対象とした船びき網漁業が盛んになった。これはこの地域において、資源的には以前から存在してはいたが、市場性がないために漁獲されなかったつのなしおきあみが、釣り人用の餌に用いられるようになったために一斉に漁獲されるようになったためである。それまでは、この地域の沿岸漁業者は一本釣り漁業を主体としていたが、急速に普及した船びき網漁業にはこの一本釣り漁業者が転換していったのである。しかるに、この時点では船びき網漁業には2～3人の乗組員が必要とされたのに対して、釣り漁業は1人で操業できたので、釣り漁業者の中には船びき網漁業に転換できる者とできないものが混在することになった。

すなわち、われわれの提起した操業タイプとの関連で言えば、父子協業段階にあった者は船びき網に転換できたのに対して、単身操業段階にあった者は世帯内労働力によっては船

びき網漁業への転換が不可能であった。そのため、後者は、兄弟・親類が相乗りする形を取るか、船びき漁業のために適切な漁船を有していた漁業者が雇い人となり、そうでない漁業者が雇われ人となるという形を取るか、あるいは旧来の釣り漁業を継続するか、という選択をしている（聞き取り調査の限りでは、この時点で夫婦操業の形で船びき網漁業に転換した事例はないようである）。こうして船びき網漁業が急激に増加したため、操業秩序の混乱を考慮して船びき網漁業は県規則によって許可漁業に指定されることになった。それゆえ、この時点でライフ・サイクル的に単身操業段階にあり、しかも優秀な釣り漁業の熟練を有していた漁業者ほど、許可の取得を希望せず（ないし取得できる条件がなく）、次第に水揚げ高の格差を拡大させ、後継者難に陥ることになったのである。それに対し、父子協業段階にあった漁家では生産性の高い漁業への転換意欲は強かったし、船びき網漁業の技術は簡易熟練的であったので速やかに許可を取得して、その後の地域沿岸漁業の主要な担い手として成長していったのである。表2-2で水揚げ高の分布を見た茨城県大津漁協の場合は、船びき網漁業への転換が速やかに進行した地域であるが、水揚げ高500万円以上はおおむね船びき網の許可所有者であり、それ以下のものが釣り漁業者であるという構成をとっている。<sup>9)</sup>

漁業制度の影響を一般論として論じることは困難なので、ここではいくつかの事例に即して説明したが、漁業者の漁業種類選択、漁船規模選択にとって地域漁業をとりまく漁業制度の影響が極めて重要であることは、確認できるであろう。

このことは、逆に言えば、漁業制度の運用のあり方いかんによっては、漁業就業者の構成をあるべき方向に誘導する可能性が存在していることを示唆していると見られるのであ



り，本稿が政策論的帰結として含意しているのも，そうした可能性の開拓の提唱にほかならない。

## 注釈（第五章）

- 1) 拙稿「沿岸漁家経営における経営方針・投資規模の決定条件」『東京水産大学論集』第20号，1985年，所収，pp18-20.
- 2) 『漁業経済統計報告』（1985年版）によって，漁業種類別に出漁日数を見ると，養殖業と小型定置網では200日を越えているが，漁船漁業では10トン未満の全ての階層で150日前後であり，漁業種類の細目（小型底びき網，その他の網漁業，釣り・はえなわ漁業，採貝・採藻）ごとにも同様である．また地域別では，北海道区が120日前後であるほかは，ほぼ150～170日の範囲におさまっている．
- 3) たとえば堀口健治「漁業従事者の把握と経営体」，長谷川彰監修『日本漁業の構造』1981年，所収，p182.
- 4) 各県の漁業調整規則の概要については，水産庁監修『都道府県漁業調整規則の解説』第三版，新水産新聞社刊，1982年，参照．
- 5) 表5-1によると1漁家当たり雇用者数は0.67人となるから，3世帯に2世帯がそれぞれ1人の雇用者を有している計算になる．
- 6) 小型底びき網漁業の許可制限は瀬戸内海区においては5トン未満と定められているものが多い．このため，漁業者としてはその限度いっぱいの規模の拡張をはかろうとすることになるので，結果的に同漁業の基準船型は4.9トン型となっている．なお，経営体規模5～10トン階層では，5～10トン規模の漁船を有してはいない経営体が少なくないが，経営体規模3～5トン階層の場合は大部分の経営体が3～5トン規模の漁船を有している．このため，経営体規模と漁船規模のズレは5トン未満の経営体についてはほとんど問題とならない．
- 7) 拙稿「さけ定置網漁業の経営好転と組合員総就労体制の成立」，平沢豊編『日本漁業の再編成——沿岸・沖合漁業における漁場・漁業管理に関する研究：PART2——』東京水産振興会，1985年，所収，pp188-191.
- 8) 拙稿「石川・福井・京都三府県における小型機船底びき網漁業」，全国漁業協同組合連合会『沿岸基幹漁業実態調査報告書（Ⅱ）』1987年，所収，p232.
- 9) 拙稿「現地実態調査結果（5）茨城県大津漁協」，全国漁業協同組合連合会『沿岸漁業就業構造改善調査報告書』1987年，所収，pp203～221.